

569-142



1200501517365

569  
26  
142

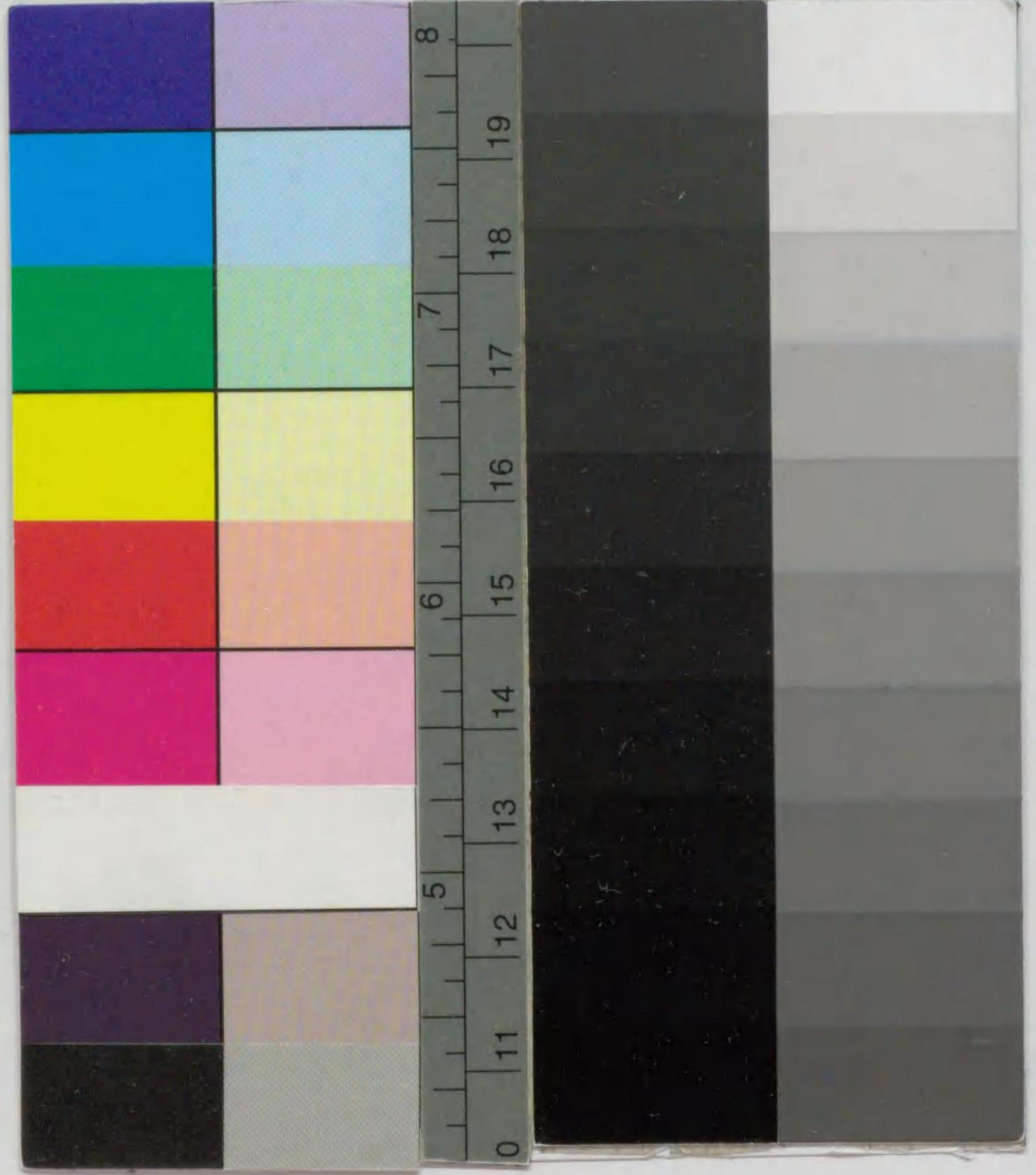
改造文庫  
第一卷 第二十六篇

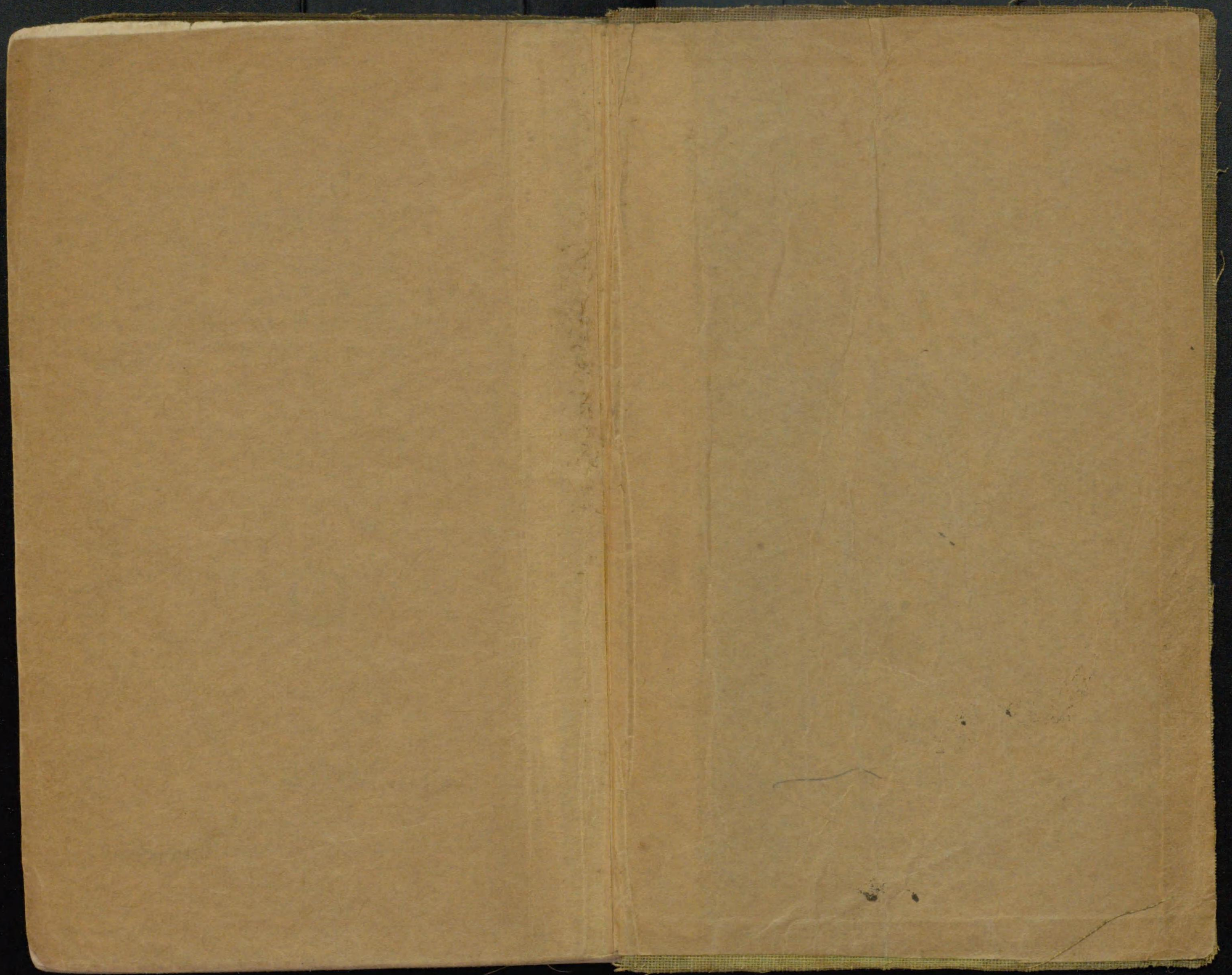
日本工業史

横井時多著

複製

改造社出版







改 造 文 庫

第 一 部 第 二 十 六 篇

日 本 工 業 史

橫 井 時 冬 著

21

改 造 社 出 版



## 『日本工業史』解説

石濱 知行

我日本は古來瑞穂の國と言はれ専ら農業のみを以て立國の基礎となしたるが如く思はれ、従つて一般人にして日本の工業史方面に對する興味を有し、研究をなすもの甚だ尠なかつた。しかし、記紀の神代卷等にも工業に關係する神話多く、上代にも工業的組織としての部の如き特有なるものありし、日本の原始生産として工業は小規模ながらも行はれてゐたのである。最近の研究に依れば神代に行はれたりと言はるる織機の如きも之を世界の織機發達史に徴すれば既に戶外機の域を脱してゐたと言はれる。その後支那を始として諸外國との交渉によつて、日本の工業生産方法は幾多の示唆をうけ従つてその生産力も諸種の刺戟によつて増加し來り、殊に和蘭その他の西歐諸國との接觸後は工業上の多くの改良行はれたが寛文十三年の鎖國令後はその發達に一頓挫を來し、明治維新後に至り急激なる外國文化の移入によつて再び盛となり、今日の隆盛を示すに至つた。

近來日本經濟史研究が盛となり來つたが、從來この方面に於ける文献は甚だ尠くして、殊に工業史方面に於いては皆無といふを遮げない。横井時冬氏著の「日本工業史」がこの方面に於ける殆んど誰一の文献である。この書は明治三十年末脱稿の書なれども、その後今日に至る迄未だこの書を凌駕すべき文献を見ない。この學の如何に至難にして、この書の如何に價值多きものであるかはそれによつても察しうるであらう。

本書は筆を上古に於ける工業に起し、寧樂、藤原、武家、徳川時代を経て明治三十年頃に至るまでの工業的歴史を簡單に摘要せしものである。本書は著者がその序文に於いて言ふが如く、學生の参考書として著したるものであるから、頗る簡にして、殊に初めの上古、寧樂、藤原時代の叙述の

如きは僅か數頁宛にすぎないのはいささか物足りない。又本書は主として技術方面の研究のみで、組織方面——例へば上古に於ける部の如き、徳川時代に於ける座の如き——にはその蘊蓄を披瀝するところ尠ないのは遺憾である。しかしながら、すべての學問が未だ緒につき始めた明治三十年頃に既にこの方面に着眼し、これ丈多くの資料によつて、これ丈の纏まつた著作をものせられた著者の苦心は如何計りであつたであらう。すべての學問が進歩し、資料も整理、追加、増補せられた今日、未だこの書を不必要とするが如きこの方面の著作の世に出でざるといふ事實は、この書が如何に價値あるものであるかを裏書せるものでなければならぬ。本書は明治三十年出版後、數年を経るの訂正増補の再版出で、その後久しく市場に姿を見せず市價頗る高騰したが、昭和二年に至つて男横井春野氏の手によつて改めて白楊社から、横井時冬全集の第三卷として出版せられたのは欣しいことと言はなければならなかつた。たゞこの最近版は、出版をいそがれし關係か、魯魚の誤多く、校正の粗又尠なしとせずとの噂を聞く。今改造社が綿密なる校訂によつて、廉價にこの不朽の古典を大衆の前に提供せんとするはまことに結構なる企なりと言はざるを得ない。

著者横井時冬氏は名古屋藩士猪右衛門の三男として安政六年十二月城内三の丸中小路に生れ、明倫堂、養成學校、早稻田專門學校に學び、その間佐藤楚材、小中村清矩、栗田寛等について和漢の學を修めた。早稻田卒業後は高等商業學校、高等工業學校等に教鞭をとつて。又小杉搢邨、小中村清矩、本居豐顯氏等と交遊して學を深めた。明治三十五年文學博士の稱號を與へらる。明治三十九年四月易簣。著書として名高きは本書の外に早稻田專門學校の卒業論文として起草した「大日本不動産史」「大日本商業史」「大日本殖産史」「芸窓襟載」「大日本繪畫史」等がある。

目次

解題	三
第一編 上古時代の工業	二七
第一章 上古世襲の工業	二六
第二章 朝鮮支那交通以後の工業	三二
第二編 寧樂朝時代の工業	三二
第三章 佛法の隆盛と工業の進歩	三三
第一款 東大寺の正倉院	三三
第二款 彫刻術の進歩	三四
第三款 蒔繪并に七寶の創製	三五
第四款 玻璃器の進歩	三六
第五款 染物の進歩	三七
第六款 刺繡の進歩	三六
第七款 裝飾術の進歩	三九
第四章 建術の進歩	三九

第三編 藤原氏時代の工業

第五章 貴族の豪奢と工業の進歩

- 第一款 葺手、歌繪の流行……………四一
- 第二款 蒔繪并に螺鈿の流行……………四三
- 第三款 蠶絲業の進歩……………四五
- 第四款 織物并に染物の進歩……………四六
- 第五款 製紙の進歩……………四七
- 第六款 貴族の崇佛と彫刻術の進歩……………四九
- 第七款 寢殿式の建築……………五〇

第四編 武家時代の工業

第六章 鎌倉時代の工業

- 第一款 蒔繪并に鎌倉彫の創製……………五三
- 第二款 宋窯法の傳來……………五四
- 第三款 武器用の工藝品……………五五

第七章 東山時代の工業

- 第一款 蒔繪并に金屬彫刻の進歩……………五八

第二款 東山時代舶來陶磁器……………五九

- 第三款 工業家の保護……………六〇

第八章 堺の工業……………六一

第九章 歐洲人の交通以後の工業……………六三

第十章 桃山時代の工業……………六四

- 第一款 工藝家の家譽號……………六五
- 第二款 天正蒔繪……………六六
- 第三款 樂燒の創製……………六七
- 第四款 假面彫刻の進歩……………六八
- 第五款 刀劍并に裝劍具の彫刻……………六九
- 第六款 桃山式の建築……………七〇

第十一章 點茶の流行と工藝品の進歩……………七一

- 第一款 鑪子鑄造の進歩……………七三
- 第二款 茶器用陶器の進歩……………七四
- 第三款 茶器用漆器の進歩……………七五

第十二章 征韓役後陶業の勃興……………七五

第五編 徳川時代の工業

第十三章 造船術の進歩……………七六

第十四章 建築術の變遷……………七八

第十五章 武家の隆盛と工業の進歩……………八〇

第十六章 京都江戸の美術工藝……………八三

第十七章 鎖港并に渡海禁止の工業に及ぼし、影響……………八四

第十八章 各藩工業の奨励保護……………八六

第十九章 陶磁器の進歩……………八七

第一款 白磁礦の發見并に有田、瀬戸の磁器……………九〇

第二款 京師の陶磁器……………九四

第三款 九谷の磁器……………九六

第四款 遠州の七窯并に茶器用の陶磁器……………九九

第五款 諸國の藩窯……………一〇三

第二十章 漆器蒔繪の進歩……………一〇五

第一款 蒔繪漆畫……………一〇七

第二款 京師及諸國の漆器……………一〇九

第三款 特種の漆器……………一二一

第二十一章 織物の進歩……………一二四

第一款 織物原料の輸入……………一二六

第二款 京都西陣の織物……………一二八

第三款 關東奥羽織物の進歩……………一三〇

第四款 縮緬織の進歩……………一三一

第五款 特種の織物……………一三五

第六款 植物纖維の織物……………一三七

第二十二章 京都の染物并に染物の流行……………一三八

第二十三章 武器用工藝品の進歩……………一四〇

第二十四章 銅器の進歩……………一四三

第二十五章 假面根付類の彫刻進歩……………一四四

第二十六章 製紙の發達……………一四七

第二十七章 建築物……………一四八

第二十八章 木版彫刻の進歩……………一五〇

第二十九章 洋式機械工業の創始……………一五二

第六編 維新後の工業

第三十章 工業の變遷……………一四四

第三十一章 明治政府工業に關する獎勵保護……………一四四

第三十二章 澳國博覽會參同の影響……………一四八

第三十三章 洋式模範工場の設立……………一五三

第三十四章 工業の組合……………一五五

第三十五章 機械製絲業 附撚糸……………一五八

第三十六章 機械紡績業……………一六三

第三十七章 織物の進歩……………一七一

第一款 ジャカード、バツタンの輸入……………一七二

第二款 京都西陣の織物……………一七六

第三款 兩毛織物の進歩……………一七九

第四款 關東織物の進歩……………一八四

第五款 輸出織物……………一八六

第六款 特種の織物……………一八九

第七款 縞木綿の進歩……………一九一

第八款 綿フランネルの創製……………一九五

第三十八章 綴錦井に段通の進歩……………一九九

第三十九章 染色の進歩……………二〇三

第四十章 陶磁器の進歩……………二〇五

第一款 陶窯の變遷并に顔料の輸入……………二〇六

第二款 石膏型の創始并に銅版押繪の進歩……………二一〇

第三款 東京及京都の陶磁器……………二一四

第四款 諸國の磁器……………二一八

第五款 諸國の陶器……………二二一

第六款 維新後著く發達したる磁器……………二二七

第四十一章 煉瓦并に土管の進歩……………二三〇

第四十二章 攝線篤……………二三二

第四十三章 七寶の進歩……………二三六

第四十四章 玻璃の進歩……………二三八

第四十五章 漆器及蒔繪……………二四〇

第一款 色漆の發明……………二四〇



第二款 東京及金澤の蒔繪……………二四二

第三款 輸出漆器……………二四三

第四款 内地用の漆器……………二四六

第五款 支那漆輸入の影響……………二四九

第四十六章 銅器并に青銅器……………二五一

第四十七章 燐寸……………二五四

第四十八章 花 薙……………二五六

第四十九章 麥桿真田……………二五九

第五十章 印刷紙……………二六一

第五十一章 印刷術の進歩……………二六五

第五十二章 造船并に機械製造業……………二七一

第五十三章 西洋式の建築……………二七四

工 藝 鏡 卷 一

目 次

刀 劍 工

天國 安綱 眞守……………

友成……………

三條宗近……………

正恒……………

高平 助平 包平……………

國友 久國……………

一文 則宗……………

藤原吉光……………

光忠 長光……………

來國行……………

來國次  
 岡崎正宗  
 鄉義弘  
 左衛門三郎  
 志津兼氏  
 備前兼光  
 村正  
 關兼定 關兼元  
 埋忠明壽  
 國廣、忠吉

附

妙本

佛像彫刻工

鞍部鳥  
 稽文會 稽主勳

圖中連公磨  
 曾兼尙  
 法眼定朝  
 法印長勢  
 法眼康慶  
 法印運慶  
 法橋定覺  
 法橋快慶  
 法印湛慶  
 法眼康勝  
 僧松雲

假面彫刻工

三光坊  
 河內大椽家重  
 是閑吉滿  
 出目洞白

兒玉滿昌

裝劍具彫刻工

後藤祐乘  
 後藤光乘  
 後藤德乘  
 後藤即乘  
 後藤通乘  
 後藤桂乘  
 橫谷宗與  
 橫谷宗珉  
 奈良利壽  
 奈良安親  
 奈良乘意  
 柳川直政  
 一宮長常  
 津尋甫

岡本尙茂  
 後藤一乘  
 河野春明  
 加納夏雄

根付置物類彫刻工

野々口立圃  
 法眼周山  
 小笠原一齋  
 壽貞尼  
 岡野保伯  
 岡野保久  
 上林樂只軒  
 武田友月  
 福島親之  
 森川杜園

帝室技藝員

家具彫刻工

左甚五郎

人形彫刻工

松本喜三郎

甲冑工

明珍宗介

明珍信家

甲乙女信康

鑄物工

名越三昌

名越實久

名越家昌

宮崎寒雉

大西淨清

嘉長

中川紹益

四方安平

金谷五郎三郎

泰藏六

本間琢齊

七寶工

平田道仁

菅長厚

梶常吉

塚本貝助

銅版工

永田亞歐堂

工藝鏡卷二

目次

陶器工

- 加藤四郎左衛門
- 加藤藤四郎
- 加藤藤次郎
- 加藤藤三郎
- 樂長祐
- 樂常慶
- 樂道入
- 野々村仁清
- 西村宗全
- 永樂保全
- 鷗幸右衛門

- 尾形乾山
- 本阿彌光甫
- 小林錦光山
- 高橋帶山
- 清水六兵衛
- 高橋仁阿彌
- 尾形周平
- 奧田穎川
- 青木木米
- 清風與平
- 眞清水藏六
- 淺井周齋
- 角倉玄寧
- 高原藤兵衛
- 朴平意
- 星山嘉入
- 金江參平

杉江壽門  
 沼波弄山  
 三輪休雪  
 加集珉平  
 深海墨之助  
 三浦乾也  
 ドクトル、ゴッドフリード、ワゲネル  
 竹本隼太  
 深川榮左衛門

漆器工蒔繪工

盛阿彌  
 篠井秀次  
 藤重藤嚴  
 近藤道志  
 飛來一閑  
 中村宗哲

酒井田柿右衛門  
 上野喜藏  
 今村如猿  
 後藤才次郎  
 大樋長左衛門  
 飯田屋八郎右衛門  
 陳元贊  
 平澤九朗  
 加藤民吉  
 川本埜仙堂  
 大喜豐助  
 大橋秋二  
 伊奈長三  
 上村白鷗  
 松下三光  
 赤井陶然  
 加藤春岱

古滿休意  
 古滿寬哉  
 鹽見政誠  
 谷田忠兵衛  
 飯塚桃葉  
 原羊遊齋  
 中山胡民  
 小川松民  
 柴田是眞帝室技藝員  
 池田泰眞帝室技藝員  
 僧康圓  
 楊成長是  
 玉楮象谷

織物工染物工

滿田彌三右衛門  
 竹若伊右衛門

山本利兵衛  
 西村彦兵衛  
 佐野長寬  
 橋本市藏  
 木村表齋  
 石井勇吉  
 五十嵐信齋  
 幸阿彌道長  
 幸阿彌長晏  
 幸阿彌長重  
 本阿彌光悅  
 山本春正  
 椎原市太夫  
 棍川久次郎  
 尾形光琳  
 小川破笠  
 佐々木信好

竹田庄九郎  
 友禪  
 明石次郎  
 天野房義  
 石田九野  
 藤本庄左藏門  
 帝室技藝員 伊達彌助

# 日本工業史

## 第一編 上古時代の工業

### 第一章 上古世襲の工業

第一編 上古時代の工業

我邦の俗世業を貴びしかば、中臣連の上祖天兒屋命、忌部首の上祖天太玉命の裔は、其道々を以て神祇を祭祀し、大伴連の上祖天忍日命、久米直の上祖天津久米命の裔は、其部下を率ゐて皇宮を警衛せしが如く、工藝家も亦其職を世襲せり。すなはち鏡作連の上祖石凝姥命の裔は鍛冶の業を傳へ、玉祖連の上祖玉祖命の裔は玉作の業を傳へたるが如し。神武天皇以降に至りては世業の風益盛に行はれ、弓削部、矢作部、楯縫部、鞍部は武器馬具を製造し、織部、服部、衣縫部は絹布を織り、衣服を裁縫し、木工、石作、鍛部、漆部、土師部は土木の業をなして公私の用を辨ぜり。これら世業者を品部と稱す。品部は其職いつれも世襲なるが故に、古への人は其職名たる土師、織部の類を氏ともして通用せり。當時公命をうけて部に長たるものをさして伴造又伴緒ともいひ、皇后皇子及大臣大連の如き貴顯の家にはこの諸部の人民を多く使用し、民部、家部など稱して恰も資財の如きものなりき。されば孝徳天皇の改新の詔を發し給ふや、皇太子中大兄皇子まづ所有の入部五百廿四口を



獻じ給ひ、尋いで臣連等が所有の人民をやめて國家の人民となし給ひき。されども文武天皇の如きはなほ番上官を置き、其職を世襲せしめられぬ。漆部司の漆部、縫部司の縫部、鍛冶司の鍛冶部類これなり。これらを伴部と稱し、又伴造とも稱せり。伴部は其職名を氏として奉仕するが故に、其家の名負氏ともいふ。又雑戸とて諸官に屬せる民戸あり、織部司の染戸、鍛冶司の鍛戸、宮陶司の宮戸の如きこれなり。これらの人民をまた品部とも稱せり。多くは居住の地に在て公役に服し、又諸司に上番しても其職を勤めしとぞ。孝徳天皇にいたり専ら唐の制度を用ひ給ひ、すべて世職を停め、人材を選びて諸官に任じ給ひしも、雑務技術の職に至りては、なほ部中より其任に堪へたる人を選び、某部と稱し、番上官として採用し給ひき。されば文武天皇に至りても工藝家は番上官として諸官司に配當せられぬ。されども既に時運は工藝の變更を促し、佛法の隆盛と共に朝鮮支那より新意匠の工藝品續々輸入せられ、歸化の品部といへども其の子孫に至りては其工藝大むね舊式に屬し、最早世に賞翫せられざるも、品部の徒はなほ舊業を墨守し、其需要に應ずること能はざりしかば、其技術益衰頽し、寧樂朝にいたり工藝の隆盛を極めしも、其工藝に従事せしは大むね新に家を起したるものにて、其業を世襲せし品部の徒にはあらざりき。これ又時運の變遷が工藝に盛衰を及ぼしたることを知るべし。

## 第二章 朝鮮支那交通以後の工業

朝鮮の交通は太古素盞鳴尊、稻飯命の往來に始まり、其後新羅の王子天日槍、大加羅の王子都奴

我阿羅斯等大加羅後任那と改む等來朝せしが、神功皇后の征韓以來新羅、高句麗、百濟の三國悉く降り、韓土の半島全く我附庸國となりぬ。これより文學工藝を我邦に傳へて利益を與へたるもの多し、支那もはやくより彼我の人民互に往來せしかば、垂仁天皇の朝筑紫伊觀國造の如き、私に使を遣し、彼の印綬をうくるものありき。されども公の交通は雄略天皇の朝、吳の使人來朝し、こなたよりも使人を吳に遣されたるをもて始とす。これより屢吳へ使人を遣されしかば、六朝の工藝も亦我邦に入りぬ。其後推古天皇の朝、小野妹子を隋に遣されしが、まもなく隋亡びしかば、舒明天皇の朝犬上三田スキ耜、藥師惠日等を唐へ遣さるゝことゝなれり。これ遣唐使の始にて唐朝隆盛の工藝も亦文學宗教と共に我邦に入り來れり。

我邦工藝の發達したるは應神天皇の朝に起り、雄略天皇の朝を経て推古天皇、孝徳天皇の兩朝にいたり百工燦然として開けたるが如し。神功皇后の征韓は獨韓人の服したるのみならず、韓土流寓の漢人も亦心潜に其徳を慕ひ、遂に應神天皇の朝にいたり秦公祖弓月君秦始皇帝三世孝武王の後并に倭漢直祖阿知使主後漢孝靈帝四代の孫等其黨類の縣民を率ゐて歸化し、織物の法を傳ふ。天皇ことに阿知使主を吳に遣し、織物の名手を召し、吳織漢織の法を傳へしめらる。吳をクレと稱し漢をアヤと稱するは皆三韓の方言にして綾織の如きこの歸化の漢工が織出しよりあやとは名づけたるにや。弓月君、阿知使主の歸化は直接に支那の工藝を我邦に傳へたるものにて、我工藝進歩の上に利益を與へたること多しとす。雄略天皇の如き、ことに御心を工藝によせ給ひ、使を百濟に遣し、陶工高貴、錦工安定那を召し、又使を吳に遣し、吳織漢織の名手を召す。高貴、安定那は河内の桃原錦部郡に於いて製造に従事し、吳織漢織の名手は其子孫大和、伊勢にうつりて繁殖す。桃原は當時の模範工

場にて其傳授の功著きを覺ゆ。天皇なほ諸國に桑をうゑしめ、秦酒公をして秦民を總領せしめ、ますます織物を奨勵し給ひしかば、秦民より貢獻する所の絹帛朝廷に充積するにいたりといへば、以て其盛なりしを知るべし。孝徳天皇の朝にいたり、大伯仙錦、小伯仙錦、車形錦、菱形錦の如き貴重なる錦類を織いだししも、全くこの朝に胚胎す。土器の如きもこれよりさき新羅の王子、天日槍の從人近江の鏡谷にて、新羅の法を傳へしも、こゝにいたり更に百濟の法を傳へしかば、これよりやゝ堅實なる土器を製したるなるべし。且又天皇土師連吾筈に詔して土器をつくらしめ、朝夕の御膳に用ゐる給ひ、つひに贊土師部を定め給ふ。これ後世宮内省中に宮陶司をおかるゝ濫觴とはなりぬ。この他仁賢天皇の朝、高句麗の革工須流枳、奴流枳を召し、熟皮の法染革の法を傳へしめ給ひしが如き、其功偉大にして後遂に寧樂朝にいたり革をもつて筥を作り、またよく燻革、皺革、畫革を製するにいたれるもこれに基くものといふべし。これを要するに我邦上古の風俗きはめて質朴なりしかば、織物の如きはやくより絹、麻布、栲布其他綺、倭文布の如き類ありしも、六朝の法を傳へて全く一變し、土器の如きも埴をもつて甕、甌、良迦の如き飲食器より埴輪の類を製し、土師部の職もありしかど、百濟の堅實なる陶法を得てやゝ改良し、革の如きも既に獸皮を剥ぎて種々の器材に用ゐるしも、熟皮、染革の法をしらず、高句麗法を得て狍部の人其法を子孫に傳へ、漸く精良になりしが如き、大むね秦漢内附の民、并に韓土來朝の民が我邦の工藝を助けて發達せしめたるもの多かりき。その子孫皆姓を賜ひ、且祠ありといふ。

## 第二編 寧樂朝時代の工業

### 第三章 佛法の隆盛と工業の進歩

佛法西域より後漢の明帝の時支那に入り、轉じて韓土に入りしが、欽明天皇の時百濟より我邦に入り來れり。これより敏達天皇、推古天皇の兩朝を経て、其法漸く行はれ、尋いで遣唐使の事起り、學問僧を彼土に遣されしより知識の名僧もいできて、弘法上大に力を得しかば、著く發達し、寧樂朝にいたり隆盛を極めき。ことに聖武天皇、光明皇后の如き、いたく佛法を崇信し給ひ、國毎に國分寺をおき、寧樂に總國分寺をおかれぬ。總國分寺又東大寺ともいふ。金銅盧舍那佛の大像を安置し、車駕親臨していとも盛大なる開眼供養を營み給ひき。これより寧樂の都は大伽藍寶塔雲霄に聳えて起り、輪奐相映せり。其美觀おもふべきなり。抑も佛法と共に百濟より寺工、瓦工傳來し、班鳩寺四天王寺をはじめ、寧樂七大寺東大寺、興福寺、西大寺、元興寺、大安寺、藥師寺、法隆寺の如き大伽藍續々起り、建築法を一變せしが、唯これら外部の建築のみならず、其安置する所の佛像木佛、銅佛、泥佛、漆佛、乾漆佛、押板佛の類より諸佛器に至るまで、大むね精巧を極めたりき。これらの變化を來したるは朝鮮支那より直接に傳來したるものゝ外に佛法の支那に入りしより、中央亞細亞北天竺との交通頻繁となり、佛法のため所謂希臘印度式を支那に傳來し、更に支那もしくは朝鮮を経て間接に我邦に傳來したるものありて、遂に我邦の工藝上に一大變遷を及ぼし、寧樂朝にいたり融化して一種の日本風となりき。こは寧樂の正倉院に保存し給へる

聖武天皇の御物に就いてこれを證明すべし。又希臘印度式の工藝品が間接に我邦に傳來せしより、工藝上の意匠に著く變化を來したることは、法隆寺の玉蟲の厨子、東大寺正倉院の玉蟲の矢筈、及び夾纈、藤纈の鳥毛書御屏風、夾纈の鳥毛立女御屏風の如き類を見て想像すべし。又我邦太古より寶玉を産し、これを曲玉、管玉などに製して諸器財の裝飾に用ゐしも、其製極めて質朴なりしに、佛法傳來してよりこのかた此の如き質朴なる工藝の志想全く變化し、我邦に産せざりし金銀の如き貴重の鑛物をもつて佛像佛器を壯嚴にせしかば、百般の工藝品専ら巧麗精緻を貴ぶことゝなれり。されば寧樂朝に至り佛法の隆盛に赴くと共に、櫻花の爛熳として咲きいづるが如く、彫刻、織物、染物、刺繡、鑄金、漆工、玻璃、木工、木畫の類が發達せしも亦偶然の結果にはあらざるなり。

### 第一款 東大寺の正倉院

東大寺の正倉院は聖武天皇が御在世中、つねに愛翫し給ひし所の御武器、御佛具、御樂器、御屏風、御手道具の類を收められし所のおくらなりき。正倉院は南より北へ總長さ十七間一かまへの廣さ凡五六間奥ゆき五四間を井樓にしてあせ合せたりさればこれをあせぐらともいふ 正倉院の御物は、聖武天皇が天平勝寶八歲五月二日崩御あらせられたる七の御忌辰にあたる六月廿一日、孝謙天皇光明皇后より東大寺の廬舎那佛に先帝の冥福を祈る爲納め給ひし所のものになんありける。かくの如き貴重の御寶物なれば、朝廷においても東大寺に閉を任じ給はず、勅使をもつてこれを開閉せしめ給ふことにて其御取扱いと嚴なり。されば武家にて政權を左右する世となりても、この寶庫の開閉は孝謙天皇の定め給ひし勅封の例を奉じて犯すも

のなかりき。後鳥羽天皇建久四年八月、源賴朝の拜觀せし以來、足利義滿、義教、義政、織田信長、徳川家康などいづれも拜觀せしが、こは賴朝の古例によれるものなりとぞ。徳川氏時代に至り東山天皇の元祿六年五月修庫の事ありしより、百四十年を経て、仁孝天皇の天保四年十月寶庫破損せしかば、大に修理を加へらる。今上天皇に至り維新後明治五年八月勅使宮内少丞世古延世を遣して開封せしめられき。これよりしばし開封ありしが、同じき十年二月、車駕奈良縣に行幸して寶庫の御物のみそなはし、蘭奢待を截らしめ給ふ。同じき十五年八月、初て外門并塙屏を作らしめらる。なほ同じき十八年十月、火除地を設け、外門并塙屏の修築を加へられ、今日の如くなれり。この寶庫平重衡のあらび松永久秀の暴舉にも兵燹を免れて、一千四百年前の工藝美術品を傳ふことを得たるは世に例なきめでたき事にこそ。

### 第二款 彫刻術の進歩

佛像の彫刻は敏達天皇の朝に始まり、用明天皇の朝にいたり鞍作部多須奈司馬達等の子よく佛像をつくり、其法を子鳥に傳ふ。鳥は名工にして聖德太子に寵せられ、其つくりし所の佛像少からずと雖も、今現存する所のものにて其名を彫りつけたるは只法隆寺の金堂に安置する所の金銅釋迦佛坐像四尺五寸ばかり推古天皇卅一年の作あるのみ、多須奈鳥父子の作は韓人の媒介によりて傳來したる推古式の鼻祖なり。其後孝德天皇の朝、山口直大口詔を奉じて千體の佛像を彫刻せしも、今は散逸して唯僅に法隆寺の金堂に安置する所の四天王の立像のみとなれり。其中名を彫りつけたるは持國天、增長天

各四尺四寸ばかりの二軀なり。聖武天皇の朝にいたり、佛法益隆盛になりしかば、佛像彫刻も亦進歩し、稽文會、稽主勳の如き名工いづ。この二人は兄弟にして河内の春日部邑に住す、故に世人其姓名を呼ばずして單に春日と稱す。長谷寺に安置する所の十一面觀世音菩薩の立像二丈六尺を彫刻せしも、此二人なりといふ。又天平中國中連公磨の如き、非常の名工いで、大鑄師高市眞國、高市眞磨、柿本男玉の三人を指揮し、東大寺に巨大なる金銅盧舍那佛の坐像高五丈三尺五寸を鑄造せしが如き、其一班を窺ふべし。この他天平時代にいたり、作人の名の傳らざるものにて傑作の品なほ多く、寧樂地方に現存せりと雖も、其中ことに銅像には藥師寺の金に安置する所の藥師佛立像蓮臺とも一丈四尺ばかり天平初年の鑄造あり、木像には法隆寺の夢殿に安置する所の正觀音立像六尺五寸ばかり天平年間作、并に秋篠寺に安置する所の技藝天女立像七尺五寸ばかり養老年間作あり、乾漆像には東大寺法華堂俗に三月堂といふに安置する所の執金剛神立像五尺五寸ばかり天平年間作あり、攝像には法隆寺五重塔内の佛像凡一尺四寸五分より六寸七分まで并に東大寺戒壇院に安置する所の四天王立像五尺四寸五分ばかり天平年間の類ありて、いづれも天平時代の彫刻を代表せり。畢竟これらの傑作は推古式よりうけ來りて唐代の式をまじへ融化して一種の天平式となれるものにして、當時寧樂朝佛法の隆盛なりしを想像するに足れり。

### 第三款 蒔繪并に七寶の創製

漆は支那人はやくもこれを應用して竹簡に科斗を書したるに始まり、舜は漆をもつて食器をつくり、禹は漆をもつて祭器をつくれり。其後周に至り漆をもつて車を飾り、弓を塗るにいたりき。こ

れより祭器樂器の類をはじめ、宮室を裝飾する用に供せり。されどもこの法我邦に傳らず、全く我邦においては別に發達せし一種の工藝なりき。そもく我邦人が漆を用ひしは、景行天皇の朝、日本武尊が舍人床石宿禰をして翫好のものを塗らしめ給ひしに始まり、子孫漆部連氏となりて其職を世々にせしも、其工藝著く世に顯れざりしが、漸く孝德天皇の朝にいたり、棺槨の制をたて漆をもて塗らしめ、冠制を定めて冠背に漆塗の羅を用ひしめ給ひしより、一般に漆の用をしることゝなれり。寧樂朝に至りては漆工大に進歩し、漆をもて繪畫を描くものあり、或は螺鈿を嵌め、或は金銀平文にぬりたるものなどいづ。つひに支那になき所の蒔繪を創製せり。今なほ正倉院寶庫に聖武天皇の御物といへる金銀裝太刀一口あり、其鞘に末金をもて鳥獸花卉をつくれるもの、すなはちこれなり。又當時漆の外密陀僧をも用ゐられしかば、漆と共に種々の器財に裝飾せらる。蓋し密陀僧の古きは法隆寺に傳ふる所の推古天皇時代、鳥佛師造釋迦銅像の臺座の繪、并に玉蠱厨子の扉及び須彌壇の繪なりとす、又聖武天皇の朝に七寶をも創製せらる。これも正倉院寶庫の鏡の裏面に法相華をつくり、種々の硝子薬を嵌入したるものあるにてしらる。玻璃器製造の進歩したる寧樂朝の時代なれば、つひに種々の硝子薬を發明してこゝに至れるものか。

### 第四款 玻璃器の進歩

玻璃も亦我邦上古より傳へし所の工藝品にして、仁德天皇の朝既に用ゐられしものとみえたり。そは明治五年のころ、仁德天皇の御陵の前面くづれて石棺の中より白色紺色の玻璃片をいだしたる

によりて知られぬ。當時我邦にて創製せしものか、又仁徳天皇の朝は韓人の多く來朝せし時なれば、それらより製法を傳へしものか、今何れとも定め難し。これよりさき安閑天皇の御陵よりも白色にして圓點ある所の玻璃壺をいだし、又天保四年大和宇阿郡八瀧村の文忌寸禰磨の墳墓より、骨灰を納めし綠色の玻璃壺をいだせり。文忌寸禰磨は壬申の役の將軍にて文武天皇に仕へし人なり。慶雲四年九月廿一日卒す すべて古への風俗として生前其人の愛せし所のものを墳輪につくり、また其賞翫せしものものを墳墓に埋むる慣習なりしかば、玻璃器は上古に在りても大に貴重せられしものなるべし。文武天皇の朝、既に大藏省の典鑄司にて玻璃當時琉璃と稱すを製せしが、寧樂朝にいたりて盛に製造せしものとみゆ。そは正倉院の寶庫に今尙白色玻璃の水瓶、白色玻璃の碗、龜甲方の切子淺黃色玻璃の高坏、紺色玻璃の壺、紺色玻璃の盃、綠色玻璃の坏、子切白色、綠色の玻璃尺等あるをもて知るべし。この他硝子玉フキタマを製造して種々の裝飾に用ゐたり、硝子玉も玻璃と同時代に創造せられしものとおもはる。かくの如く寧樂朝にいたり盛なりし玻璃、硝子玉の製造法も平安朝の中ころにいたりてつひに廢絶せり。

#### 第五款 染物の進歩

百工の發達したる寧樂朝にいたり、染術も亦進歩し、纈纈、蕩纈、夾纈の類いづれも精巧をきはめき。纈纈は支那人上古よりこの染術を傳へ、唐にいたり魚子纈など稱するものありて、ことに珍重せしが、我邦に於いても纈纈は既に天智天皇の朝以來この染術ありしかど、寧樂朝に至りて一層進歩し、繪又は綾類の地に鹿子絞、きり子絞、疊絞の如き染方をなすものいづ。又蕩纈は支那人の蠟點纈にて其製一種にあらず。繪に蠟をもて華章を染め、後蠟を脱すれば文成るものあり、又華章を薄板に鏤り抜き、其板を繪に覆ひ、蠟をもて其華章に點し、染めて後に蠟を脱すれば文成るものあり、これを共に蕩纈といふ。其精巧なるものに至ては二重染、三重染にせしものあり。今世に行はるゝ中形染、小紋染、友禪染は皆この蕩纈の支流なり。又夾纈は押纈ともいふ。簿板に華章を鏤りぬき、其板二枚をもて繪を固く夾みて動くことなからしめ、其鏤りぬきたる所より染汁を注ぎ入れ、後其板をとれば華章顯るゝものをいふ。支那にては秦漢の間にはじまり陳梁にいたりて一般に行はれしが、五彩の如き精巧なる夾纈は唐玄宗の時、柳婕妤の妹の創製せしものにて、當時唐の宮中にて行はれ、其製法を秘せしほどのものなりしに、殆どこれと同時に我邦にても二重染をなしたるが如き精巧の夾纈をいだしたるは、又以て當時染術の進歩したるを知るべし。

#### 第六款 刺繡の進歩

刺繡の業も亦佛法により發達したる工藝品の一にして、推古天皇の朝十三年はじめて鞍作鳥に命じ、銅繡丈六の佛像各一軀をつくらしめ給ひしもの我邦において佛像を刺繡する濫觴とはなりぬ。同じき天皇の廿九年、聖徳太子の薨じ給ふや、其妃哀悼にたへさせられず、東漢末賢、高麗加西濫、漢奴加已利に下繪を命じ、諸の采女をして天壽國曼陀羅の圖二張をつくらしめらる。その刺繡の殘闕今なほ傳へて中宮寺にあり、龜山天皇の朝文永十一年、寧樂慈性院の比丘尼信如中宮寺修造の弘

願を發し、京師に入りて貴賤の力を假り、新に寫繡せしむ。これ法眼直智の下繪にして、藤井國吉其子國守、安國の三人にて刺繡したりといふ。されどもこの寫繡今世に傳らず、孝徳天皇の朝に至りては錦類の織物と、もに刺繡も進歩し、丈六の俠侍八部等四十六像、又高二丈二尺七寸、廣一丈二尺四寸の脇侍菩薩八部等十六像を刺繡せしめらる。寧樂朝にいたりては刺繡の術も亦一層發達せしかば、東大寺には各高五丈四尺、廣三丈八尺四寸の觀自在菩薩二張を刺繡し、大安寺には各高二丈廣一丈八尺の大般若四處十六會圖像、并に華嚴七處九會圖像を刺繡せり。この他惠美押勝が光明皇后のために建立せし興福寺内の東院には、補陀落山淨土變、并に阿彌陀淨土變を刺繡せしめしなど、大作のもの續々いでしかば、いよく其術精しくなりて寧樂朝の工藝美術に一段の光を添へたるなるべし。されども惜いかな、今は唯宮中寺の天壽國曼陀羅の殘闕と、其他法隆寺あたりに保存せらるる佛幡の類とを見て想像するのみ、刺繡も平安朝にいたりて一層發達せしかば、藤原氏の如き貴族の婦女子は刺繡中に螺鈿（金銀箔を細く裁ちつくるをいふ）ぞうかん（つくるをいふ）などをまじへて、精巧美麗を競ひしが、其風流なるは催馬樂をあしでに刺繡せしとぞ。

#### 第七款 裝飾術の進歩

太古の世既に華文を作りて諸物の裝飾とせしことは、今日土中より掘採せし石器、土器の類に徴しても明かなるが、其意匠いかにも單純にしてなほ幼稚なりしに、雄略天皇の朝百濟より畫部因斯羅俄歸化し、この人の力によりて一生面を開くことを得たり。其子孫蕃息して倭畫師、河内畫師と

なれり。又この朝漢人龍（一名辰骨魏文帝の後裔なり）歸化して繪畫を傳へしなどおもひ合すべし。欽明天皇の朝以來用明推古兩天皇の朝にわたりては佛法の隆盛につれて一層繪畫の必要多くなりしに。さればかの崇峻天皇の朝、百濟より畫工白加歸化して諸寺の經營に従事し、又推古天皇の朝高麗より僧曇徵歸化して繪畫に用ゆる彩色の法を傳へき。當時佛法歸依の代表者たる聖徳太子の如きは諸寺の佛像を壯嚴にするため、黃書畫師、山背畫師、簀秦畫師、楡畫師を置き給ひき。（玉皇厨子の密陀繪、天壽國曼陀羅の殘闕などに就いて其一斑を窺ふべし）されば文武天皇の朝、大寶の新令を定め給ふや、中務省中畫工司を置き、繪事（華文をいふ）を司らしめ給ふこととなれり。其後東大寺、興福寺、法隆寺、大安寺、藥師寺などいふ大寺には各畫所をおきしが、ことに分業法行はれ、彩色畫師、塀畫師、木畫師、塗白土畫師などいふ如く、いくつにも分れたりきとぞ。寧樂朝に至りては他の工藝と共に繪畫の法著く發達せしが、中にも五彩及金銀泥の使用法大に進歩せしといふ。そは今日現存する正倉院寶庫の御物に就いて其大概を窺ふべし。されば後世に至り繪畫を施したる當時の器物をさして様器（錦を貼りたるやうに畫くが故にこの稱あり）となんいふ。推古天皇の朝以來畫師において華文の外人像花卉の類をもゑかくこととなりしも、これ只少數のことにて大むね華文なりき。これらの畫師、畫部等は佛像佛具の外、まゝ他の工藝品に隋唐の華文に應用して施し、かば其意匠延いて一般のものに及ぼし、工藝品の進歩に少からざる利益を與へき。

#### 第四章 建築術の進歩

我邦上古の俗極めて質朴なりしかば、家屋の如きも専ら質朴を貴び、其構造見るべきものなかり

き。太古の家屋は柱を地中にたて、梁棟などを葛藤の如き蔓草の網羅にて結びつけ、草をもて屋根をふき、干木を棟の兩端に交又するを例とす。また屋内には別に地床をはり敷物をしけり。今日神明造と稱するものは全くこの造制なり。ざるを神功皇后の征韓以來、韓地の交通開け、彼國の建築法を傳へたと。欽明天皇の朝彼國より佛法を傳へ、其後造寺の法を傳へたとにより、つひに建築法を一變せしめたり。應神天皇の朝初めて外國の建築法によりて難波の大隅島に高臺をつくらしめ給ひしが、又この御宇に新羅より獻せし猪名部の工人船舶を造り、かねて家屋の建築をもよくせしかば、これより韓様の建築法漸々海内に傳播せり。されば雄略天皇の朝内裏に樓閣を造らしめ給ひし時も猪名部の工人鬪鷄御田を用ひ給ひき。敏達天皇の朝百濟より寺工を獻し、ついでまた用明天皇の朝瓦工を獻せしなど、この道にとりては少からぬ利益を得たりしならむ。推古天皇の朝聖德太子率先して難波に三津寺四天王寺并五重塔を建てられ、又斑鳩寺を建てらる。このころより佛寺、佛塔の建築各所に起れり。皇極天皇の朝唐様の建築法を用ひて大極殿をつくらしめ給ひしより宮殿の制も亦一變し、これより韓様、唐様の建築法ならび行はるゝこととなれり。ことに聖武天皇に至りては東大寺金光明四天王護國之寺を初め、あまたの大伽藍を建て給ひしのみならず、諸國に國分寺、并に七重塔一區づゝを建てしめ給ひしが、名匠輩出して建築法著く進歩せり。又この御宇に至り五位以上及庶人に至るまで、力營辨にたふるものは瓦をもて屋をふき、且丹堊をもて塗ることを許さる。當時寧樂の都は一般に家屋の壯麗になりしことを思ふべし。又今日現存する唐招提寺の金堂を見て當昔宮殿の制をおもひ合すべし。この金堂は寧樂朝の朝集堂なればなり。なほこの他藥師寺の東塔文武時代法隆寺の金堂天明時代などを見て其大概を察すべし。

### 第三編 藤原氏時代の工業

#### 第五章 貴族の豪奢と工業の進歩

平安奠都以來、宮闕堂宇の制大に備り、専ら唐の風を模せられしかば、貴族の第宅も亦其經營觀美を競ふことゝなり、遂に其規模を唐の四阿造にとり、折衷して所謂寢殿造とはなりぬ。寢殿造は方四十丈を限り正殿、對屋、渡殿、鉤殿を設け正殿の前に遺水を流し池を堀りて中島を築き中島の假山より臨庭苑略一定せしかば、藤原氏をはじめ貴族の豪奢を好むや、朝廷の神泉苑に擬し、山水の勝地を占有して別業を營むものいであらぬ。既に延暦天皇の間に藤原繼繩、藤原乙叡、藤原冬嗣の別業顯れしか、藤原氏の權力は年と共に加はり、諸國に莊園を置き、不輸租の土地を占して其歳入ますく、豊富なりしかば、寢殿造方四十丈の制限を破り、宏大なる第宅を處々に構へて觀美を極めしといふ。こゝにおいて他の貴族も亦競うて第宅を觀美にし、山水の勝地を選びて別業を營むこととはなれり。左大臣源融の如き地を東六條に卜し、川原院をたて臺閣水石華麗を盡しゝが、ことに毎日難波より潮二十斛を汲ませ、鹽を煮て陸奥鹽竈の風景を模するに至りぬ。融はこの外嵯峨宇治にも山莊を營めり、其豪奢おもふべし。又藤原氏は祖先鎌足以來佛法を崇信せしかば、一門の繁榮に赴くに從ひて伽藍を起し、いとも盛なる供養をなして其榮耀を誇りしなど、尋常の事にはあらざりき。當時貴族を代表せし藤原氏のかく繁榮を來しゝは一朝のことにあらずして、寧樂朝の時其基を不比等に發

し、既に王室と一家の親みをなし、國柄を掌握する端を啓きしが、其後良房基經父子いづるに及びて藤原氏の権力いよいよ動かずなりぬ。されども其全盛を極めしは醍醐、村上、朱雀の三朝より一條、三條の兩朝の間にて兼家の季子道長及其子頼通が富貴榮花を盡したる時なりとす。

桓武天皇より一條天皇まで、凡二百三十年ほどの間は、天下太平にして政治閑散なりしかば、遊獵宴會盛に行はる。放鷹は桓武、嵯峨の兩朝より大に流行し、交野の禁野の御狩、宇田芹川の逍遙絶ゆることなし。貴族も頗る遊獵を好み、良鷹逸犬を賞翫し、鳥柴の贈答起る。遊獵につゞきて宴會も藤原氏の勢力を得るに従ひてますます盛大となりぬ。三節五節供はいふもさらなり。子の日の遊、花の宴、月の宴、任大臣大將の大饗、攝政關白家の臨時の饗宴など、華美を競ひ豪奢を極めずといふことなし。攝政藤原兼家が二條京極の新第落成せしとて大宴を開きしに、東宮大進源頼光馬三十四疋を贈り、これを引出物として來會の賓客に分ち與へたりしなど、其盛況を察すべし。この他當時の貴族は歌舞管絃をはじめ、鬪鷄、蹴鞠、打毬、圍碁、雙六、歌合、詩合、物語合、前裁合などの遊技をなして貴重の時日を消閑し、衣服調度皆奢侈を極めき。されば建築彫刻より織物、染物、刺繡、蒔繪、螺鈿の類世の需要に應じて發達し、京師の工藝勃然として起る。かの葦手、水手、歌繪などいふ意匠の起りしもこの時のことなり、これを要するに藤原氏時代の工藝は寧樂朝の後をうけて發達せしかば、隋唐と遠ざかり全く純然たる日本風の工藝とはなりぬ。これこの時期の特色とする所にして其工藝皆高尚優美なる所以か。

第一款 葦手、歌繪の流行

藤原氏全盛時代に至り葦手、水手、歌繪などいふものゝきこえ始めしは、全くこの時代に發生したる特色の意匠といふべきか、葦手とは葦のらちなびきたるさまにちらし書のくだりをうちゆがめてかけるものをいひ、水手とは水のながるさまにちらしを横さまにかきなすをいふ。この葦手、水手のとての文字は様といふ義にして、かの後世舶來の品に藍手茶碗、錦手皿、奥手棧留、人形手華布などいふ義に同じ、歌繪とは歌の意を繪にかきて、さて其歌のかたへにかきつくるをいふ。それより轉じてさまざまに巧をつくし、例へばきの字を梅の枝にかきなしてつひには花をもゑがきそへぬる類なり、蒔繪染物などの工藝品に用ゐられたるはこの葦手、歌繪なりき。公任卿の歌繪尾張徳川家に傳ふる僧正遍昭の歌をうた繪にかきたるもの伊行朝臣の歌繪朗詠料紙の下繪を初め平家の一門より嚴島神社に奉納せし經卷のみかやしの歌繪并に繪扇のうた繪の類今も世に存せり。されども今日に至りては其意味解しがたきもの多し。又平家の頃より詩をも歌繪のやうにするものいづ、鎌倉時代をすぎて足利時代に至りては葦手、歌繪の區別をたてず、一つものゝ様に心得、單に葦手とのみいひしが、たまく歌繪をなしたるものもあるも、其意味あまりあからさまなるが故、其趣少かりき。徳川氏時代に至りても本阿彌光悦、幸阿彌長重の徒は蒔繪にうたゑをなしたるもの今も存せり。かの帝室博物館の常備品なる光悦の舟橋の硯宮後撰平戀の歌、東路のさの、舟橋か尾張徳川家に所藏する長重の初音の棚源氏物語初音の巻の歌、年月を松にひかれてふる人けふの類古歌をうた繪になしたるものなりき。



第二款 蒔繪并に螺鈿の流行

蒔繪は寧樂朝の時に創製せられしも、弘仁貞觀のころまでは多く佛具に施し、或は臨時雜式の具に施したるのみにて、宮中の大儀に用ゐる物器には施したるものなかりしに、寛平延喜のころより宮中の大儀にさへ用ゐらるゝこととなりしかば、平文、塵地、沃縣地などの技術漸く進歩せしが、今日そのころの製作品にて現存するものは延喜十八年の製作に係る京都仁和寺の法文冊子宮の蒔繪法相華と迦陵嚩迦鳥とを金銀にてまきたるものにぞありける。この品についてはやゝ後なれど、叡山延曆寺の法經華宮の蒔繪唐草を銀にてまきたるもの、京都東寺の乾陀穀絲袈裟宮の蒔繪立波と魚とを金銀にてまきたるものなどの類ありて、當時製作の大概を察するに足れり。其後花山天皇の如きことに蒔繪を好み給ひて、自ら御視宮に蓬萊山手長足長などまかせ給ひしかば、これより一條天皇の朝へわたりて著く進歩し、弓劍の類より櫛、硯宮、扇宮、火桶、打亂宮の如き調度に至るまで、大むね蒔繪を施すこととなり。さればこのころより沈紫檀などの唐木に蒔繪螺鈿を施し、又銀錫鉛の置口をなすものいであらぬ。世これらの蒔繪を稱して上代物といふ。法隆寺の舊什寶にして今は帝室の御物となりし蓬萊山の袈裟宮表面松喰裏面蓬萊山花山天皇ころの製作ならんか并に片輪車の手宮かぶせ蓋錫の置口裏面秋草のまきゑの如きは當時の製作品にて、其一班を窺ふべし。ことに片輪車の手宮は鮑貝をまじへたるものにて其精美いはんかたなし。一條天皇ころの製作ならんか螺鈿も亦平安朝にいたり一層盛に行れしかば、宮中の大儀に用ゆる所の劍より几、櫛、鏡宮、わりごの類いづれも螺鈿を用ゐるしが、一條天皇の朝にいたり最も流行せしかば、貴族の婦人は五節の舞に用ゐる衣服の紐に螺鈿を施し、又衣

の袖の端に螺鈿を施すものなどいひ、ことに甚しきは江口の遊女が傘に月をいだし、其柄に螺鈿を施して誇るにいたりぬ。其後藤原頼通は宇治鳳凰堂の格天井、また須彌壇などに螺鈿を嵌入し、陸奥の押領使藤原清衡は中尊寺の堂内金色を平塵にして螺鈿を嵌入したり、かくの如く衣服の裝飾より家屋の裝飾にまで螺鈿を賞翫せしかば、蒔繪師と共に見摺とてこの事を專業とするものいできぬ。

第三款 蠶絲業の進歩

蠶絲の業は遠く太古に始まり、衣服の料に供せられしが、應神天皇の朝歸化の秦民彼國にて行ふ所の蠶業の法を傳へしより、一層精しくなりしかば、雄略天皇の朝には秦民が蠶絲をもて織出し、所の調貢庭中に堆積し、宇豆麻佐の氏を賜ふにいたりぬ。又これより年々調貢増加し三藏大蔵に溢溢せしとぞ、當時蠶業の進歩せしを知るべし。ことに雄略天皇、繼體天皇の如き御心を蠶業によせ給ひしかば、后妃自から蠶をかひてこの道を奨励し給ふなど尋常の事にはあらざりき。されば人民も亦蠶業の必要をさとり、かくは著く進歩せしものならん。孝徳天皇の朝には蠶絲をもて調物とすることをゆるさる。平安朝以來は蠶業いよく盛大となり、ことに醍醐天皇の朝には上絲伊勢、三美濃、但馬、美作、備前、備中、備後、安房、紀伊、阿波、十二國中中絲伊賀、尾張、遠江、若狭、越前、加賀、能登、越後、丹波、丹後、因幡、伯耆、出五國鹿絲、駿河、伊豆、甲斐、相模、武藏、上野、下野、十一國に定められ、其數四十八國の多きにわたれり。絲練絲の外椽、皂、黄、緋、緑、縹、纒等の如き、色絲を調貢するものありたり。ことに三河伊勢の二國は其質善良のものをいだし、が、その三河の犬頭絲伊勢の赤引絲の如き最も著名なりき。犬頭絲は其

色雪の如く白くして美麗なりしかば、藏人所に納めて御服の御料に供せられ、又赤引糸も其質善良なりしかば、伊勢の皇太神宮へ獻る神服の御料となれり。今もなほ郷名郡名などに蠶或は桑の名を冠せしものあるは、當昔蠶業の盛なりし地なることを知るべし。蠶業は平安朝の初ころより中ころまで盛りしが、承平天慶の亂後租調庸の法漸く廢れて、つひにまた振はざるに至りき。

第四款 織物并に染物の進歩

織物は既に前期における孝徳天皇の朝、其發達の兆を顯し、其後文武天皇の朝、織部司に屬する錦綾の織人百十戸にして、錦機三十技を置かる。やゝ其盛なるを見るべし。ことに元明天皇の朝、挑文師を諸國へ派遣せられしより花章を織出す法、二十一國に傳へられ、我邦の織物漸く精巧になりしが、平安朝にいたり貴族の豪奢はつひに其需要を増加し、諸國の織物業は蠶絲業と共にますます進歩し、錦綾羅の類より絹純布の類に至るまで、大むね精巧の品をいだし、醍醐天皇の朝より一條天皇の朝にいたりて其隆盛を極めき。錦は兩面綾は一窠綾、三窠綾、七窠綾、薔薇綾、小鸚鵡綾、菘核綾、二色綾、吳服綾、羅は鼠跡羅、襪羅、藻羅、冠羅、九點羅、小許春羅、四點羅なり、絹は肥後、伊賀、美濃、伊勢等よりいだし、純は常陸、上野、下野、上總、下總等よりいだし、この中肥後の絹、常陸の純最も多數なりき。ことに美濃の長絹、廣絶常陸の長幡部の純は良質のものなりしといふ。然るに承平天慶の亂後諸國の機業漸く衰へ、京師の織部司も亦錦綾を織るもの少くなりしかば、朝廷供御の品より貴族の衣服は大抵支那輸入の錦綾をもて用途に充つるに至れり。

染物も亦前期より夾纈縹縹等の法發達せしが、貴族の豪奢はつひに衣服の華美を競ふこととなり、これら夾纈縹縹の外既に延喜の朝にいたり、紫深紫、滅紫深滅紫、緋深緋、韓紅花、退紅、綠深綠、青中綠、黃深黃、藍深藍、中藍、淺藍淺藍、白藍、縹深縹、橡青白、黃檀、黃丹、蘇芳深蘇芳、中蘇芳、支子深支子、淺支子、などの染法を講究して用ゐられしが、其後一條天皇のころより貴族社會において色目の式行はるゝに従ひ、なほ種々の染色を増加して用ゐるにいたれり。後世染法の衰ふるや延喜の古染法つひに傳らず、江戸の八代將軍吉宗の時、吹上苑に染殿を起しこの法を講究して式内染鑑を著し、も其後復傳らず。

第五款 製紙の進歩

我邦において紙をつくれる始詳ならず、蓋し推古天皇十八年、高麗王より僧曇徴法定を貢す。此僧よく彩色及紙墨をつくるとあれば、これを教師として製紙の事も改良せしなるべし。上古の紙何を以て製せしか考ふるに由なしと雖も、大寶の戸籍破殘をはじめて天平前後の數種の製紙にもものしたる文書の裏背を使用せし反古今現に存するもの、大和法隆寺、東大寺等に多し、これその原料麻、楮等の類にして精粗あり、又寶龜元年三月、法隆寺百萬塔に納むる所の無垢淨光陀羅尼等往々存するもの、及びことに正倉院には五色紙、吹繪紙などの類さへありといふ。支那は文物の早く開けし國なれば、從ひて紙の製法も他の國よりは早く發明せられしが、こは後漢和帝の時宦官蔡倫が樹膚、麻頭、弊布、魚網の類をもて紙をすきいだしたるに始まる。これより竹簡縑帛に代ふるに紙を用ゐることゝなれり。其後ますます、製紙の業開け、楮、麻、嫩竹、桑皮、藤、苔、繭、麥麩、稻稈の

如き種々のものを原料として紙を漉けるが、支那の製紙法は原料を腐敗せしめて漉くものなるがゆゑに、其質脆弱なるも我邦にてははじめ高麗法によりて改良せしも、其後種々の經驗により灰をいれて原料を煮延喜のころに至りては木連灰を用ひしといふこれに植物の粘液後世に至りては多く黄蜀葵の根より液汁をとれりといふを和して漉くことを工夫せしかば、朝鮮支那になき所の一種堅硬なる紙を得たりき。これ全く我邦における製紙業の一大進歩といふべし。降て平安朝にいたりては製紙業各地に起りて一層發達せしかば、穀紙楮紙、斐紙、麻紙、檀紙の類あり伊勢、尾張、三河等四十國より産出せしが、ことに美濃においては多く色紙をつくりしとぞ。かの一條天皇のころより色紙を好みて用ゐることになりしかば、これより色紙の製法いよいよ精しくなりぬるは世に傳ふるが如し。西本願寺に藏する所の上東門院御入内の時御堂關白よりおくられたるものにはあらぬかと、近ごろ評論する三十六人家集の料紙を見ておもひやるべし。この家集の料紙は、世に稀なる意匠を施したるものにて、當時ありとあらゆる紙類を集めて用ゐられしのみならず、種々の色紙を巧につき合せて雲形などいふ類の模様を顯したるものなりき。この三十六人家集は天文十八年正月廿日後奈良天皇より本願寺光教に賜はりしものなりといふこれらの紙は必京師紙屋川の紙屋院の製なるべし、紙屋院は官立の製紙場にて其技術も他よりは大に勝りたることと思はる。さはいへ中古までも紙を用ゐることはたやすからぬことゝ見えて書物などに寫すにも多く反故紙を用ゐぬ。前にもいふ法隆東大の兩寺をはじめめて古刹に經論をうつせるものもあるも、反故紙にて、世に有名なる有栖川王府の寶庫に藏し給ふ、小野道風秋萩帖の如きも、准南子の裏に認めたるものなりき。その後鎌倉將軍の時信原紙いで、室町將軍のとき雁皮紙いでたり。

第六款 貴族の崇佛と彫刻術の進歩

藤原氏は祖先鎌足が山階陶原の第宅に精舎をたて、維摩會を起し、より、不比等、基經、忠平、師輔、兼家等いづれも佛法を崇信して伽藍を建立せしが、ことに道長に至り、木幡に淨妙寺をたて、京極に法成寺をたてられしかば、御堂の關白の名さへ得られき。此の如く藤原氏は榮耀を盡して壯嚴なる伽藍を建立せしかば、これに相當する佛像を安置する必要起り、つひに一條天皇の朝僧康尙從五位下日向守康行の子いでたり、これより子孫代々佛工をもて業とするがゆゑに、これを佛師流の祖とす。其子定朝頗る名工にして傑作多し、治安二年法成寺金堂の佛をつくりて法橋に叙せられ、永承三年山階寺の佛を作りて法眼に叙せらる。これより佛師中造佛の賞として綱位にのぼるものいできぬ。定朝は刀法を唐宋の彫刻にとりて創意せしものと思はる。そはこれよりさき僧裔然并に其弟子嘉因等入宋して佛像を携へかへり、唐佛と稱して世人に崇敬せられしかば、幾分かそれらの風を用ゐしなるべし。定朝より覺助、頼助、康助、康慶に傳ふ康慶にいたり其子運慶備中定覺奈良一より門人快慶の如き良工いで、文治建久の間に其名を揚ぐ、運慶は定朝以來の名工にして東寺の木大佛師職に補せらる。佛菩薩の像の眼に玉を入るゝことはこの人より始れり。快慶も亦名工にして安阿彌陀佛と號す、治承中回録に罹りし大佛東大寺の金銅盧舍那佛の首部を彫刻せし人なりき。運慶快慶の作多しといへども、東大寺南大門の仁王の像二丈六尺五寸ばかりに最も傑作として稱賛せらる。運慶多子洪慶、康運、康勝、運賀、運動にしていづれも名工なりしが、ことに洪慶尾張法印妙手にして東寺の木大佛師に補せらる。平安朝の中ごろ

より鎌倉時代のはじめにかけてかく名工の輩出せしも、全く其基を定朝の時に發したるものにて、佛像彫刻の隆盛こゝにいたりて極りぬ。

第七款 寢殿式の建築

平安朝に至り大内裏の建築なりて大に面目を改めしが、藤原氏の盛を極むるや、寢殿造の屋制とはなりぬ。寢殿造とは唐の四阿造にして丸柱總板敷檜皮葺にて四方葺卸なり。後世宮殿造といふ寢殿造に一家一構の内中央に南面して正殿をおき、其東西もしくは北に對屋といふものをおくことにて、正殿は主人常住のところ、對屋は家内眷屬の居る所なり。又正殿の前數十歩に池を湛へ、中島を築き橋をかく、又東西の對屋より南へ通ふ廊あり、其廊の端池に臨める所に一屋を構へ、これを釣殿とし又泉殿とす。東西廊の中程に各小門あり、廊の内を切通しにして扉なし、これを兩中門といふ。こはいはゆる回廊にて東の渡殿西の細殿などいふ是なり。其廊の回れる内をさして中庭といふ。その庭よりつゞきて池島などあり、又廊の内には家司所従の役所等をおくを常とす。そのかみ攝關大臣の屋形を初め四位五位の家々とても大抵右やうの屋制なるざるはなし。藤原道長に至り第宅を高く造ることを倣ひてつくり建築の風一變すこれより舊來の低矮なる建築の風を稱して古代造又昔造といふこれら寢殿造の外各競うて別墅寺觀を建設し、其結構壯嚴を極めしとぞ。かの河原左大臣原の嵯峨の棲霞觀、修理頭俊綱の伏見の切墅の類はとかう論じがたきも、今日現存する醍醐寺の五重塔村上天皇の御建立日野法界寺弘仁十二年參議左大臣家宗建立永承六年日野資業再興宇治平等院鳳凰堂天喜元年三月關白賴通建立泉中尊寺金色堂天仁二年藤原清衡建立等に就いて見ば、其大概を了解することを得べし。しかし普通一般の屋制

はものにみえざれども、其經營次第に精巧になりしことは村上天皇の天徳元年右少辨菅文時が封事三條を奉りし中奢侈を禁ぜられむに方今高堂連閣貸賤共壯其居ことを諱ふの條などいへるにても其一班を窺ひ知るべし。建築の法かくの如くなりしかば、内部に用ゐる装飾も從ひて寧樂朝と趣を異にしたるは論なきにて、前に擧げたる古建物の内部における装飾の全く日本風になれることはこの時代の特色とこそこといふべけれ。

### 第四編 武家時代の工業

#### 第六章 鎌倉時代の工業

藤原氏の政權一轉して平氏に移りしも、平家は久しく京師に住し、其文物器翫皆風流にして藤原氏に異らざりしも、再轉して源氏に移り、源頼朝の幕府を鎌倉に開くに及びてはいたく前轍に鑿み華奢情弱を誡め勉めて武弁の氣風を養ひしかば、武士は質素儉約をこととし、其遊技も箏懸、流鏑馬、犬追物の如き類とはなりぬ。されども天下の政權既に關東に移り、鎌倉其中心となりしかば、百工鎌倉に移り來り刀劍甲冑の如き武器の工藝品はいふもさらなり。蒔繪螺鈿の如き工藝家も此處に來り、ことに蒔繪の如き上代の遺風をうけて別に一種の蒔繪を製出せり。世これを時代物と稱す。この他鎌倉のはじめ宋の交通頻繁にして僧侶の遊學彼邦の商舶など往來せしかば、博多、坊津の二港より我邦へ輸入したる宋代の工藝品もあり、又僧榮西入宋して歸朝し、禪學を唱へしより榮西京師を建てしより加蓋の建築法百風となり所謂玄關造の制はじまる僧道元、僧圓爾の徒入宋してますく禪學起れり。鎌倉もはじめ頼朝佛法を崇信し、寧樂の大佛殿を再興するため、宋の佛工陳和卿、陳曼壽を召し、又運慶を屢鎌倉へ呼び下して種々の佛菩薩を彫刻せしめしなど、頗る敬意を表せられしかば、其子頼家實朝をはじめ、幕下の郎黨大むね佛法を崇信せしが、ことに北條時頼にいたり、禪學を好み、宋僧道隆聘して建長寺をたて、後最明寺をたて、退隱せしより、鎌倉中一般に禪學行はれぬ。其子時宗又禪學を好み、宋僧

祖元を聘して圓覺寺をたてしかば、これより鎌倉に禪刹續々起れり。これら商舶の往來僧侶の遊學などよりして宋代の工藝品を輸入し鎌倉時代にいたり、一種の工藝品をつくりいだせり。すなはち唐代より宋代にいたり、精巧を極めし剔紅の器物傳へられて鎌倉彫起りたるが如き、又宋代にいたり隆盛を極めし建安の陶窯法傳へられて瀬戸の陶器起りたるが如し。

#### 第一款 蒔繪并に鎌倉彫の創製

鎌倉の繁榮に赴くや、京師の職工この地に集り來り一種の蒔繪を製す、後世これを時代蒔繪といふ。上代の遺風をうけて其意匠大むね優美なり。華族土井家越前大野の藩主に藏する手筈表面を金留地にして螺鈿の浮線綫を顯し裏面を金梨地にして草花をまきたるもの鶴岡八幡宮に藏する視箱籃に菊の梨子地蒔繪又三島神社に藏する政子の所藏といひ傳ふる手匣蒔繪の類の類を見ておもひやるべし。なほこの他香合類には當時の製作品まゝありて世人に賞翫せらる。この期にいたりことに記憶すべきは鎌倉の貴族争ひて舶來の堆朱、桂漿、犀皮の類を賞翫せしことにて、堆朱は唐にはじまり、張成、楊茂、周明の如き名工いですが、宋にいたりて其刀法纖細精緻を極めしかば、彼邦の商舶によりて我邦へ齎したるもの亦多かりしなるべし。遂に四條天皇の朝運慶の孫康運宋人陳和卿が携へ來りし紅花綠葉堆朱の一種によりて法華堂の佛具を彫み、鎌倉彫をはじめ。これより一般に鎌倉彫流行す、又淨阿彌北條家の命によりて寶戒寺の佛具を彫み、五彩の繪具をもてぬれり。世人これを木蘭塗といふ。蓋し鎌倉彫を變化したるものなりとぞ。後鎌倉彫にならひて小田原彫、越前彫、吉野彫等いでも、其製淺彫にして鎌倉彫に及ばず。

第二款 宋窯法の傳來

陶器は平安朝に至り、大和、河内、攝津、和泉、尾張等よりいでしも、大むね土器にして精巧ならざりしかば、貴族等争ひて支那舶來の陶器を求め、これを茶碗チャワンと稱して珍重せり。當時舶來の品茶碗の類多きが故に、つひに陶器の名となれり。これ唐の越州窯、吳越の秘色窯、後周の柴窯などの品なり。支那も神農の時既に甕を作り、舜の時河濱壽邱などにおいて陶器をつくりしかど、搏埴ハツヒの法未だ開けず、皆疎策にして我邦上古の土器に異らざりしに、唐以來漸く面目を改めしが、宋に至り隆盛を極めしかば、はじめて京師に官窯、内窯を置き、氷裂鱗血紋の如き貴品をいだせり。この他定窯、汝窯、哥窯、龍泉窯、吉州窯、象窯、薰窯、均州窯、磁州窯、建窯、山西窯等續々起りて搏埴の法いよいよ精しくなれり。されども前期においてはこれらの製法を我邦に傳ふること能はざりき。然るに此期にいたり、後堀河天皇の朝貞應二年宗憲宗嘉定十六年山城の人加藤四郎左衛門景正景正晩年に至り壽慶と號し藤四郎と略稱す僧道元の入宋に従ひて彼邦に渡り、建窯福建泉州府德化縣に在りに就いて陶製の法を修むること六年にして歸朝し、諸國を巡遊して陶土を求むるも、意に適するものを得ず、皆數月にして去る。後尾張國春日郡瀬戸村に來り、土質の其意に適するを喜び、はじめて宋風の陶器を製造せり。これより我邦の陶器一變す。當時景正が支那より携へ來りし所の土と釉料とをもて、瀬戸の瓶子窯にて焼きたるものを唐物と稱し、倭土倭釉にて焼きたるものを古瀬戸と稱せり。共に後世名物と稱してこれを珍重す。其子藤四郎父業を繼ぎ、陶製に精し、遂に黄色の釉を發明す、世これを黄瀬戸と稱して賞翫す。又

古瀬戸に對して眞中古と稱す。後世其初代藤四郎と混じ易きを以て初代を單に古瀬戸と稱し、二代を藤四郎と稱す、伏見天皇の永仁中三代藤次郎美濃國金華山の土をとりて陶器を製す、世これを金華山窯と稱す。元祖藤四郎の法に倣ひ、茶褐色の釉を用ゐることなし、後醍醐天皇の建中四代藤三郎の焼くものを又中古と稱し、破風窯といふ。蓋し其釉法器の外面高臺に至る間釉色不足して地質を顯し、其形家屋の破風に似たるによれり。其釉を用ゐるや茶褐色を施し、其上に黄色の釉を施しぬ。世これを濫紙と稱す。

第三款 武器用の工藝品

刀劍は文武天皇の大和の宇多に天國いでしより、平安朝にいたり平城天皇の時伯耆の大原に安綱、眞守父子いでぬ。これより諸國の鍛冶大に進歩し、一條天皇の時に至りては京師三條の宗近をはじめ、備前に友成、正恒其他三平高平、助平、包平の如き良工輩出す。これらの利器を支那に傳へてはじめて日本刀の名顯る。詞人日本刀の歌をつくりて稱賛す。この期にいたり御鳥羽天皇の刀劍を好み給ふや、自ら久國、信房に就いて其術をうけ給ひ、宮中に十二人則宗、貞次、延房、國安、恒次、國反、宗吉、次家、助宗、行國、助成、助延の鍛冶を召して毎月鍛鍊せしめらる。世にこれを番鍛冶といふ。つひに番鍛冶中より一文字則宗及大文字助宗の如き良工いづ。番鍛冶中次家に作らせて天皇みづから焼かせ給ひしものを御所焼といふ其後四條天皇の時備前に光忠、長光父子あり、伏見天皇の時京師に藤四郎吉光 來國行ありていづれも利器をつくりしが、ことに吉光に至りて日本刀の鍛鍊精妙を極めしかば、天下傳へて寶刀となせり。熱田神宮の蛛切、大友氏の骨塚、其他厚藤四郎、鍋

島藤四郎、前田藤四郎、後藤藤四郎の如き、皆吉光の作なり。其後後醍醐天皇の時にいたり、鎌倉に岡崎正宗いづ。吉光に亞ぐ所の良工にして、天下の寶刀その藁齋中よりいでしもの多かりき。又其門より郷義弘、志津兼氏、左衛門三郎備前兼光等の如き十哲をいだし、かば、刀劍鍛錬の術こゝに至りて極りぬ。織田、豊臣二氏の諸將ことの外正宗、美弘等の作を愛せしかば、この時代にいたり石田三成の如きは一條の國廣を澤山によび下して正宗の刀をつくらしめ、贈答の品に供するにいたり、これより正宗の偽作多し。

甲冑の製は久壽文治の間増田出雲守紀宗介いづ、はじめ出雲に住し、後京師九條に移り、剛堅緻密なる甲冑をつくりて近衛天皇より明珍の號を賜ふ。後又移りて鎌倉に住す、これ明珍家の始祖にして其子宗清以下代々甲冑をつくりて其業を子孫に傳ふ。後世宗介より以下宗安までを十代の作と稱してことに珍重す。宗安兵衛佐と號し、京師一條堀川に住す、足利義滿のために白星金甲唐綾威有、義保相繼ぐ、義保の子左近衛將監信家後奈良天皇文中、上州白井に住せしが、後甲州府中に移り、薙髮して樂意入道と號し、名甲をつくりて名を揚ぐ、世人四代義長の弟高義十六代義保の弟義通并に信家を合せて明珍家の三作と稱す、信家名工にして門人多かりしが、ことに早乙女信康の如き一派をたて、名甲をつくるものいづ。信康はじめ小田原に住し、後去て常州府中に移れり、其子孫佐竹家に仕へしといふ。

## 第七章 東山時代の工業

足利義政の東山に閑居するや、眞藝藝類眞相相類等の同朋と茶を喫し、書畫古器物盆石などを賞翫して樂みけるが、又しばし南都稱名寺の僧珠光を召して茶會を催し、くさんくの掟を定めしものつひに後世に茶式とはなりぬ。されども茶會の事は既に後醍醐天皇のころより世にひろがりて四種十服の茶の品さだめして七十服茶、百服茶などいふことさへ聞え初めしが、いまだ一定の式を定むるまでには至らざりしに、こゝに至り全く一種の式となり、珠光よりこの法を武野紹鷗に傳へ、紹鷗より千宗易に傳へしもの世にひろがりていよく確定せしかば、これより點茶の式専ら世に行はるゝことゝなれり。義政は點茶の外志野宗信をして聞香の式をも定めしかば、これ亦點茶と共に世に行はれき。當時義政の同朋は才藝の淵叢なりしが、ことに相阿彌多藝多能にて畫をよくし、茶道、香道、作庭の事に通じ、具器物の鑑定に長ぜしかば、義政の遣明船に託して書畫をはじめ、種種の器翫を求むるや、一々其器を鑑別して座敷飾の方式を定む。こゝに至り窯變、油滴、建盞をはじめ張成、揚茂、周明の堆紅より象眼、七寶の類大むね備らずといふことなし。義政は段錢を課し、徳政を行ひ、剩へ應仁の如き大亂を惹起し、京師戰場となること凡十一年の長きに亘りしかど、東山の東求堂は恰も別天地の如きありさまをなし、周文、宗丹、狩野正信の畫、後藤祐乘の彫刻、五十嵐信齋、幸阿彌道長の蒔繪、泰阿彌、清阿彌の漆器、彌阿彌の罐子いづれも美術工藝家の模範となれり。織田、豊臣二氏の時代を経て徳川氏の時代に至り、文化の進歩と共にこれら美術工藝の隆

盛を極めしも皆この東山時代に胚胎せり。されば後世東山時代と稱してこの時代の製品を賞翫するも亦いはれなきにあらざるなり。

### 第一款 蒔繪并に金屬彫刻の進歩

蒔繪は東山時代にいたり發達せし工藝品の一にして、當時専ら唐物を賞翫せしも、義政極めて華美を好み、調度の類に蒔繪を施し、其の法を奨励せしかば、五十嵐信齋、幸阿彌道長の如き名工をいだし、ついにこの時代となりて高蒔繪の精巧なるものいづ。この二人の子孫いづれも名工にして、豊太閤の時五十嵐道甫、幸阿彌長清及其子長晏名を掲げしが、其後五十嵐は加賀の前田家に仕へ、幸阿彌は徳川家に仕ふ、當時蒔繪の意匠は天正中柱宮智仁にて模造せしめ給ひし寫の細道の硯箱などいふ類を見て其大概を察すべし。これよりさき明の宣宗人を我邦に遣し、我蒔繪の法を彼國に傳へしめしかば、明人平蒔繪を描金、高蒔繪を泥金書漆、梨地を灑金、研出を縹霞彩漆など稱して賞翫せしが、ことに楊埴といふもの我邦の髹法を傳へ、縹霞彩漆に妙を得しかば、彼國の人楊埴の作を楊倭漆と稱してもてはやしといふ。されども概して其工我邦精巧の品に及ばず、常に遣明船にて齎す所の灑金の厨子、描金の粉匣などを得て珍重せしとぞ。又東山時代の美術工藝品中、ことに記憶すべきは刀具の彫刻にして、この彫刻も亦蒔繪の名工幸阿彌道長が義政の近侍よりいでしが如く、義政の近侍たりし美濃の人後藤四郎兵衛正奥によりてはじめらる。四郎兵衛薙髮して祐乘と號す。刀具彫刻精巧優美なるものこれよりいづ。祐乘の子宗乘、孫乘眞いづれも父祖の業を守りて家

風を墜さず、以上祐乘、宗乘、乘眞を上三代と稱して珍重す。されども乘眞の子光乘いづるに及びて、後藤家三代の彫刻を大成し、一機軸をいだせり。其子徳乘亦名工にして元龜天正のころ専ら豊太閤に寵せられ、大判、小判を製し、また豊太閤が大事に用ゐる黄金印をも鑄造せしといふ。

### 第二款 東山時代舶來の陶磁器

東山以來點茶の事盛に行はれ、このころより唐物と稱する支那製の器物多く舶來して賞翫せられしが、ことに陶器の如きは茶碗窯變、油滴、建盞、天目の類あり、茶入に肩衝、丸壺、水滴、文林、大海、糖茶、茄子の類あり、茶壺に呂宋製の眞壺、清香の類あり、其高きものは錢萬匹に値せしといふ。この外香爐花入には青磁を用ゐるしが、其製一ならざりしかば、後人福鹿手、砧手、麒麟手、牡丹手浮牡丹、千鳥手、天龍手など稱して其青磁を賞翫すること窯變、油滴、建盞、天目の類に異らざりき。義政が所持せし千鳥の香爐、利休が所持せし砧手の花入、妙智院の僧策彦が支那より携へ歸りし天龍寺手の香爐の如き、いづれも天下の重寶となれり。青磁は平安朝以來我邦において、ひそくあをじなど稱して賞翫せしが、支那にても青磁はこの外珍重せられしかば、晉の縹瓷、唐の千峯翠色、柴周の雨過天青、吳越の秘色其他宋代の官窯、汝窯、哥窯、龍泉窯などにて製せしものは其價殆ど金玉にひとしかりき。東山時代に至り種々の陶磁器を賞翫せしも、内地においては只僅かに瀬戸の外茶器に適するほどの良品を製するものなし。當時は瀬戸古瀬戸、眞中古、金華山、破風などの類といへども漢作の如く貴重せられざりき。これら瀬戸の古器が茶人に賞翫せらるゝこととなりしは全く



小堀遠州以來の識見といふべし。藤四郎入宋後彼國の土につくりたるものを唐物といひ支那より舶來せしものを漢作又眞の唐物といふこの區別をたつるは小堀遠州以來のことなり又支那も明代にいたり洪武窯、永樂窯、宣德窯、成化窯、正德窯、嘉靖窯、隆慶萬曆窯の如き陶窯續々起りて一時隆盛を極めしも、青磁の製造漸く衰へ、たゞ純白なる磁器に或は青花をえがき、或は五彩を加へたる精緻のもののみいづ。されば青花の磁器もこのころより舶來して世に用ゐらる。青花の中ことに我邦にて珍重せし祥瑞と稱する青花の磁器は、伊勢國飯野郡黒部村の人山田五郎太夫祥瑞實名を則號を祥瑞といふ蓋し明の陶工祥瑞の盛名をしたひて已が號となしたるものにはあらざるか祥瑞の作には吳祥瑞五郎太夫又祥瑞五郎太甫などいふ銘あり。足利義植のとき永正十年明武宗正徳八年遣明正使東福寺の桂悟了庵と號すに従ひて支那にわたりて江南の地にとどまりて、製磁の法をうけ、青器の磁を多くつくりて齋し歸りしもの世にもはやされしかば、其後彼國の陶工祥瑞の製にならひて青花の磁器を年々我邦に輸入せしといひ傳ふ。されども内地において未だ白磁礦を發見すること能はざりしかば、つひに青花の磁器をつくるに及ばずして空しく九十餘年を経過したり。

第三款 工業の保護

足利氏の治世にいたり將軍家より各地の守護、神社、佛閣皆其所領地の商業に座を置き、專賣をゆるして諸役を課し、他の競望を許さず、座外のものゝ商業をなす脇賣、振賣など稱して嚴禁せしが、工業にも亦座を置き、座外のものゝ製作を嚴禁して諸役を課すること、商業と毫も異らざりき。永正中京師の大舍人座のもの、堺の練貫座において厚板を織出したるより爭論を惹起し、つひに大舍人座の勝訴となりたるが如き、其例なり。工業の座もなほ商業の座の如く天正ごろまでもありしことは、京師の博多打座中へ他人において無案内ニ打レ之輩あらば可レ加ニ成敗ニ旨の折紙を與へたるにてもしらる。この他南都の大乗院の如きは既に檜物座、結桶座などを置きて諸役を課したり。これ要するに座はいにしへ皇族方其他貴顯紳士が品部を私有せしが如く、將軍家より各地の守護、神社、佛閣に至るまでおのが領内に住する工業家の座を私有し、隨意に諸役を課して得分の一とはなしたるなり。徳川氏の時代にいたりてもなほこの遺風を存し、枡座樽藤右衛門權座守隨彦太郎をはじめ奈良の晒屋明曆三年以來三十一株に定む堺の烟草庖刀打享保十一年廿九株に定む江州八幡の蚊帳織寛永中十三株に定む元文四などの株式を定めて專賣を許しゝが、諸大名の領地内にも或特種の工業を保護するとして株式を定めたるものあり、かの筑前博多織明和申十二戸に定む肥前有田の金鑽工はじめ十一戸に定められしが明和七年五戸を増し十六戸に定むの如きすなはちこの例なり。

第八章 堺の工業

和泉の堺は足利氏の權臣、山名、大内、細川等の互に領する所となり、城を築き市街を廣め、外國貿易を開きしかば、常に外船輻湊して商賣繁昌の土地とはなりぬ。堺は戰國時代に於ける隱然たる一獨立市にして、はやくより十人衆、會合衆などの制を設け、公事訴訟を決せしめしが如き、やゝ自治の權をも有せしが、堺商人の富饒は遂に浪士を養ひて腕力をも添へしめしかば、堺南北の兩莊には一點の戰塵をも及ぼすことなかりき。こゝに於て、劔戟戎馬の間、堺市獨依然として太平恬熙の和樂絶えざりしかば、百般の文物技藝この所に集中し、文學は牡丹花宵柏の古今傳授を弟子宗伯

に傳へし以來、堺傳授といふもの起りしが、當時一般に流行せし連歌も亦盛に行はれ、坂東屋宗椿、下田屋宗柳、高屋壽玄、俵屋主筠、花田屋宗慶などの連歌師をいだしぬ。又板刻の術開けざりし時に當り、既くも正平元年に論語を刻し、大永八年に醫書大全を刻したるものあるにて堺文學のほどを察すべし。この外車屋道悦の謠曲、惠藤源左衛門の横笛、琵琶法師中小路の三絃をはじめ、文阿彌の插花、意雲の圍碁いづれも當世の達人なりき。ことに遊技中最も發達せしものは點茶にして、紹鷗、利休などの和尚この地よりいで、珠光の茶道を大成せしより、堺の商人好みて點茶を學び、今井宗久、天王寺屋宗及、油屋紹佐、太子屋宗高の徒いでたり。堺商人は既に天下商業の權を握り、財産豊なりしかば、かく優美なる遊興をなして屢織田、豊臣二氏の茶筵に陪し、天下の重寶を集めて誇るに至りぬ。こゝに於いて工藝も亦堺は一頭角を顯せり。明徳二年山名氏清が城を築き、泉府と號せし以來諸國の工人この地に集り、或は絹帛を織るものあり、或は漆器をつくるものありて繁昌せしが、天文以來は橋屋又三郎の烏銃、芝辻清右衛門の大砲などいふ西洋風の鑄造業も亦起れり。漆器は應永のころより既に堺塗と稱して世にもはやされしが、ついに春慶の如き名工いでて春慶塗をはじめたり。織物も亦明德、應永のころより盛に羅綾紗等の類を織りて京師山口の織工と競争せしが、其後京師、山口ともに衰へて只一つの堺のみとなり、ますく精巧を極めき。ことに記憶すべきは天正のころ、明の織工堺に來りて明様の紗、紋紗、金紋紗、綿、綾、羅、縮緬、袂絹などの織法を傳へしことこれなり。明様の織法一たび堺に傳はりてより、其法を京師の織工に傳へ、つひに西陣機業の隆盛を來す基をなせり。

### 第九章 歐洲人と交通以後の工業

足利氏の中世にいたり、歐羅巴洲の葡萄牙、西班牙の二國競うて遠征に従事し、新版圖を求めしかば、葡萄牙人の如き、既に文明十八年一千四百八十六年亞弗利加の南端喜望峯まで航路を開きしが、其後明應七年一千四百九十八年水師提督ブラスコ、ダ、ガマによりてつひに航路を印度洋に進めマラバアに達するにいたりぬ。これよりさき明應二年一千四百九十二年西班牙の如きも、伊太利亞人クリストファー・コロムバスによりて西印度に航路を開き、つゞいて亞米利加洲を發見することを得たり。これよりこの二國の人民ますく遠征に従事し、葡萄牙人の如きは早くも印度の臥亞ゴアを侵略し、尋いで支那廣東の澳門マカオを占有して立脚地となし、が、西班牙も亦呂宋群島を侵略して鎮臺をマニラに置き、亞米利加洲の新版圖に往來して東洋に威を振へり。この二國の我邦に航路を開きしは天文十年一千五百四十二年葡萄牙が豊後の神宮浦に來りたるをはじめとす。つゞいて同じき十八年一千五百四十八年西班牙豊前の八屋浦に來りぬ。これより二國の商船絶えず我邦に往來して、彼等本國の工藝品の外東洋植民地をはじめ、其他沿道の諸國に貿易したる工藝品を輸入し、我邦の工藝上に一大變遷を及ぼせり。かの呂宋、交趾コクチの南蠻ナンマン、呂宋安南地方 島物すべて産地のしれざる舶來品をさして島物といふ又漢作にもあらず嶋物にもあるざるものをさして唐後といふ蓋しこれらの稱は小堀遠州以來のことなりなど稱する陶器の茶人愛せられて我邦の陶器に影響を及ぼし、が、又歐羅巴製の縞珍葡語Satin、天鵝絨佛語Velvete、天竺佛語Gobelinsの類より印度製の聖多默縞恐らくは現今のSantovar、榜葛刺縞Ben-Gal、莫臥爾モウール、金モウル銀モウルル風通モウルの類ななど稱する織物の如き、いづれもこれら二國人によりて輸入せられ、我邦の織物に與へたる利

益も亦少からざりき。この他應帝亞革 India 莫臥爾革、榜葛刺革、聖多默革、百爾齊亞革 Persia 亞媽革 Amacan 現今 Macao 呂宋革など稱する染革、繪革の類も我邦に入り來りて珍重せれしが、後にはよく其工を模して種々のものに用ゐらる。ことに印度の莫臣爾 Mooji は元明の世回と稱せし國にて其産物も亦多かりしかば、織物、繪革の外銅器類をも輸入せしとぞ。これら輸入の工藝品が直接間接に我邦の工藝に利益を及ぼしたることは、今日吾人が常に用ゐる所のものに聖多默綉、應帝亞革、ビイドロ 葡語 Vidro 西語 Carpa 葡語 Bordo などの名を存するを見ておもひやるべし。

## 第十章 桃山時代の工業

豊臣氏の起るや、難波石山の大院城をはじめ、京師内野の聚樂第伏見桃山の第など續々大土木を起し、これが爲建築術に一大進歩を興へられしが、ことに桃山の建設は文祿三年にて十四萬の貔貅を叱咤し、韓の八道を蹂躪して武威を海外に輝せしころなりしかば、その建築彫刻等の上にも豪邁の氣性おのづから顯はれいでぬ。桃山の建築今詳に考ふべからずと雖も、瓦の端を黄金にてぬり、百間廊下に黄金の燈籠を釣るなど其壯觀おもふべきなり。今も世に桃山の式をうけて建築したるもの山城近江あたりの寺院にありて其式一定にいづ。たとへば長押鴨居を黒漆にてぬり、その上に蒔繪を施し、襖を黄金にて張付けたる類にして當年豊太閤の意匠にいでものなりといふ。京師には聚樂第、桃山第その他當時の遺物中今なほ現存するものあれば、それらに就いてその一斑を窺ふべし。豊太閤は獨これら外部の建築彫刻等に意を用ゐしのみならず、茶器の類より衣服調度の類にいたる

までおのが意匠を工人にさづけてつくらしめしもの多かりき。築紫の陣中にありて征韓軍を指揮せし時すら、佐志山に窯を築き、種々の茶器をつくらしめられしが、またおのが意匠を日記に圖してはるゝ京師に送り、茶入をやかしめ、蒔繪をまかしむるなど、つねに意を工藝上にそゝぎて獎勵せられしかば、京師伏見の間に名工輩出して工藝の隆盛を極む。後藤徳乗の刀劍具、埋忠明壽の鐔、一條國廣の刀、樂常慶の茶碗、幸阿彌長晏の蒔繪、盛阿彌の漆器、西村宗全の土風爐、浪起與次郎の罐子、喜長の金具、是閑吉滿の假面、左近の挽物これらいづれも豊太閤の寵遇をうけし工藝家にして、桃山時代の趣致を代表するに足れり。元和以來京師伏見に住居せし豊臣氏恩顧の工藝家は散じて二つとなり、一は江戸に入り、一は加賀にいれり。こゝにおいて加賀に蒔繪金屬彫刻の美術工藝起る。江戸に入りしものは種々社會の變遷に逢ひて全く桃山の遺風を失ひしかど、加賀に入りしものは北陸の別天地にありて其遺風を子々孫々に傳ふることを得たり。これ加賀の美術工藝の特色にして世は江戸將軍の時代となりても加賀蒔繪、加賀象眼など稱して賞翫するもの多かりし所以か。

### 第一款 工藝家の名譽號

足利氏の中世ごろより工人に天下一の號を受けて、其技術を獎勵せしかば、工人喜びてこの號を用ゐるしが、年を経るに従ひ、濫稱するものいであつひに其效を失ふにいたれり。織田信長の足利氏に代るや、つねに意を工藝に用ゐられしかば、鏡屋宗白が獻せし手鏡の裏に天下一の號を銘せしを見、去春以來この號を用ゐる鏡師二人あるはこれ濫稱なりとて、いたく京尹村井長門守が不明を

叱せられしより、ふつに天下一の號を濫稱するものやみたりといふ。豊臣秀吉も亦織田氏の如くつねに意を工藝に用ゐて奨勵せられしかば、名工を選びて一人に限り、天下一の號を授けられきことより工人天下一の號を其製作品に銘して無上の名譽とせり。すなはち陶器師には榮吉左衛門常慶、蒔繪師には法橋幸阿彌長清、塗師には盛阿彌紹甫一説には篠井善鏡ともいふ、釜師には浪越與次郎實久、土風爐師には西村宗次郎西村宗全の弟、鏡師には木瀬淨阿彌、面打には是閑吉滿、挽物師には左近なりき。徳川氏にいたりてもなほ天下一の號を工人に許されしが、いつしかくづれてこの號を濫稱するもの増加し、ことに甚しきは招牌に天下一の號を彫刻して掲ぐるにいたれり。こゝにおいて徳川綱吉の時天和二年さらに天下一の號を用ゐることを禁ず、これより絶えてこの號を用ゐるものなし。

第二款 天正蒔繪

豊臣氏時代に至り、京師には蒔繪の名工多く輩出せしも、東山以來蒔繪を世業にせし五十嵐道甫、幸阿彌長晏に及ぶものなし。只木地蒔繪は長府本名不傳得意なりきといふ。豊臣氏はわびたるものを好まれしかど、また極めて華美なるものをも好まれしかば、調度の類より家屋の裝飾にまで蒔繪を施されしが、其圖案に意を用ゐられし事はかつて秘藏せられし古鞍鞍のうちに文安二年九月日といふ銘ありに蒔繪するとして、まづ蘆穂の下繪を狩野永徳にかゝしめ、そを高蒔繪にして愛せられしが如き、其一斑をしるべし。この時代の蒔繪は東山のものに比して、やゝ疎雑なる傾あれども、又一種の味ひありて其畫樣に至りても一般に優美なりき。後世豊臣時代のものをさして天正蒔繪と稱し、ことの外珍重するものあり

が爲のみ、慶長八年豊臣秀頼が片桐且元に命じて改築せしめられし江州竹生島の竹生島神社の宮殿内に施したる蒔繪、并に慶長十年豊臣氏の夫人高臺院湖月尼が經營せられし京師東山の高臺寺の蒔繪は豊臣氏薨去後のものなれども、これにより天正時代の蒔繪をおもひやるべし。ことに豊臣氏夫妻の像を安置する所の須彌壇に施せる花筏の蒔繪、并に高臺院夫人が衣裳を納められしといふ、匣類の桐紋の蒔繪は其意匠優美なるが故に、後世これらのものを高臺寺蒔繪と稱し、其桐紋を棗に模し、其花筏を爐縁に模して賞翫するにいたれり。この須彌壇に施したる花筏の蒔繪は寛永二年胡月尼薨去後のものなりといふ

第三款 樂燒の創製

豊臣氏時代に至り、茶事の流行のために内地の陶業を改良したるもの少からざりしも、大抵支那朝鮮、南蠻などの舶來品に摸擬したるものなりしが、獨樂燒は點茶に用ゐむとて發明せられたるものなれば、其釉藥柔に唇にあたりて茶味を和らげしかば、當時の茶人ことの外この器を賞翫し、建盞、天目もこれには及ぶまじといへり。はじめ韓人宗慶歸化して京師に住し、陶窯を開きしに其子長次郎長祐に至り、千宗易と深く交り、種々工夫して遂に一種の陶器を發明せり。當時これを京燒又今燈と稱せらる。豊臣氏の内野に聚樂第を築かるゝや長次郎を召し、其邸内に居らしめ、茶器及瓦の製造を命じ、樂字を瓦に印せしめらる。これより聚樂窯を略して樂燒と呼びしとぞ。長次郎一生中つくりし所の品多しと雖も、ことに千宗易のためにつくりし七種の茶碗大黒、鉢開、東陽坊、木守、早船、檢校、臨濟の重寶となれり。長次郎の弟吉左衛門常慶其あとをつぎ兄長次郎と共に豊臣氏に仕へ、聚樂邸内に

住し、陶器をつくりしが、ことに樂字の黄金印を賜ひ、且天下一の號をゆるされき。これより樂を以て姓とし、其製作品に樂字の印を押すことゝなれり。吉左衛門の子吉兵衛道入異合をノンコウと稱し、樂燒中の名工にて其作父祖にひとしといふ。木阿彌光悦道人に従ひて樂燒を習ひ、其蘊奥を得て茶人に賞翫せられしが、後其法を孫空中齋光甫に傳ふ。道人の子一人も亦父に劣らざる名工なりしかば、其門より長左衛門いでゝ加賀に仕へ、大樋窯を起し飴釉をもて賞せらる。また一人の二男一元玉水にいで別に一家をたつ。これを樂脇窯と稱す。長次郎以來其法を傳へて十二代に及べり。この外江岑宗左、良休宗左等が樂燒を試みしより久田宗全、松尾樂只などの茶人も亦手造と稱して樂燒をなすものでたり。

第四款 假面彫刻の進歩

足利義滿の時、大和猿樂座のもの寵をうけて同朋に擧げられしより、猿樂をもて武家の式樂と定められしかば、此業次第に盛にして糺河原勸進猿樂などいふことはじまれり。義政の時には觀世、今春、保生、金剛を四座の猿樂と稱し、其技に堪能なる人もまたいできぬ。織田豊臣氏共に猿樂を好みしが、ことに秀吉は吳松に就いて其技を學び、明智討、高野詣などいふ新謠をつくりて自ら舞ひしかば、諸大名も亦好みて習練したりとぞ。徳川氏の世に及びては四座の外に喜多を加へて猿樂師を扶持し、幕府の嘉儀には必ず此技を用ゐしかば、士民一般に弄ぶことゝはなれり。かく猿樂の行はるゝにつれて假面の彫刻必要となり、義政のとき文明中三光坊いづ。これよりさき假面の彫

刻には十作日光、彌勒、夜叉、福原文藏、石川龍右衛門野政、赤六作、増阿彌久次、福來石兵衛、など稱するものありしか、鶴吉成、日水宗忠、執智吉舟、小牛清光、徳若忠政、春若、寶來、千種、三光坊、三光坊の甥、越前府中、上總介親信、近江津津の人、近ど、其年月詳ならず、三光坊の門より次郎左衛門滿照の人、越前出目といふ、上總介親信江井關といふ、大光坊幸賢越前平泉寺の僧、三人いでゝよりつひは假面彫刻をもて專業とするものあるにいたれり。大光坊幸賢の門よりは閑吉満いで、上總介親信の家より河内大榎家重いづ。是閑はじめ大野に住し、後京師に移り、豊太閣の寵をうけて天下一の名譽を得たり。世これを大野出目といふ。河内は親信の孫備中榎名不の子にして近江に住し、後江戸に移れり。この二人いでゝ假面の彫刻を一新せり。ことに河内は彩色に妙を得しかば、河内彩色とて賞せらる。又この人打彩色をも工夫せり。其後元祿中古元休次郎左衛門滿照の孫秀滿の子の門より兒玉滿昌いでゝ一家を起し、遂に河内以來の名工と稱せられぬ。

第五款 刀劍并に装劍具の彫刻

刀劍は鎌倉將軍の末より南北朝の初にわたりて名工輩出せしかば、一時その術大に振ひしも、其後久しく衰へて諸國名工いでざりしに、豊太閣の奨勵によりて京師に埋忠明壽いづ、明壽は三條宗近の後にして鍛鍊の法いたく人にすぐれしかば、京師をはじめ諸國の劍工來りて業を受けしもの多かりき。ことに其門より一條國廣、橋本忠吉の如き名工をいだしぬ。明壽は獨刀劍に巧なりしのみならず、鐔及彫物も得意なりきとぞ。一條國廣は元日向飲肥の伊東家に仕へし劍工なりしが、豊太閣の薩摩を討伐せられし時つれ歸りて明壽の門に入らしめられしかば、京師の一條堀川に住せしが、其後故ありて野州足利學校に住し、又石田三成に招かれて江洲佐和山にも住せしとぞ。征韓の役豊

太閤の命を奉じ、忠吉と共に遠征軍に従ひて渡海し、釜山において刀劔をつくりしといふ。忠吉に肥前佐賀の劔工にて慶長の初京師に來り、明壽の門に入り出藍の譽を揚げたり。徳川氏にいたり難波に井上眞改いづ。眞改は國廣の門人井上國貞の子にしてこれまた世にすぐれたる名工なりしかば、世人國廣、忠吉にこの眞改を加へて新刀の巨擘と稱す、蓋し刀劔家において慶長以後の作を新刀と稱するによりりとぞ。

装劔具の金屬彫刻は東山時代に美濃人後藤祐乘いで、精巧優美なる一種の彫刻を創意せしが、五代徳乘實名光次通稱四郎兵衛にいたり、豊太閤の寵遇をうけ、装劔具の外貨幣の鑄造をも命ぜられて、いと面目を施し、が、豊太閤は獨後藤家を寵遇せられしのみならず、其他の彫刻家をも寵遇して、大に奨勵せられしかば、京師伏見の間に金屬彫刻の名工輩出せしといふ。元和の役伏見に住せし豊太閤恩顧の彫刻家は、大抵加賀の前田家に聘せられて金澤に赴きしが、後つひに加賀彫と稱する一種の金屬彫刻をなして世に傳へしとなん、かの金澤にて辻、勝木などいふ彫刻家はすなはち伏見に住せし豊太閤恩顧の彫刻家なりき。徳川氏に至り、後藤一門の外京師江戸に名工いで、家を興し、が、この他諸國においてもまゝ名工いでしとぞ。かく金屬彫刻の發達せしも全く豊太閤奨勵の餘徳にいでたるものといふべし。

第六款 桃山式の建築

豊臣氏の起るに及びて書院造の建築一層完成のものとなりぬ。ことに内部の裝飾に深く意を用ひ

たるが如し。まづその大略をいへば、長押、鴨居を黒漆にてぬり、これに美麗なる蒔繪を加へ、又襖、杉戸、壁、天井等に蒔繪を施し、欄間、門扉等に彫刻を施す類にて、金碧燦爛みるものをしてまばゆきばかり感ぜしめぬ。大坂城、聚樂第、桃山第の建築、皆この式にいづ。そは今日現存する遺物中西本願寺の唐門其形四足門にして前後に軒唐破風をつけ左井に同寺の對面所伏見桃山第にあり豊國神社の唐門伏見桃山第にありしものにて金地院にの類に就いて其一班を窺ふべし。この他飛雲閣元伏見桃山第にありしものにて今西本願寺の攝翠園中にの如き、一種の建築物さへいできぬ。この他大徳寺の唐門、醍醐三寶院の唐物など皆この時代の建築物ゆゑ併せ考ふべし豊臣氏は一方においてかくの如き宏壯華麗の建築をなすと同時に、一方においては極めて閑雅幽邃なる庭園をつくり、質朴なる數寄屋を建てらる。かの大坂、聚樂、桃山いづれも山里と稱する地名ありて數寄屋を建てられしにてもしらる。こゝにおいてこの類の建築著く進歩せり。またかの織田氏のころ發生せし城堡の建築こゝに至りて完成す、城堡は大むね周圍に深き渠を繞らし、石を高く疊み、其上に堅牢なる壁を築き、其四隅に櫓を設け、且鐵門を建つる等を常とす。かくの如きいかめしき廓内に天守臺及常住の第宅を構ふることなりき。大坂、聚樂、桃山の如きもつまこれを要するに豊臣氏建築の特色は規模雄大にして内部の裝飾に繪畫彫刻を應用したるにあり。これ豊臣氏其人の氣宇豪邁なるより自らこゝに至れるものか。

第十一章 點茶の流行と工業品の進歩

珠光紹鷗の徒、點茶の式を定めて千宗易に傳へしより、點茶の遊技は上中下を通して行はれ、千

本の道悦一個の眞壺を米四十石取の田地にかへて茶湯をなし、三好實休の愛せし三日月と名づけたる眞壺は、後六片に破れたるも、三好老衆三千貫に堺の太子屋に質入せしといふ。かくの如く點茶につれて茶器も亦世にもてはやされしが、ことに織田豊臣の二氏點茶を好み、其幕下の諸將も亦一般に茶を好みしかば、軍功を賞するに茶器を以てせらる。當時の諸將は土地を受くるよりも、むしろ茶器をうくるをもて名譽の事とせり。されば葡萄牙の宣教師が日本人の茶器に千金を抛ちて惜まざるを見て、我等の金剛石を愛するよりも甚しといへりき。豊臣氏の如き茶湯に關しては大名商人の別なく、大阪伏見などの數寄屋に召し、自から茶を點じて閑談に漏を移し、又時としては微行して茶人を訪ひ、三笏の茅屋中に風流隱士を學び、世の俗事を忘れられしこともありしが、遂に天正十五年北野の松原において大茶之湯を催し、數寄の心懸あるものは日本の儀は不<sub>レ</sub>及<sub>レ</sub>申唐國の者まで可<sub>レ</sub>罷出<sub>二</sub>と令し、天下の數寄者をして座舖をいだしめられぬ。こゝに於て茶湯益々興る。細川三齋<sub>忠</sub>興<sub>忠</sub>古田織部<sub>能</sub>重<sub>長</sub>金森宗和<sub>長</sub>織田有樂<sub>益</sub>等の諸將いづれも利休<sub>易</sub>宗<sub>易</sub>に學び、其上足の弟子となり、ことに古田織部は拔群にて時の茶人和尙<sub>このほどは此事の師範たる人をば和尙と稱す</sub>をもて呼べり。點茶の行はるゝや、天下の工藝品は大抵茶器となり、茶人の意匠をうけてはじめて世にもてはやさる。たとへば紹鷗様、利休様、織部好、宗和様、などいふ類にて、其意匠大むね雅致を貴び、風流を旨とせしかば、茶器には精緻優美のもの少し。義政が東山に四疊半の座敷を設けし以來、數寄屋の制起りぬ。數寄屋は草葺柴戸のおろそかなる流隱をうつし、佗びたる心を主とし、床には法語繪贊の類、筒にはうつろはぬ花さし入れ、爐に松風を煮て風山家士を學ぶものなり。點茶の式はじまりてより工藝上の意匠を一變したると同時に進歩を工藝上に與へたるものも亦極めて多かりき。

第一款 鑪子鑄造の進歩

茶湯に用ゐる鑪子は、足利義政の時名越<sub>ナヤ</sub>家の祖彌阿彌の鑄造にはじまり、それより筑前の蘆屋、下野の天明等にて鑄造するものいづ。蘆屋の鑪子は僧雪舟の下繪を用ゐたるものありとて、ことに珍重せらる。其後蘆屋の製にならひて越前、博多、播磨等にて鑄造するものありしが、織田豊臣氏の時代にいたり茶湯の盛に行はるゝや、伊勢、肥前、石見等においても鑄造するものいできぬ。この際京師の浪越家より淨祐其子善正<sub>二人とも彌七郎と稱す</sub>いで信長に仕へしが、其後善正の子三昌<sub>彌右衛門實久一且</sub>家昌<sub>彌五郎</sub>等いづるに及びて其術益々精しくなれり。ことに與次郎實久豊臣氏に仕へ、利休に愛せられ、阿彌陀堂、尻張、丸釜、大雲龍、小雲龍等の數品を鑄造して茶人に賞翫せらる。されども大作のものに至ては、兄三昌に及ばず、三昌は慶長十九年豊臣秀頼の命を蒙り、方廣寺の巨鐘<sub>高一丈四尺、徑九尺、厚九寸、治工越前少椽藤原三昌と彫付したり、寛永十五年八月九日歿す</sub>を鑄造して其名を揚ぐ、三昌實久の二人は豊臣氏の恩顧を受けしかば、徳川氏に仕へざりしが、與次郎の如きはことに豊太閤の舊恩を感じ慶長五年八月鐵燈籠一對を鑄造して、獨季弟家昌徳川氏に聘せられ、門人大西淨清<sub>五郎左衛門</sub>堀淨甫<sub>彌助</sub>を率ゐて江戸に下りしより、江戸においても亦鑪子の鑄造起れり。家昌の子正信<sub>彌五郎</sub>淨清の子淨久いづれも寛永十七年以來江戸に住して徳川氏に仕ふ。當時小堀遠州<sub>政一</sub>片桐石州<sub>貞</sub>の意匠をうけて鑄造したるもの多し。これらの外三昌と同じ時代に西村道仁いで、其業を子孫に傳へしが、又三昌の門人宮崎寒雉<sub>彦九郎</sub>加賀にかへりて其業を起せり。こゝにおいて北陸も亦

## 第二款 茶器用陶器の進歩

東山時代よりこのかた點茶の行はるゝや、瀬戸、信樂、備前、丹波の陶器を改良して茶器に用ゐることゝなりしかば、これら陶器はいづれも面目を一新せしといふ。其中にもことに瀬戸は前期より名工をいだし、良器をつくりしが、この期にいたり志野宗信、千利休の徒瀬戸の工人に意匠を授けて茶器をつくらしむ。後世これらの品を志野焼、利休焼と稱す。織田信長のいづるに及びて瀬戸の諸役を免し、且分國中瀬戸の外陶窯を築くことを禁じ、大に瀬戸の陶業を保護せられしかば、良工も亦多くいでしが、ことに信長其中より六作宗右衛門、新兵衛、市左衛門、大平、長十、茂右衛門を選びしといふ。其後古田織部も亦瀬戸の工人に命じて種々の茶器をつくらしむ。其製一ならず、或は利休に似たるものあり、或は志野に似たる草畫を施したるものあり、或は青織部、黒織部など稱するものあれども、皆通じて織部焼と稱す。又織部屢この地に遊び、信長の例にならひて十作元藏、丈八、友十、治兵衛、吉右衛門、佐助、金九郎、牛七、六兵衛、九郎次を選びしといふ。文録二年前田利家も亦越中に於いて陶業を企てしが、其子利長つひに慶長五年瀬戸の陶工孫市を聘し、越中新川郡において茶器をつくらしむ。後其地を呼びて瀬戸村といふ。まゝ良器をいたしゝが、この窯陶は數年にして廢せられき。

## 第三款 茶器用漆器の進歩

漆器も東山時代既に泰阿彌、浦阿彌、篠井善齊羽田五郎の徒いでゝ面目を改めしが、ことに羽田五郎棗を發明して茶人に珍重せらる。利休いづるに及びて著く進歩し、京師には盛阿彌紹甫、野路善鏡、藤重藤嚴の徒いづ。藤嚴は奈良の漆工樽井藤元の子にして、中文を發明し、又漆にて陶器の缺損を補ふことをも考へいだしゝ人なり。當時町塗と稱する普通の品にてもなほ見るべきもの多かりき。この他點茶の行はるゝや、根來碗、秀衡碗の類大に賞翫せらる。根來塗は正應中紀州根來寺の僧徒が常仕の具に供するためにつくらしめたるものにて、其後吉野根來、京根來等いづ。又この期にいたり、蒲生氏郷陸奥會津において禿衡碗にならひたる漆畫の碗類をつくらしむ。世人これを會津塗といふ。秀衡碗は高倉天皇の朝陸奥の藤原秀衡が工人に命じてつくらしめたるものといひ傳ふ。其後正平中、江刺郡正法寺においても漆畫の碗類をつくらしむ。正法寺碗の製廢れて後、九戸郡淨法寺村より漆畫の碗類をつくるものいづ。故に前者を正法寺碗といひ、後者を淨法寺碗といふ。いづれも其文様質朴にして古雅愛すべし。當時漆畫の碗類が茶人に賞翫せられし事は狩野元信の下繪といひ傳ふ所の芹碗箱根の早雲寺にあり并に吉野の工人がつくりいだしゝ漆畫の碗類を見て其大概をおもひやるべし。

## 第十二章 征韓役後陶業の勃興

點茶の式盛に行はるゝに至りても、陶器は瀬戸、備前、丹波、信樂の外内地に製するものなかりしかば、支那の青磁ツェン、青華ツェン、三島、吳須の類より朝鮮製の熊川、金海、壹登、堅手、伊羅保の類を得て



賞翫せしとぞ。されば熊川、金海などいふ朝鮮陶器の名は何人も記憶したることゝて、征韓軍の起るや、彼土に赴きたる諸將は陶工の俘囚となりたる者をつれかへり、陶窯を領内に開かしめしかば、慶長以後陶窯處々に起りて、つひに我邦の陶業をして全く面目を改めしむるに至れり。これら陶工の俘囚をつれかへりたるは、九州の大名に多かりしかばこれら九州に陶窯起りて隆盛を極めぬ。細川忠興は加藤清正によりて歸化せし尊階釜山の人後上を得て、豊前の上野窯、肥後の八代窯を起し、黒田長政は八山豊登の人後高并に加藤清正の俘囚新九郎本名不傳を得て筑前の高取窯を起し、松浦鎮信は巨關熊川のを得て肥利の平戸窯早岐窯とを起し、鍋島直茂は李參平金江の人後金を得て宗傳深海の人後新を得て肥前の有田窯を起し、後つひに十五窯に及べり。島津義弘はことに陶工をあまたつれて歸朝せられしかば、まづ金嘉入本籍不傳後星をして大隅の帖佐窯を起し、後又串本野、鹿兒島に分住せし陶工を苗代川に移し、陶業に従事せしめらる。朴平意慶尚道最も名工なりき。苗代川の陶工壺瓶の類を製するに巧なりしかば、世人これを壺店ツボヤと呼びしとぞ。義弘は獨陶工のみならず土井に釉薬をも彼土よりとり來りてあまたの茶器をつくらしめ、火ばかりと稱して賞翫せしといふ。これをもて其他を推すべし。是等九州の外にては毛利輝元が李敬本籍不傳後高麗を得て長門に萩窯を起し、のみ。これを要するに征韓軍の諸將が陶工を俘囚としてつれかへりたるは、恰も當時隆盛を極めたる朝鮮の陶窯を我邦に移し來りたるものにて、これら俘囚によりてつひに白磁礦をも發見せらるゝに至れり。

第十三章 造船術の進歩

元弘建武以來兵亂うちつき、海賊大に起り、屢朝鮮支那の沿海を抄略し、八幡船の名一時東洋に振ひしも、造船術いまだ開けず、いづれも小舟のみなりき。足利將軍の遣明船に供せしものすらなほ千石内外に過ぎざりきとぞ。其後歐洲貿易の開くるに従ひて、我邦より南洋諸國へ渡航するもの増加するや、こゝに造船術研究の必要起り、頓に進歩したりしが、ことに文祿の初豊太閤の朱印をうけて南洋諸國へ渡航せし京都、堺、長崎の貿易船は其構造巨大なるものにして、支那西洋を折衷したる一種の船なりき。かの肥前平戸のふすた浦にて創製せしふすた船と稱するものゝ如きは大きなひらた船に櫓をあげ、鐵砲をしかけたる堅牢のものなりしといふ。徳川家康にいたり、益々朱印船の制を擴張せられしかば、諸國の名族豪商大船をつくり、呂宋、安南、暹羅、東埔塞等より印度の榜葛刺灣内までも航路を進めて盛に貿易せしかば、造船業一層進歩せしなるべし。そは長崎に傳ふる元和中、順化へ渡航せし荒木宋太郎の船圖、並に京都清水の觀音堂に掲げたる寛永中東京へ渡航せし角倉與一、末吉孫左衛門の船圖を見て其構造の巨大なるおもひやるべし。寛永九年十二月歸朝末吉孫左衛門の船并に寛永十年十二月又同じき十一年九月歸朝角倉與一の船の遍額は今なほ清水の觀音堂にありといふ角倉與一の船は巾九間、長さ二十間にして三百九十七人をのせしとなん。これよりさき和蘭船の水先案内者たりし英國人ウキリヤム・アダムス後三浦安針と改む徳川家康に寵遇せられて、江戸にとゞまりしが、曾て命を奉じ、伊豆の伊東に於いて西洋の船二隻をつくれり。一は八十噸にして一は百二十噸なり。當時我邦においては未だ船渠の設なかりしかば、アダムスほどほど困しはてしが、偶伊東の濱邊に川ありしかば、これこそ西洋船つくるべき地形なりとて、其濱の砂の上に舟の敷をおき、半作の頃より砂を掘上げ、敷臺の柱を少しづつさげ、やがて海中にう

かぶる時せきとめし川尻の水をいれ、其力をもて海中へおしだせりとぞ。この船は淺草川につなぎ  
 おかれしが、慶長十五年五月新西班牙船の漂流人を乗せて、彼國のアカブルコ港へ送られたり。こ  
 れ實に關東において西洋船舶をつくりたる初なりとす。其後アダムスは相摸國三浦郡逸見村にて二  
 百五十石を領し、我邦に居留すること二十餘年、元和六年四月四日身まかりぬ。これにつゞきて慶  
 長十八年仙臺の伊達政宗が壮志をいだいて支倉六右衛門常長を羅馬府へ遣すや、江戸の船奉行向井  
 將監忠勝に謀り、幕府の船大工を借入れて製造せしが、この船は巾五間半長さ十八間にして、百八  
 十人をのせその年九月十五日陸奥牡鹿郡月浦を出帆して新西班牙のアカブルコ港までこの船にて渡  
 航せしが、すべてこの一行の事に關してはカソリック教の宣教師ルイス・ソテロが指揮せしことな  
 れば、造船の事にも多少意見をいだし、ならざれば、この船も西洋形なりしや明かなり。かくの如  
 く發達せし造船術も宗教上の爲、寛永十三年外國へ渡航を禁ぜられしより航海術の衰へしと共に、  
 悉く地廻船となりて、つひに其製造法を失ひしといふ。豈惜むべきことならずや。

第十四章 建築術の變遷

平安朝以來貴族の第宅は唐様の建築法を用ゐて寢殿造なりしが、鎌倉時代に至り、武士は櫓門、  
 木戸門など設けたる一種の第宅を造りいだし、も、要するに質素儉約を主とし、寢殿造の如き佳麗  
 のものにはあらざりき。足利氏に至りては第宅を京師に構へ、専ら公卿攝關の風を擬せしかば、從  
 ひて家屋も寢殿造を用ゐしとなん。されば對屋、釣殿、泉殿なども設けありしとぞ。又このころよ

りいろくの薄風造行はれしが、その建築の精巧なりしことは今日現存する金閣銀閣などの建築を  
 見て其大概を察すべし。應仁の亂後公卿も武家も大方書院造となり、又一般に疊をしきつめると  
 なれりといふ。書院造の式は元鎌倉時代僧侶が學問所の名にして、いつしか武士の第宅にうつり來り  
 なり、書院造には支關僧家にて學問所の入口を名づけて支關と呼びしが其後漸々轉床間押板より漸々おしうつりて今時  
 附書院書院床、明床、明書院など稱で元は僧侶が袋棚中古以來武士の家には必ず棚といふものを設けしかばそれの類を設く  
 るを常とせり。こゝに至りて家屋の制一變ず。織田信長の執政時代に至り永祿十一年葡萄牙の宣教師に南蠻寺を京  
師に建つることを許されしが其後天正四月江州安土山に城廓を築か  
るるや七層の高樓をたてたる幾分か南蠻風の建築を用ひられしに又鎌倉將軍の末ごろより茶會のこときこえ始めし  
あらざるかとかくこの頃より城廓の建築堅牢のものとなりき又鎌倉將軍の末ごろより茶會のこときこえ始めし  
 かども、別にこれが爲家屋をつくるほどに至らざりしに、足利義政が東山の東求堂に四疊半の座敷を  
 設けし以來、紹鷗利休の徒工夫をめぐらして、いろく侘びたる家屋をつくりいだし、がつひに數  
 寄屋と稱する一種のものとなれり。これを要するに書院造の式は其端を鎌倉時代に開きしもおしな  
 べて一般に建築することになりしは、足利氏時代にしてこれを豊臣徳川二氏の時代に及ぼし、つひ  
 に發達したるものなり。又數寄屋の式は全く東山時代に起りたるものなれども其發達したるは、や  
 はり豊臣徳川二氏の時代なりとす。されば今日の家屋建築は其法を足利氏時代に發したるもの多し  
 といふべし。

## 第五編 徳川氏時代の工業

## 第十五章 武家の隆盛と工業の進歩

慶長元和二役の後には天下の政權全く徳川氏に歸したれども、なほ織田豊臣二氏譜代の大名ありて、心竊に徳川氏に服せざるもの少からざりしが、三代將軍家光起るに及びて大名の意思漸く定まり、いづれも只子孫の繁榮をのみ冀ふこととなりしと、武家の相續法をや、寛大にして同姓血屬を養ひ、嗣子となす事を許されしより天下靜穩となり、武家隆盛の氣運に向へり。かくて家光天下の名工を扶持して江戸に集め、寛永九年以來は増上寺、日光廟、江戸城の普請などいふ大土木を起し、かば、工藝家の技倆を施すべき時機に達せしが、且又寛永十九年以來は諸大名をして江戸に第宅を構へ、妻子を置きて參觀交代せしめられしかば、諸大名競うて壯麗美麗の第壩を構ふるより、從ひてこれらの第宅に相應する工藝品を要し、遂に諸大名においても工藝家を扶持して其業を世襲せしむるに至れり。されども寛永時代に發達せし工藝は桃山時代に發達せし工藝家のなほ生存するものありて、力を盡し、かば、未だ純然たる徳川時代の工藝を代表したるものとはいふべからざるも、とにかく徳川氏時代における工藝の花は實にこの時より開きはじめたり。其後綱吉の時代にいたりては鎧を櫃にをさめ、弓を囊にして昇平無事に苦み、歌舞音曲を弄して宴飲をこととし、兵馬倥偬の間に身を起したる祖先質朴の氣風全く消磨し畢りぬ。こゝにおいて武器齒薄具より衣服調度の類一變して、

只管華美を競ふこととなり、江戸の工藝盛に興る。後世其染物刺繡の紋様を稱して元祿模様といひ、其蒔繪を稱して常憲院綱吉の法號時代といふ。かくの如く武家隆盛を極めしかば、寛永の後をうけたる江戸京都の工藝彬々として勃興し、いづれも名工をいだせり。今日現存する蒔繪裝劍具の類を見てその隆盛を思ひやるべし、元祿の後も引續きて天下無事なりしかば、江戸をはじめ諸大名においても工藝殖産の事に心を傾け、獎勵保護の道を講ぜしかば、工藝品を發達しつゝありしも、ことに家齊の時代、文化文政前後にわたりてかの寛永に開きたる工藝の花は元祿にいたりて隆盛をきはめ、つひにこの時代にいたり好果を結ぶことを得たり。されば俗にいふ後の大御所の世は工藝發達の極度に達したる時代にして、江戸京都の美術工藝品はいふに及ばず、諸大名の藏物と稱する尾州徳川家の瀬戸磁器、播磨西井家の姫路木綿、江州井伊家の長濱縮緬、土州山内家の土佐紙、加賀前田家の輪島漆器の類より九州の陶磁器、關東奥羽の織物の類著く發達せしが、ことに家齊の華美を好むや、京都西陣の織工は綴錦、金華山織の如き貴重品を製して江戸の需要に給せり。この一事を以つて其の隆盛をおもひやるに足れり。この後天保をすぎて嘉永安政にいたりては外交の事漸く起り、天下の人心靜穩ならず、工藝大むね萎靡して振はず、また論ずるに足るものなし。さはいへ徳川家康が泰平の基を開きしより、殆ど二百六十年間天下無事にして干戈を見ざりしかば、諸國の大名文教を開くと同時に國家經濟の事に心を用ゐしにより、かの一部分なる美術工藝家を扶持し、又藩黨を起して精巧の陶磁器をつくり、贈答に供して互に其國の名譽を誇りしが如きもの、外、ことに記憶すべきはおしなべて多數に産する所謂國産ともなるべき普通に用ゐらるゝ工藝品を獎勵保護して發達

せしめたることなり。これ實に徳川氏時代における特色にして徳川氏が泰平を永續せし結果よりいでたる一大現象なりとす。

## 第十六章 京都江戸の美術工藝

天下の政權全く江戸に移り、京師伏見の間に住せし豊臣氏以來の工藝家も徳川氏に聘せられて、江戸に移りしもの多しといへども、なほ京師は名譽の淵源なりしかば、工藝家が名義上の綱位受領も京師より授け給ふ事にて、法橋、法印、某少椽、某大椽など稱して無上の名譽とはなしぬ。獨名譽の淵源のみならず京師の風流は古來の習慣にして、服色品物皆優美なりしかば、美術工藝はつひに京師の名産とはなりぬ。されば書畫をはじめ織物、染物、刺繡の類より蒔繪、漆器、陶磁器、銅器、彫刻の類京師に及ぶものなし。こゝを以てつねに名工京師に集り、京師にあらざれば名を揚ぐることはざるありさまとはなりぬ。又兩千家、藪内などいふ點茶家の宗匠ありて其家に附屬する世襲の工藝家が製出する所の美術工藝品も亦京師の名産となり、諸國よりはるく京師に向ひて製造を託する類も多かりきとぞ。すなはち中村宗哲の塗物、中村淨益の銅器、駒澤利齋の箱類、正玄の竹細工、左近の挽物、友古の袋物の如き類なり。

江戸も慶長元和の際、幸阿彌長晏、埋忠明眞、明珍宗信の如き名工を聘して江戸に移住せしめられしが、京師は帝都にして山水明媚なるを以て美術工藝家の往居に適すること、豊臣氏より恩顧を受しものは江戸にゆきて徳川氏に仕ふることを嫌ひしとて、とかく移住を欲せざるもの多かり

き。埋忠明壽が豊臣氏三代の恩顧に感じ、病と稱して弟明眞を代りてゆかしめしが如く、本阿彌光悦が子孫に向ひて假令江戸より召さるゝも決して重代鴻恩をうけたる帝都を去るべからず、といひしが如き、其一班をしるべし。其後世は寛永となり、狩野探幽、浪越家昌、古満休意、横谷宗興、奈良利輝、河内大椽家重、春田宗次の如き名工徳川氏に聘せられて大に用ゐられしかば、これより名工の江戸にゆきて家を起すもの多し。江戸の美術工藝は實にこのころよりして發達の兆を顯せり。されどもなほ京師には埋忠明壽、一條國廣、橋本忠廣、後藤徳乘、浪越三昌、本阿彌光悦、山本春正、樂道入、野々村仁清、近藤道志、篠井林齋、左甚五郎の徒ありて盛んなりき。元祿にいたりては江戸府益々繁昌し、後藤廉乗も京師より移住し、其子通乘、横谷宗珉の如き、金屬彫刻の名工いですが、又笠翁、山田常加、古満休伯の蒔繪、青海勘七の漆畫の如き類、續々いできたりて、つひに常憲院時代といふ一時期を顯すことゝはなれり。當時京師には尾形光琳、春正景正、尾形乾山、兒玉滿昌の徒ありて江戸と互に其技を競ひしが、いづれも精妙を極めし名工にして、其優劣いづれをいづれとも分ち難し。寶曆明和のころより文化文政にわたりて江戸には飯塚挑葉、古満寛哉、原羊遊齋、井上白齋の如き蒔繪の名工輩出せしといふ。又金屬彫刻も亨保のころ既に奈良利壽、奈良安親の如き名工出で、奈良彫刻の名を揚げしが、又このころにいたり奈良乘意、柳川直政の徒いで、一時世に用ひらる。京師には一宮長常の金屬彫刻、佐野長寛の漆器、四方安平の銅器、天野房義の綴錦、青木木米、永樂保全、高橋仁阿彌、清水六兵衛の陶磁器いづれも希世の名工にして、京師の美術工藝に一段の光彩を放ちたりき。ことに五條坂の磁器このころより起れり。これを要する

に江戸の美術工藝は唯蒔繪、金屬彫刻にとどまりしも、京師の美術工藝は織物、染物、刺繡の類より蒔繪、漆器、陶磁器、銅器、假面彫刻、金屬彫刻の類に至るまで、あらゆる美術工藝を網羅したるが故に、江戸盛んなりしもこの點にいたりては京師に及ばず、これ美術工藝はつひに京師の特有に歸したる所以か。

### 第十七章 鎖港并に渡海禁止の工業に及ぼし、影響

基督教の東漸するや、遠洋航海もこの頃より起れり。既に天正十年豊前の大友宗麟の如き、使を伊太利亞に遣し、かば、これより基督教を信仰する大名の使は羅馬に向ひて渡航せしかども、我邦の工藝に影響を及ぼすほどの事はなかりしに、文祿元年豊太閤が京都、堺、長崎の商估に朱印を賜ひて媽港、高砂、呂宋、安南、暹羅等へ渡航をゆるされしより、これら諸國をはじめ、印度歐洲の工藝品を輸入して我邦の工藝上に新知識を與へき。後徳川氏に至りては朱印船の制限をとぎ、大に自由を與へられしかば、徳川氏の朱印をうけて南洋へ渡航するもの、舳艫相銜みて海上に連れり、呂宋、暹羅の如きは數百戸の日本町をたて、つねに數千人のもの彼地に留りて貿易せしとぞ。さればこれらの貿易船によりて輸入せられたる工藝品も亦多かりしなるべし。かの高臺寺に傳ふる豊太閤所用の糸織ゴフランの陣羽織の如き、或は古渡の切に御朱印、角倉スミナクラなどいふものあるは當時朱印をうけし我邦貿易船によりて輸入せられたるものにして、ことに京師の祇園會鷄鉾の見送りに用ゐたる毛織ゴフランの如きは、寛永中角倉與一の貿易船が安南にて歐洲人より得たるものなりとぞ。

これら貴重の織物によりて直接に我邦の織物に利益を與へしが、わきてゴフランの如き、安永このかたこれらの製品にならひて、つひに綴錦と稱する糸織のゴフランを製出するにいたれり。又慶長十八年伊達政宗の支倉常長を暹羅に遣すや、同地において支倉常長が購求して持還りしといひ傳ふる織物の中に、金花山織ありて、今なほ伊達家の寶庫に保存せらるるといふ。當時京都、大坂、堺、伏見等の商人隨行せしかば、これら商人によりてはやくも京都には傳へたるものとみえ、寛永のころ西陣において金花山織を製出したるものありきとぞ。また呂宋、安南等の陶器は既に足利氏の時、明人によりて輸入せられたるものと、葡西兩國人によりて輸入せられたるものとありて、かの志野宗信が瀬戸の陶工にやかしめたる志野焼と稱するもの、如きは、元來呂宋白薬の畫沓鉢にて、後今井宗久に傳へしほどの貴重品なれば、いさゝか己が意匠を加へて瀬戸の陶工にやかしめたるものなりといふ。されども當時は明人によりて輸入せられしかば、只唐物といひしとぞ。其後古田織部も亦呂宋の畫沓鉢によりて己が意匠を加へ、瀬戸の陶工に命じて俗にいふ、織部焼と稱するものをやかしむ。かくの如く呂宋陶器の我邦に及ぼしたる影響少からざりき。この他安南製の交趾薬と稱するもの、如きは古九谷、古萬古の類をはじめ、種々の陶器に應用せられたり。惜いかな寛永十三年以來内國の諸港を鎖し、渡海を禁止せられしかば、かの足利氏の末より内國人によりて新工藝品を輸入し、新知識を得て我邦の工藝上に應用したるものも少からざりしに、こゝにいたりて頓に輸入の道を失ひ、唯僅に紅毛人オランダにより年一回歐洲の新工藝品に接せしも、かの南洋貿易隆盛の時の如くしばしば新規の工藝品に接して新知識を得たるが如きこと能はざりき。嗚呼鎖港渡海の禁止は獨貿

易に至大の影響を及ぼしたるのみならず、我工藝上に及ぼしたる影響も亦少なからざるべし。

## 第十八章 各藩工業の奨励保護

寛永以來は諸大名の位置も漸く定まり、おの／＼賢臣を擧げて、治績を求めしかば、庠序の教より殖産工藝の奨励にいたるまで、大むね備りて鬱興せしが、ことに備前の池田光政、土佐の山内忠豊の如きは、賢臣を登用して學校を興し、農工を勸めて治績最も多かりき。元祿を過ぎて享保に至りては、上に吉宗の如き將軍ありて銳意殖産工藝に力を盡し、吹上苑において砂糖を製造し、又織殿をたて、或は延喜式によりて染物を研究するなど、尋常の事にあらざりしかば、諸大名も亦これまでの如く美術家を扶持して唯工藝の一部分を奨励するのみにては一國の富をなすに足らざることわざと、吉宗にならひて殖産工藝に心を用ゐることゝなりぬ。これより競うて國産を興し、奨励保護の道を講ずるにいたれり。寛政中上杉治憲が細井徳民を登用して國産所をたて、養蠶絹織の事を奨励して國産を興したるが如き、其例なり。國産奨励の策は獨治憲のみならず、文化文政の前後にわたりては大むねこの策を用ゐしかば、諸國の物産彬々として興れり、もとより其奨励保護に關しては國によりて其政策を異にするも要は大抵同じかりき。

各藩において藏物と定められたる工藝品は、大抵其藩の國産役所藩によりては物産會所ともいふより販賣取扱の間屋を定め、身元保證金家屋敷を抵當にとるものあり又身元を取調ぶるのみにとらざるものなりをとりて取扱はしむるを常とす。又製造者に對しては、つぎの製作品に要する資金を貸與するものあり、又製造品を運送問屋に渡し、其受取證を

とりて國産役所へいだし、製作品の代價中幾分かを借らんことを願いつるとき貸與するものあり、前者は金澤藩の輪島漆器におけるが如く、後者は姫路藩の飾磨木綿におけるが如し。又各藩競うて藏物の品位に注意し、官吏を遣して一々製作品を精査し、其證を附するものとす。名古屋藩の瀬戸磁器、彦根藩の近江麻布、宮津藩の丹後縮細の如き、いづれも検査を施し、といふ。これが爲某藩の某品といへば、人々其物に信用をおきて購求することゆゑ、代價も亦從ひて高値にうれゆきしとぞ。されば製造者も製作品に注意し、疎製濫造にながれず、各自相戒めて検査の通過を希望せしとなん。

またものによりてはことに株式を定めて保護せしものありき。徳川氏は己が直轄せる奈良の晒屋三十株、近江八幡の蚊帳四十株、堺の烟草庖刀打二十株などの株式を定めおかれしが、各藩においても亦この株式の制を施したるもの少からざりき。福岡藩の博多織十二株、佐賀藩の有田金鑽工十六株の如きは皆株式を定めて保護せられたるものなりき。この株式の制は足利氏時代に行はれし座の遺風なりとぞ。

## 第十九章 陶磁器の進歩

徳川時代に至り、工業は一般に進歩せしも、ことに陶磁器は前期の末より韓人の歸化によりて著しく進歩せしのみならず遠州のいづるに及びて志戸呂、膳所、上野、高取、朝日、古曾部、赤膚の七窯をはじめ、信樂、伊賀等を改良せしかば、種々の意匠もいできて面目を一新せしも、なほ朝鮮、支那の遺風を存するもの多かりしに、仁清にいたり、優美なる繪畫を施したる陶器をつくりいだし、

一生面を開きたるは最も記憶すべき事なりとす。つゞいて乾山の如き名工いでしかば、我邦の陶器いよいよ優美温雅のものとなりぬ。其後仁清の餘風をしたひて粟田焼起る、元祿以來薩摩焼も亦全く面目を改め、金銀五彩を施したるいともうるはしき錦欄様を造りいだせり。この外出雲の布志名焼、伊勢の萬古焼、淡路の珉平焼の如き、やゝ新規の陶器もいできたれり。なほさらに記憶すべきは、この期の初李參平が肥前の泉山において白磁礦を發見せしことにて、これより透明なる白色の磁器を製することとなり、鮮明なる青華をいだし、が、其後酒井田柿右衛門によりて金銀五彩を施したる錦欄様を見るにいたれるは、我邦磁器の一大進歩にして、これ實に磁器は有田をもて正完とする所以なり。有田より九谷、瀬戸に傳へて磁器の製ますます隆盛に赴けり。ことに九谷は一種の磁器にして、其顔料の用る方交趾風なりしが、文化中九谷焼再興と共に山代において細密なる錦なる錦欄様を工夫せしなど其功少からず、瀬戸は加藤民吉以來單に青華をもて特色とせしが、これ又精巧にして全く支那風を脱したる一種の青華磁器なりき。されども京師は美術工藝の淵源にして清水の五條坂一帶に道八、六兵衛、龜亭、清風、藏六などいふ名工集りて、優美なる磁器を製出せり。其意匠いづれも嶄新にして、有田、九谷、瀬戸もつねに一步を京師に譲れり。ことに木米、仁阿彌、保全いづるに及びて、支那の古陶器により一機軸をいだし、かば、これより京師の磁器一層進歩し、巧麗緻密なる青華錦欄様などの磁器いでぬ。陵磁器に關しては諸大名いづれも多少の保護を與へしかば、陶窯各地に起り、一々指を屈して數ふるに違あらずといへども、ことに陶磁器のいでしは諸大名において特別の窯を築き、販賣を禁じて専ら贈答に供する品をつくらしめたるによれり。かの

鍋島家の大河内窯、松浦家の三河内窯、島津家の堅野窯の如き類にて、今も其遺品を得て金玉の如く珍重するは蓋しゆるなきにあらざるなり。

陶磁器製造地一覽表

畿内	山城	粟田 永樂	清水 伏見	樂日 朝日	大和	赤膚 鹿背山
東	伊賀	伊賀	丸柱	伊勢	萬古 安東	阿漣
海	尾張	瀬戸 常滑	深井 犬山	三河	岡崎 永樂	
	遠江	志戸呂	豊樂	駿河	賤機	
	武藏	今戸	乾也	常陸	太田	
東山	近江	信樂 湖東	膳所	美濃	多治見 温古	笠原 久尻 下石
	陸奥	相馬	本郷			
北陸	加賀	九谷 小野	春日山 蓮代寺	佐渡	相川	
			若杉 永樂	山代 大樋		





くる四年十二月はじめて有田代官をおかれ、ますく窯戸の株を嚴重にせらる。其後寛文中にいたりては赤繪町とて金鑽工の居住する所を町の名に冠するにいたれるなど、其盛なるを知るべし。さればこのころより磁器を諸國に販賣し、且長崎において支那、和蘭人の貿易の料ともせり。又このころ江戸の商估、伊萬里屋五郎兵衛、仙臺伊達家の旨をうけて有田に來り、辻喜左衛門の製品を持ちかへりしもの、伊達家より仙洞御所へ進獻せられ、これより朝廷供御の品を調進することゝなれり。安永三年辻家の五代喜平次より二代おきに常陸大塚の受領を賜はりしとぞかくの如く有田の磁器内外人に賞翫せられしかば、窯數次第に増加し、内山西松浦郡の泉山、上幸平、中樽、大樽、本幸平、白外山西松浦郡の黒牟田、應法、外尾、上南川原、藤郡の志田、吉田、齋山、杵島郡の成瀬、小志田の五所をいふの區別をなすにいたれり。ことに文化文政のころにいたりては隆盛を極めしかば、泉山に深海乙吉、上幸平に辻喜平次、大樽に田代半次郎、白川に南里嘉十の如き名工いづ。尾張の瀬戸も徳川義直の入國せらるゝや、四方に散ぜし陶家を呼寄せられ、大に陶業を保護せられしかば、一時良品をいだしといふ。其後陶祖加藤四郎左衛門の末裔の外はみだりに陶業を営むことをゆるさず、且永代轆轤一挺の制限を立てられしも、いつしかこの制限ゆるみて、窯戸次第に増加し、遂に販路を失ふことゝなれり。こゝにおいて享和の初更に一家一人の制限を設けられしかば、これより窯戸の子弟にして、往々農業に就くものあるにいたれり。かの加藤吉左衛門の如きも、家業を長男加藤吉右衛門に譲り、二男民吉をつれて熱田新田に移り、農業に就けり。熱田奉行津金文左衛門吉左衛門父子より瀬戸の衰頽せるさまをきき、藩主に建言して其制限を解き、支那青華磁器の製法を陶工加藤吉左衛門に授け、私金を抛ちて別に新窯を築かしむ。吉左衛門其子吉右衛門民吉に

謀り、屢磁器を試みしも、意の如くならず、遂に享和四年十二月民吉を諭して九州に遣し、磁器の製法を研究せしむ。民吉容貌をやつして雇夫となり、肥後の高濱、高田より肥前の佐々、平戸、有田の間を歴遊すること四年、悉く磁器製の秘術を探り得て、文化四年六月瀬戸に歸りぬ。民吉文化四年七月四日歿すこれより青華の磁器を新製焼と稱し、舊陶器を本業焼と稱す、民吉の歸村以來丸窯を改築し、砂繪薬と稱する本邦固有の吳須を採取するなど、瀬戸の陶業に一大影響を及ぼしかば、尾州家にて大に瀬戸の新製焼を保護せられ、まづ文化八年原料搜索のため、瀬戸の里正加藤唐左衛門を三河及上下半田川等に遣し、石粉水車の設立をゆるし、其春製を奨励せられしが、又同じき十年釉薬を用ふる檜灰の輸入を防ぐため、檜木の苗を瀬戸に下して繁殖を圖られしなど、尋常のことにはあらざりき。又これと同時に瀬戸の新製焼を輸出する見込なりしかば、窯戸に内意を授けて唐津、有田などに似ざるものをつくらしめ、且一見して尾張製なることをしらしむる爲に、勘定所より尾張といふ二字の印を下附して必ず製品に捺さしめられしとぞ。されば新製焼をなすもの年と共に加はり、文政三年には既に九十餘戸の多きに達せり。ことに埴仙堂川本治兵衛の如き名工いたるのみならず、其門より川本伊六、加藤新七いで、精巧なる青華焼をつくりいだせり。美濃の土岐郡も文化中瀬戸より新製焼の法を久尻村に傳へて磁器を製することゝなれり。土岐郡は瀬戸に連絡したる土地ゆゑ、早くより陶器を製したるものありて既に天正慶長の間に一二の良工いでしかど、大むね疎雑なる日用品のみなりき。この地元來幕府の直轄に屬せしかば、元祿中笠松郡代において窯株の制を設け、多治見、笠原、久尻、下石にて廿四窯に定められしが、其後妻木、駄知井に惠那

郡の大井等加はりて、三十五窯となれり。かくの如く窯數次第に増加し、盛に新製焼を製せしかど、皆瀬戸物と稱し、尾張の藏物となりて諸國へ販賣せしかば、美濃焼の名かつてきこえざりき。

第二款 京師の陶磁器

京師は美術工藝の淵源なりしかば、陶器も既に遠州時代正意、光存、新兵衛、茂右衛門、吉兵衛、萬右衛門、宗伯の徒いで、茶入の類をつくりしもの名物となり、世に珍重せられしが、ことに元和中宗伯の門より野々村仁清いづるに及びて新意匠をいだし、京師の陶業に一生面を開きたり、仁清は京師の近郊粟田口、御室、御菩薩、清閑寺、岩倉、鳴瀧、鷹峰、小松谷等において陶器を製したりといふ。仁清は金森完和に愛せられ、其意匠をうけてつくりしものも多かりしが、當時一般に御室焼と稱し、諸大名の間に珍重せられしとぞ。仁清の門より久野正伯、田代五郎左衛門の徒いで、名を揚げしが、正伯は承應中土佐に聘せられ、高知城下尾戸において陶窯を開き、其法を山崎平内文化中陶窯を城南能茶山に移し能茶山焼と稱すに傳へ、尾戸焼を起し、又田代五郎左衛門は慶安中奥州中村において陶窯を開き、相馬焼を起すにいたる。中村の陶器に走馬を名づく事は中村藩主相馬義胤が狩野尚信に託して名がかしめたるより起れりといふ仁清につゞきて元祿中、尾形乾山いづ。乾山は本阿彌光悦の陶法よりいでたる人にて、陶窯を洛西鳴瀧山に築き、自から乾山と號し、能畫の力によりて種々の繪畫を施したる一種の陶器をつくりいだせり。其後江戸にいであなほ陶器をつくりしが、其作全く一派をなし、世傳へて乾山焼といふ。寛保三年六月二日江戸に於いて歿す仁清乾山の後は京師の陶窯わかれて粟田、清水の二所となれり。粟田焼は元和のころ九右衛門といふものありて、

専ら西洋風の陶器をつくれり。これ粟田焼の始祖にて其頃土を取りし道を今に九右衛門の辻子といふ。されども今いふ所の粟田焼は仁清の遺製をうけたるものにて、正保中小林徳右衛門其窯を名づけて夷町に陶窯を築き、其後延寶中高橋藤九郎其窯を名づけて東山に陶窯を築きしより陶業を開くもので、つひに粟田焼と稱する一派の陶器をなし、いづれも其業を子孫に傳へて其製ますます精巧になれり。ことに粟田焼の彩畫を改良したるは、天保中六代高橋與兵衛の功にして、これより能人物樂舞等の圖畫を多き、また瑠璃色をもて唐草浮模様等の著色をはじめぬ。

清水も既に天文中、元吉あり、元和中音羽屋六介ありしといへども、其品いづれも精巧ならず、清兵衛海老のいづるに及びて漸く茶器を製しはじめ。其門より奥田頰川、清水六兵衛いづ。明和中小兵衛が和氣龜亭と共に五條坂に陶窯を開きしより、文化八年に至り二代高橋道八初代空中齋道八の子にいたれり。これ清水五條坂において青華白磁を製造せし始なり。其後弘化中二代高橋道八の弟子清風與平、三代和氣龜亭の弟子眞清水藏六、初代高橋道八の二男、尾形周平等互に競うて陶業に従事せしより精巧なる青華の磁器を製出するにいたれり。獨尾形周平其業を子孫に傳へずといへども、其門より加集珉平、大橋秋二の如き、名工をいだせり。珉平は淡路の伊賀野において陶窯を開き、淡路焼と稱して世にもはやされ秋二は瀬戸窯にて青磁をはじめ種々の古器類をうつして其名を揚げ、道八、六兵衛、龜亭、與平、藏六の徒いづれも其業を子孫に傳へ、清水磁器の一派をたつるにいたれり。

京師には粟田、清水の外、享和中五條大黒町に清兵衛の弟子奥田頼川いで、支那の古陶器をよく摸し、其門より青木木米、龜助の徒をいだしぬ。木米木屋佐兵衛九々驩又百六山人なは近世の名工にて文政中、粟田小物座町に陶窯を開きしも、粟田固有の陶法をとらずして、支那の古陶器より研究して別に一機軸をいだせり。此人かつて加州に聘せられて、金澤の春日山窯をも開きたりといふ。また龜助欣古は攝津の三田に聘せられ、専ら青磁をつくりて出藍の譽をあぐ。これらと同時に西村保全いで、土風爐を製する傍、磁器を製せしが、ことに明の永樂窯の錦欄様を好み、その製にならひて一種の磁器を製出し、つひに永樂をもて姓とするにいたる。保全の子和全、其法を山代ヤマノ岡崎岡崎河等に傳へて今猶其遺風を製するものあり、木米、仁阿彌保全らのいでしより、清水の磁器も支那の古陶器を模本として改考せしかば、今日の如き精巧の磁器をいだせし、これを要するにこの期にいたり、各所に陶窯起りて各精巧を競ひしも、其意匠に至りては京師の製に及ばず、皆師範を京師に仰ぎし所以か。

第三款 九谷の磁器

九谷は加賀國江沼郡大日山の麓にありて、大聖寺の藩祖、前田利治利治の二男の金鑛を開かれし土地なりき、そのころ加賀の吹座をつとめし後藤才次郎吉定を宗家よりこひうけ、鑛舗の事を總裁せしめられしが、田村權左衛門も亦鑛舗の事にあづかり、才次郎と共に九谷村に住せしといふ。明暦のはじめ磁石を發見せしかば、藩主利治より陶器を試につくるべきよしの旨をうけて、田村權左衛門、

九谷千束補の傍に登窯を築きて燒きしといひ傳ふ。後世當時の製品と覺しきものを瀧の上ものといふはこれ其縁なり。九谷に焼付坂といふものあれどもこれ全く坂にあらず當時登窯を築きしなりとぞ 田村權左衛門既に藩命をうけて陶窯を築き、各所の土をもて試みしも、苦藏して精良の品をいだすこと能はず。九谷村の村社 青華をもて明暦元年六月十日 六日田村權左衛門の文字をしるしたる花瓶 萬治二年利治の子利明實は利治の弟封を襲ぎ、頗る陶器を好まれしかば寛文二年後藤才次郎初代才次 吉定 慶安五年没す恐らくは二代才次郎忠清ならんかに内諭し、土籍を脱して肥前有田唐津とに至り、磁器の製法を研究せしめらる。仍まること四年刻苦勵精して其秘奥を探り、逃れ歸りて陶窯を九谷川のほとりに築き、赤緑黄紫等の顔料を施したる一種の磁器を創製せり。後世これを古九谷と稱す、當時有名の畫工久隅守景金澤小松の間にありしかば、しばく來りてゑがきしといひ傳ふ。されども才次郎の没後は陶業も亦萎靡して振はず、つひに中絶するにいたれり。

文化三年金澤の町年寄、龜田純藏町奉行井上井之助に謀り、京師の陶工木米を招き、能美、石川、河北の三郡を巡視して磁石を搜索せしめ、其原料に乏しからざるを發見せしかば、明くる四年より木米を聘し、町役所の入費をもて同じき年十月河北郡春日山に陶磁を開き、箕柳祠をたて、景德鎮の風火仙に擬し、一時盛に名器をいだし、が、幾ならずして木米京師に歸り、陶工越中屋兵吉、畫工任田徳右衛門の二人にて其跡をひきうけしが、陶業漸々振はず、文政の初にいたりて廢窯す。文政中武田友月春日山に民山窯を起し能美郡小松より鍋屋吉兵衛を招聘して陶業を託し、が吉兵衛は近世の良工なりきとぞ また文政中能美郡若杉村の里正林八兵衛瓦を燒きしが、木米のつれ來りし陶工本多貞吉本肥前若杉村に移り、近郷花坂村において磁石を發見し、八兵衛にすゝめて有田風に丸窯を築かしむ。京師の陶工平助も亦來りて其業を助け、はじめて青華の磁器

をつくることを得たり。其後肥前の人勇次郎來りて又赤繪の磁器をはじめ。時人これを赤繪の勇次郎といふ。これより若杉窯において青華赤繪吳須などのものをもつくりいだしとぞ。

若杉窯建以來、能美郡は既に陶業勃興の氣運に向ひしが、天保の初、小野村の人藪六右衛門本多貞吉の門人を聘して陶窯を開き、白磁をつくる傍、青華のものをつくりしとぞ。かの寺井村に陶畫を開きし九谷庄三はこの工場の陶畫工なり、天保の末小松の人粟生屋源右衛門本多貞吉の門人蓮代寺村に陶窯を築きて陶工を養成せしが、其中より松屋菊三郎いで、古九谷青繪の法をとり、蓮代寺窯にて専ら青繪を描けり。後世その品を稱して青九谷といふ。これより維新前後にかけて十餘窯に及べり。

文政の初大聖寺の町年寄、吉田屋傳右衛門、九谷磁器の久しく中絶せしことを嘆き、同じき七年六月つひに九谷村に陶窯を再興し、専ら交趾風のものをつくれり。されども九谷村は山間に僻在して運搬に便ならざりしかば、同じき十一年陶窯を江沼郡山代村越中谷に移し、家資を蕩盡して大に其業を擴張す、當時粟生屋源右衛門、本多平助、本多貞吉の養子等來りて其業を助けしとぞ。後世これを吉田屋窯といふ。天保六年宮本屋理右衛門故ありて陶窯を譲り受け、自ら奮發して改良を圖りしが、この際偶畫王飯田屋八郎右衛門、九谷固有の赤彩により、新意匠を加へて一種の錦欄様を工夫し、一生面を開くことを得たり。其後越前敦賀の氣比神社に藏する所の方氏墨譜を見るに及びて、一層の風致を増し、大に世に賞翫せられしが、嘉永二年八郎右衛門没し、つゞいて宮本屋も亦没せしかば、これより陶業頓に衰へてまた振はず。

慶應中、大聖寺藩において物産役所を設け、工業を擴張する計畫起り、宮本屋窯を買入れ、山代

村の人三藤文二郎、藤懸八十城の二人に資本若干を貸與して製陶に従事せしむ。二人相謀りて慶應三年京師の陶工永樂和全を聘し、製品の改良を圖りしが、和全の山代に居て其業に従ふ事僅に五年に過ぎざりしも、其間に形式畫様兩つながら進歩の功を顯しとぞ。世人其製作器を名づけて永樂窯燒といふ、偶藩政改革に際し財計支へられず、つひに三藤、藤懸等其業を深谷淺竹大藏清七の二人に讓與して僅に窯業を維持せしのみ。

#### 第四款 遠州の七窯并に茶器用の陶磁器

徳川氏のはじめには、なほ金森完和、織田有樂、片桐石州貞松浦鎮信の如き茶人ありしかども、古織の門人、小堀遠州政拔群にてありしかば、自己の見識を以て一派をいだし、つひに大猷公に傳へて世にもはやされき。されば、茶器に關しては何くれとなく遠州の意匠をうけてつくりしもの多かりしが、ことに陶器は遠州が最も愛翫せしものとて、おのが意匠を工人に授けて改良したるものも亦多かりき。ことに志戸呂遠膳所近上野豊高取筑朝日山古曾部攝赤膚大を遠州好の七窯と稱して珍重す。されども遠州が意匠を施したるはこれら七窯にとゞまらず、信樂、伊賀、薩摩、對馬の如きいづれも遠州によりて改良せられたり、遠州の時代には京師に名工ありしと、且九州に歸化の韓人ありて處々に窯を築き、領主の保護をうけて盛に製出せしをりとて、大に遠州の技倆をこれらの窯所に向ひて試みることを得たり、諸大名も亦大むね遠州の風をしたひしかば、遠州の意匠をうけて改良したるもの多し。永井尙政の朝日窯、石川忠總の膳所窯、黒田忠之の高取窯の類遠州に囑

託して改良したるが故に、良器をいだし、後世一品數百金の値をなすものいづ。又遠州は寛永中大猷公の旨をうけて宗家の臣玄悦、茂三、彌平太などを朝鮮へ遣し、彼土の陶工に命じて焼かしめたるものあり、世これを御本手といふ。其中雲鶴、狂言袴などは嵌入のものにて古代の雲鶴青磁、三島より其法をとりて遠州の意匠を加へしものなりといふに、かく遠州は猶内地の陶窯を改良したるのみならず、朝鮮の陶器をも幾分か改良したるものといふべきか。

この外茶器に用ゐる陶器は備前の伊部窯、長門の萩窯、肥前の八代窯、攝津の三田窯の類いづれも珍重せられしが、備前の伊部窯は既に天正より文祿の間にかけて良工いでしが、この期にいたり最も盛を極めしは明和安永より天明寛政のころまでにて備前の特色とする火礬の類より精巧にして、青色を帯びたる所謂青備前の如き貴重品をいだしり。伊部は應永中より、カヤハラ榎原山窯長廿六間横二間三尺育王山窯長廿二間横二間四尺不老山窯長廿四間横二間四尺の三箇を大窯と稱し、この窯一箇に陶器凡三萬四五千箇を入れ、薪一萬四五千貫を用ゐて三十日乃至三十四五日間晝夜間斷なく焼きたりしかば、其質いづれも堅硬緻密なりしに、天保三年にいたり、一種の便法を案出し、右の大窯を廢し、小窯長九間横二間二尺に改築せしより品質頓に衰ふ。又伊部は大饗、木村、森、寺見、金重、頓宮の六姓にて其業を世襲し、窯數も亦制限ありて南組、北組、西組の三窯にて四十六家に定めらる。天明元年以來角徳利の如き疎雑なる日用品をもいだしり。寛文八年松平光政備前の氣部閑谷村閑谷學堂を創立するとして伊部の陶工を召し其瓦をやかしめられしが當時試に釉を施したる種々の品物をもつくらしめられしより數年の間閑谷村にてやかしめられしといふ世これを閑谷と稱し尾張の常滑も亦伊部の如く赤色を帯びたる一種の陶土を有し、眞燒、南蠻寫の類を製して茶人に賞翫せられしが、この期の末、萬延文久のころ常滑の醫師、平野忠司陶工片岡二光に謀り、

支那の朱泥をはじめて製造することを得たり。朱泥は明の萬曆中金砂寺在宜興縣の僧某の創製せし所に於て其後供存、時大彬、李仲芳、徐友泉の如き名工輩出し、宜興茗壺の名顯る。清に至りても孟臣、陽仲の如き名工代々宜興に住して製造せしもの、年々我邦に輸入し來り、煎茶家の賞翫する所なりしに、つひに我邦において製造することを得たり。

長門の萩窯は高麗左衛門李其子坂助八孫新兵衛に傳へて其業を世襲せしが、寛文中大和の人三輪休雪この地に來りて毛利家に召抱へられ、其陶器師となり坂と共に陶業を子孫に傳へしより、陶器二家にわかれて種々の茶器をつくりしが、いづれも一種の雅致ありて茶人に賞翫せらる。慶安中高麗左衛門の弟子倉崎權兵衛出雲の松江において樂山窯を起し、茶器をつくりしが、其製全く萩焼に異らざりき。萬治中權兵衛の弟子加田半六更に布志名窯を起し、専ら茶器をつくりて賞翫せられしが、寛政中其他の工人黃釉を施し、其上に五彩をもて描ける所の皿花カハナ類を製造せしより、普通一般に用ゐらるゝことゝなれり。

肥後の八代窯は寛永九年、上野喜藏によりて開かれたるものにして、喜藏はさきに豊前において上野窯を起し、が、細川三齋の子忠利の封を移さるゝにあたり、三齋に従ひて肥後の八代に移り、茶器を多くつくりしが、嵌入ものに名あり、其紋様雅なりしかば、茶人の爲に賞翫せられたり。東奥の相馬においても雜嵌をなせども紋様雅ならず、形式も整はずして八代に及はず、我邦において元來雲鶴青磁、三島、御本雲鶴、御本狂言袴の如き嵌入のものを賞びしもこれをつくりたるものなかりしに、こゝにいたりてはじめて嵌入の陶器をいだしり。また攝津の三田窯は天明元年三田の尚

估神田宗兵衛が創設せし所にして陶工を京師肥前より聘し、陶土磁石を支那及内地の諸山より採取して専ら青磁吳須類をつくりしが、後支那青磁の土に類するものを香下村字砥石谷にて發見し、それよりますます盛んに製造せしかば、三田青磁の名世に顯れぬ。我邦支那の青磁を貴び、千鳥手、砧手、天龍寺手などの類は千金値をなし、我邦に於いて製するもの甚少かりしに、宗兵衛いづるに及びて漸く多數の青磁を内地にて製し、鍋島窯の青磁と共に珍重せらる。されども釉色や鈍緑にして鍋島窯の品格優美なるに及ばず。

### 第五款 諸國の藩窯

陶器は大むね各藩にて保護せられしかども、ことに藩窯となりて販賣を禁ぜしものは其藩主の需要に供せしのみならず、幕府の進獻或は各藩の贈答品に供せられしかば、精巧品多くしてことに賞翫せらる。即ち島津家の堅野窯、黒田家の高取窯、鍋島家の大河内窯、尾州家の深井窯、藤堂家の丸柱窯、松浦家の三河内窯、紀州家の借樂園窯、井伊家の湖東窯の類これなり。時々慰の爲やかれし所の樂燒の如きは窯いれず寛永中、島津家久星山仲次を工長として、鹿兒島城下堅野に藩窯を開き、數寄屋用の器物をつくり、且各業贈答の器をつくらしめらる。其太白燒と稱するものは一種の細豊ありて、ことに珍重せらる。其後元祿中島津吉尊はじめて白磁に金銀五彩を施さしめられしより、重豪齊宣にいたり堅野窯の陶器師に命じて有田燒の如く、長崎貿易の料になさんとて、いたく獎勵せられしかば、つひに精巧無比の錦欄様をいだしぬ。天保十一年より苗代川窯にても錦欄様をなさしめ、朴正記をして監

督せしめらる。其後安政の初、島津齊彬田の浦に陶窯を築き、正記の子正官を召して錦欄様を監督せしめられしが、後正官其職を辭して苗代川に歸りしより苗代川の錦欄様大に進歩し、一般に販賣することとなりしかども、堅野窯の精巧なるに及ばず、又同じきころ黒田忠之も父長政が八藏新九郎によりて開かれたる高取窯數手郡高取山の麓にありを改良せんとして、八藏井に其子八郎右衛門を小堀遠州の家に遣し、其意匠を受けしめしより技術大に進歩せしが、偶唐津の城主寺澤忠高に仕へし五十嵐次左藏門の來るに會し、これを雇入れて八藏と共に陶器をつくらしめられしかば、一時諸國の陶器は高取燒の爲に聲價を墜し、といふ。寛永七年陶窯を穂波郡白旗山の麓に移し、後また寛文七年上座郡鼓村に移さる。又同じきころ鍋島直茂も藩窯を岩谷川内に開き、京師の人副田日清をしてこれが主幹たらしむ。日清承應二年、岩谷川内において歿せしかば、寛文中陶窯を南河原に移し、日清の子喜右衛門をして主幹たらしめらる。然るに延寶中また大河内山に移し、喜右衛門の子藤次郎をして主幹たらしめられしとぞ。藩用工場の外別に窯戸あり、これを御手傳といふ。年々陶工に俸米を給し、幕府の進獻各藩の贈答品のみをつくらしめられしかば、其つくりし所の蓋盤類は他の窯において摸造することをゆるさず、一種大河内式と稱する精巧無比のものいづ。蓋盤の高臺に楯をえがくがゆゑに世人これを楯手と稱して賞翫すこれらの九州諸大名の外、同じきころ徳川光友も亦名古屋城中の深井丸に藩窯を築き、瀬戸の陶工を召して茶器をつくらしめらる。時人其地名をとりて御深井燒と稱す。當時歸化の明人陳元贊も亦この窯にて安南風の陶器をつくりしといふ。世人ことに元贊燒と稱して珍重せり。其後絶えず茶器類をつくりて各藩の贈答に供せられしが、天保中徳川齊莊のとき種々の器物をつくり、一時頗

る上好の品をいだし、其後ゆるあつて廢窯す。元祿中藤堂高久も亦其領地伊賀の阿拜郡丸柱村に藩窯を築き、古伊賀風の茶器をつくらしめて、各藩の贈答品に供せられしが、つねに原料のつきなんことを恐れ、箱詰にして藩庫に貯藏しおき、入用の時少しづついだしつくりしめたりとぞ。世にこれを藤堂伊賀、又御藏焼と稱して茶人に賞翫せらる。其後文政中奉行藤堂彦兵衛意匠を陶工にさづけて茶器をつくらしめしもまもなく衰へ、文久の末にいたりて全く廢窯す、寶曆中平戸の松浦誠信も亦三河内山に藩窯を開き、精巧なる青華の器物をつくらしめらる。多くは松樹の下に唐兒嬉遊をなすさまを多きしかば、世人其唐兒の數によりて五人唐兒、七人唐兒など稱して珍重せしが、ことに透彫の精巧なるものをいだしぬ。天保中徳川齊順もまた和歌山の別業、偕樂園に陶窯を築き、永樂保全を聘して種々の茶器をつくらしめらる。多くは交趾様のものにして精巧をきはむ。世人これを紀州の御庭焼又偕樂園焼など稱して珍重す。安永中和歌山の藩土坂上吉左衛門はじめて滅法谷窯を建設し藩より保護をうけ木米を賜して一時盛なりしが其後稱々衰頽して振はずされども偕樂園窯は實にこの滅法窯より起因せしといふ天保二三年のころ、井伊直亮も亦藩窯を近江の犬上郡古澤村に築き、湖東焼と稱し、瀬戸より陶工を聘して種々の器物をつくらしめらる。青華錦欄様ともに鮮明にして賞翫するもの多し。維新後京都清水の陶工坂田郡原村に陶窯を築き、湖東焼の名を襲用してやきしが、其品精巧ならずしばらくにして廢窯せりといふ。これらの藩窯は藩主より陶工を扶持して販賣を禁じたるものゆゑ互に精巧を競ひておの／＼特色をいだしとぞ。さればこれらの品はとにかく徳川氏時代中、陶磁器精巧の程度を窮ふに足るべきか。

幕府は別に陶窯をおかず、只元祿中片桐石州の推舉によりて陶工高原藤兵衛を攝津より呼び下し、

淺神本願寺の前に一町四方の宅地を興へ、其地内にて茶碗をつくらしめられしとぞ。高原焼又淺草焼とも稱す又天明中桑名の商估沼波五左衛門山又方寸齋と號すを呼び下し、小梅村に陶窯を築き、數寄屋用の陶器をつくらしめしのみ、五左衛門このころより其製作品に萬古の印を捺ししかば、世人萬古焼と稱し、ことの外賞翫せしとぞ。されども惜いかな、其法を子孫に傳へず、一代にして絶ゆ。天保二年桑名の骨董商森有節萬古の美名をしたひ、五左衛門の孫五郎兵衛にこひておのが製作品に萬古の印を捺しより、萬古焼再び起りしかど、其製作全く五左衛門のものとなりて、手頭捏造の急須などいふものを造りいだせり

## 第二十章 漆器蒔繪の進歩

漆器蒔繪の類も亦徳川時代にいたり、著く發達したる工藝品にして、茶器類の漆器は京師の特有品なりしかば、藤重藤嚴をはじめ、近藤道志、關宗長、飛來一閑、中村宗哲、佐野長寛の如き名工輩出せしが、普通の飲食器類は能登の輪島、加賀の山中、紀伊の黒江、陸奥の會津、南部等にて製出せり。されど其中ことに輪島は堅牢をもて稱せらる。この他春慶塗は飛彈の高山において、金森宗和が批目、鉦目などの折敷類に春慶塗をはじめしより、出羽の能代、大和の吉野、下野の日光、常陸の粟野、但馬の竹田、伊勢の山田等において製出せしが、高山、能代に及ぶものなし。またことにこの期にいたり堆朱沈金をはじめ象谷塗の如き、支那舶來の品を摸擬したる一種の漆器もまゝいでしが、皆美術工藝品にして茶器文房具類に過ぎざりしに、若狭塗、津輕の韓塗などいづるに及びては、普通の飲食器として用ゐらるゝことゝなれり。この二漆器はとにかく徳川氏時代に發生したるもの

にて、漆器中の特色ともいふべきか。

蒔繪も亦元來京師の特有品なりしが、寛永以來蒔繪の名工江戸に移り、つひに京師と伯仲の間になれり。この他地方にては加賀の金澤前期の末より名工を集め、一種の蒔繪を製造して賞翫せらる。蒔繪は寛永中既に本阿彌光悦、幸阿彌長重、古満休意、山本春正、梶川彦兵衛の如き名工輩出して盛なりしが、ことに元祿にいたり、幸阿彌長救、尾形光琳、春正景正、山田常加、小川破笠、古満休伯、田付長兵衛の徒いで、各其技術を競ひしかば、精巧無比のものいでたり。後世これを常憲院時代の蒔繪と稱す。その蒔繪の堅硬なることは明治六年澳國博覽會へ當時製せし所の見臺を出品し、同じき七年二月佛國郵船ニール號に載せて齎し歸る途中伊豆の近海において沈没せしが、明くる八年七月海底を探りてその品を獲たり、海水中にあること十八月の久しきにわたりたれども、漆色毫も變ぜざりきといふ。其後永田友治、鹽見政誠、飯塚桃葉、古満巨柳の徒いでしが、寛政にいたり江戸には古満寛哉、井上白齋、原羊運齋の徒いで、一時蒔繪の業大に進歩し、それより柴田是眞、中山胡民の徒をいだせり。この期にいたり蒔繪は大むね精巧にして天正時代に勝るもの多かりしが、ことに光悦が能書能畫の力によりて巧に鉛錫青貝をあしらひ、優美なる一種の大和繪をまきいだしたるが如き手段は、古來よりかつて見ざる所の新意匠にて蒔繪中の特色ともいふべきか、その後尾形光琳、小川破笠の徒この法にならひて種々の器物をつくり、大に世人に賞翫せらる。破笠にいたり漆器中に陶器角類を加へて一段の興味を添へたり。又漆畫は越中城端をはじめ、青海勘七の青海波、谷田忠兵衛の密陀漆畫の如き、いづれも賞翫せらる。勘七忠兵衛は其業を子孫に傳へず、一代にし

て絶えしが、城端のみは畑次五右衛門より其法を門人に傳へて世襲せしかば、製作品も世にひろがりて今もなほ遺品多し。

### 第一款 蒔繪漆畫

慶長元和を経て寛永にいたり、蒔繪には本阿彌光悦、幸阿彌長重、古満休意、山本春正、梶川彦兵衛、椎原市太夫の如き名工輩出せしかば、蒔繪の業大に進歩し、精巧緻密のものいづ。幸阿彌家は大阪落城後徳川氏に召されしが、長重にいたり、いよく江戸に移り、其業を世襲して徳川氏に仕ふることゝなれり。其後徳川家光、寛永十三年古満休意を召して用品を作らしめしかば、これより古満家起りて幸阿彌家と共に其業を子孫に傳へて繁榮せり。ことに長重は幸阿彌家中の名工にて徳川秀忠より東福門院御入内の御道具具明正天皇御即位の御道具等の蒔繪を命ぜられ、又徳川家光の長女千代姫の尾張大納言光友に嫁する時初音の棚の製作を命ぜられなどして面目を施したることいと多かりき。慶安四年二月廿一日歿す されども徳川氏にいたり蒔繪に一種の光彩を放ちたるは本阿彌光悦にして光悦はもとより蒔繪を專業にせし人にあらずといへども、能書能畫の力によりて漆器中に鉛錫青貝等を嵌入したるいと雅致ある所の蒔繪を發明せり。寛永十四年二月三日歿す この他京師には山本春正起りて其業を子孫に傳へ、五代正の時寛政元年正月尾張名古屋に移住し、れより子孫世々名古屋にて蒔繪を業とせしといふ 江戸には梶川彦兵衛起りて其業を弟子梶川久次郎に傳ふ、久次郎は印籠蒔繪に得意にて古今第一の名人と稱せらる。印籠蒔繪には江戸の人椎原市太夫も亦名工にして加賀の前田利常に聘せられ、金澤に赴きて五十嵐家と共に前田家に仕へ、



後世加賀印籠と稱する一種優美なる蒔繪をいだせり。元祿に至り世益々太平となり、美術工藝進歩せしかば、蒔繪も從ひて精巧緻密のものいできぬ。京師には尾形光琳、春正景正山本正の子この人より春正をもてんとすあり、江戸には幸阿彌長救長重の孫、山田常加、小川破笠、古満休伯休意の子、田付長兵衛の徒ありて各工を競ひしかば、寛永時代にも勝るべき精巧緻密の品をいだせり。これ後世常憲院時代の蒔繪と稱してことに珍重する所以なり。但光琳、破笠は光悦の風をしたひて、別に各一派をたてしものにて、破笠は鉛錫青貝の外陶器牙角の類をも嵌入せり。時人これを賞翫して光琳蒔繪、破笠細工などいふ。光琳は享保元年六月二日歿し破笠は延享四年六月三日歿す破笠の弟子望月半山二世破笠と稱し、其法を傳ふ。其後亭保中京師に永田友治、鹽見政誠いだしが、ことに政誠研出し、蒔繪をもて稱せらる。又明和安永の間に至り、京師に西村彦兵衛いで江戸に飯塚挑葉觀松齋、古満巨柳の徒いづ。寛政にいたり、江戸には古瀬寛哉井上白齋、原羊遊齋の徒いで、一時蒔繪の業大に振ひしかば、遂に寛哉の門より柴田是眞をいだし、羊遊齋の門より中山胡民をいだしぬ。皆近世の名工なり。

漆畫の漆器はこの期にいたりてもなほ南都、吉野等よりつくりいだし、ことに寛永中越中城端の人畑次五右衛門好永、長崎において支那人の教をうけ、色漆に五彩の密陀僧をまじへたる一種の漆畫をはじめ。承應中佐々木徳左衛門信好、次五右衛門の子宣安より其法をうけて精巧なる漆畫をいだしぬ。徳左衛門畫をよくせしかば、漆畫も亦雅致ありて妙作多かりきとぞ。世にこれを城端の白漆畫と稱し、ことに珍重せり。されども其實は皆密陀僧なり。徳左衛門よりさらに小原理右衛門好亮に傳へ、子孫永く其業を世襲せり。また元祿中江戸の漆工勘七漆畫をよくせしが、ことに青海波に得意

なりしかば、人呼びて青海勘七といふ。津輕の漆工池田源兵衛江戸に來りて勘七の門に入り、青海波を習ひ、後津輕にかへりて其法をひろむ。また寶曆明和の際江戸の漆工、谷田忠兵衛密陀僧をまじへたる一種の漆畫をよくせしが、後阿波侯に聘せられて其國に移り、谷田蒔繪をもて賞翫せらる。勘七忠兵衛の二人はいづれも其法を子孫に傳へず、一代にして絶ゆ。近世蒔繪の名工柴田是眞能畫の力をもて漆畫をよくせしが、ことに青海波は勘七以來の妙手といはれき。

第二款 京師及諸國の漆器

漆器は京師の特有品にして、慶長元和の際藤重藤嚴あり、其後寛永のころ近藤道志、關宗長の徒ありて茶器をつくり其名を揚ぐ。道志ことに小堀遠州、片桐石州等に愛せられて、つひにいち／＼塗を發明せり。又このころ歸化の明人飛來一閑千宗且に愛せられて、一閑塗をはじめ。一種の雅致ありて茶人に賞翫せらる。其後元祿のころ中村宗哲いで、茶器をつくり、千家の塗師となりしが、宗哲は無雙の名工にてこれより代々千家の塗師となれり。正徳のころ山本利兵衛いで、文政にいたりて佐野長寛いづ。長寛は近世の名工にて其作の精巧なることは古への盛阿彌にも勝るといへり。これらの美術工藝品の外、この期にいたり能登の輪島、加賀の山中、飛彈の高山、出羽の能代等より普通品を製出して世に用ゐらる。この他普通品を製造する所多し。

輪島は應永の頃土人福藏といふもの紀伊根來より傳習し來り、初めて漆器を製造せしといふ。其後百三十年を経て享祿四年に至り、やう／＼塗師二十餘戸になれりとぞ。重藏宮神興再興記による重藏宮は即鳳至比古神社にして近郷の惣社なり

この外に漆工に關する事ものにみえざれども、これを要するに徴々として振はず、僅に輪島近傍の需要に充てたるに過ぎざりしならむ。降りて寛文のころ重藏宮の前山宇小峯山において地の粉を發見し、ついであての木即あすは木なりを伐採して漆に用ゐることを始む。地の粉は一種の粘土にて器物を堅牢ならしむるより、漸く世人に知られ、漆工も増加せしが、元祿正徳のころ松木屋佐平が販路を畿内に開くに及びて、やゝ製造品も改良せられき。その後明和のころ沈金平漆時の類を製出して漆業大に進歩せり。天明のころ松木屋佐平治、笠原次右衛門等の商估協同して大黒講を起し、資金を融通せしが如き、また文化又政のころ松屋伊平、小西庄五郎等畿内を行商して椀講を設けしが如きは、輪島の漆業にとりて少からざる利益を與へたり。椀講は十人を一講となし、椀道具二十人前代價四百五拾匁を一回の當りとし一人四拾五匁づゝを抽出し十回に抽籤をもて毎回一擲づゝを與ふるも天保の初に至り、漆工も亦協同して遐福講を起し、大に漆器の改良を圖りしかば、輪島の漆業一層振へり。遐福の名は實名流屋が偶この地に來遊せしとき天降遐福といふ四字をかきて與へしよりとぞこのころ前田家よりも年行司をおかれ、他國へ輸出する行李の數を計り、一行李に付若干金と定め、毎年無利子にて貸渡し、十二月返金せしむる制度を設けて保護せられしといふ。

山中は元來溫泉場にてはやくより轆轤細工のものをいだし、が、元祿のころより粗笨なる繼燭臺、茶臺の類を製造するものでたり。慶安のころ様工平兵衛により筋挽と稱する糸目ものなど製せられしと。寶曆のころ栗色塗の器物をはじめしより、稍面目を改めしも、其業振はず寛政のころ、山野屋九郎平販路を大阪に開くに及びて、山崎佐吉、額見惣七、多丸久三郎の三人相繼いで販賣に従事し、はじめて他國に輸出せらる。文化の初倉屋三郎右衛門各種の漆器をぬり始めしが、つゞ

いて三谷傳次郎良工を督して盛んに日用の飲食器を製造せしとぞ。ことに其工場より轆轤細工の精巧なるものをいだし。このころより大聖寺の前田家に於いても金穀を貸與して保護を與へられしといふ。嘉永のころ多丸久三郎主として漆器改良を唱へ、大阪其他の各地に至り、諸種の髹法を研究し、又標本を蒐集して齎しかへり、漆工田口彌右衛門に謀り、日夜苦辛して遂に改良の效を顯し薄木皿、笥行厨等の製造をはじめ。又同じきころ陸奥會津の蒔繪師今津由藏この地に來りて開業せしかば、岡屋新助、越前屋六兵衛等同人に就いて蒔繪を習ひしより、蒔繪工いでも、元來この地の特色とする所は轆轤製の糸目、又は薄木皿にてありしかば、蒔繪を施すもの極めて少かりき。安政七年外國貿易を許さるゝや、山岡理八大阪の商人波屋喜助と謀り、初めて輸出を試みしも、僅に二年に過ぎずして中絶せり。

會津は古へより漆樹の多き土地にて、既に文附中蘆名盛高の時轆轤挽木地に赤黒等の漆を塗りたる盆、椀、木鉢類を製せしとぞ。天正十八年八月蒲生氏郷の會津に封せらるゝや、近江日野椀の製法を傳へ、吉川和泉介を塗師頭となして、大に漆業を起し、南部椀に模擬したるものを造らしめき。氏郷は近江蒲生郡日野の人にて文祿元年市井の名を若松と改めしも己が故郷なる日野に近き所に若松の森と稱するものあるによりとぞ其後寛永四年五月加藤嘉明の會津に封せらるるや、また大に漆業を保護せらる。當時海東五兵衛の如きは製品を江戸に輸出せしといひ傳ふ。寛

永二十年七月保科正之の會津に封せられて若松に入るや、一層産業を奨励する策をとられ、山田右膳を漆器奉行となし、澁地頭、堅地頭などを置きて漆業を監督せしめ、又大に漆樹を栽培せしめて全國屈指の産地となりぬ。其下地の柿澁を用ゐるが爲に堅牢にしてよく久しきに堪ふるといふ。板物塗

の開けしも亦この時なり。享保中技術益々進歩し、各種の色塗を始む。當時國老田中三郎兵衛正京師より、蒔繪師木村藤藏を聘し蒔繪の法を傳習せしむ。これより漆器製造額著く増加し、一大物産となりしかば、漆器株を設けらる江戸株地賣株。享保より改良に従事せられし效顯れ、弘化に至り、良工多く輩出せり。この際長崎の商人この地に來り、各種の漆器を購ひ歸りて、清國人和蘭人に賣渡したりとぞ、これ實に會津漆器の外國へ輸出したる始なりとす。

この期の初、金森宗和飛驒の高山において春慶塗の折敷をつくらしむ。世人これを飛驒春慶といひ、又批目細工といふ、其後出羽の能代の工人この製にならひて春慶塗をはじめしが、幾ならずして良品をいだし、つひに飛驒の右にいづ、下野の日先鉢石の工人も亦飛驒の製にならひて疎策なる日用品をつくりいだし、が後、又其工人より常陸の栗野の工人に傳へ、常陸も亦春慶塗起る。これを栗野膳といふ。この他大和の吉野但馬の竹田、伊勢の山田等にて春慶塗をなすもの多くいだし、かど、飛驒の高山、出羽の能代に及ぶものなし。

第三款 特種の漆器

徳川氏時代にいたり、髹漆の法大に進歩し、支那舶來品を模擬したる堆朱、沈金の類より、玉楮象谷が發明せし支那風の漆器、石井勇吉が發明せし寶石嵌入の漆器などあれども、皆美術工藝品にして其製作も亦極めて少かりしが、唯若狹塗、津輕の韓塗は其髹法をひろく傳へられしかば、同地方の一物産となり、つひに普通品に用ゐらるゝこととなれり。

堆朱は鎌倉よりこのかた舶來のみにして、而も茶人に愛せられしかば、堆烏、剔紅、金絲、九連絲、紅花綠葉、桂漿、犀皮などの如きは、其價極めて貴かりき。我邦にて堆朱を造り始めしは漸く足利氏の末のことにて京師の人門入なりといふ。されども其年代詳ならず、かつて金森宗和堆朱はしか彫龍形の香合名づてを好みてつくらしめしを見れば、そのころ京師に堆朱の良工ありしや明なり。その後元祿中門入の子孫堆朱屋二郎左衛門いで、京師に名を揚げしが、また江戸にも堆朱工ありしといへば、このころよりや、堆朱工いで來れるものか、既に貞享中京師に權兵衛、庄兵衛、長寛等の堆朱工いでしが、これと同時に江戸に養清といふものいでしとぞ。これらの外天和三年楊成是長といふもの綱吉將軍に召抱へられ、この人より代々徳川氏の堆朱師となりぬ。またこの家より堆朱古物の鑑定書をもいだしといふ。楊成長是祖の先楊成長充は足利將軍重義の代にはじめて堆朱を造せし人にて將軍家より堆朱の姓と張成楊茂の一字づつをとりて名をも楊成と授けられしといひ傳ふ然れども諸書に見る所なし参考のため今しばらく堆朱家の系圖によりて附記しておくのみ

沈金一名雅金も亦舶來品にて堆朱の如く貴ばれしかば、享保中長崎の漆工多く、沈金の漆器を製出せしが、其後寛政中江戸の醫師二宮桃亭鼠齒をもてよく沈金を製す。其作緻密にして支那舶來品に異らざりしとぞ。明和中能登輪島の人館順助彫刻術を京師に學び、後輪島にかへりて沈金彫をはじめ、これを輪島沈金彫の濫觴とす。其後館雅水いで、沈金に深く心を用ゐしかば、其作大むね精巧緻密にして、これより畫風も亦一變せりとぞ。琉球の沖繩よりも古雅愛すべき一種の沈金をいだし、其創始の年月詳ならずといふ。

文政中讃岐高松の鞘塗師、玉楮象谷藤川理左衛門南の子支那の張成、存星の遺風により本邦古代の製に基き、

竹籃或は木材を胎として緻密なる彫刻を施し、青黄紅等の彩漆をもて其彫刻したる模様を填め、一層其光彩を鮮明ならしむ。又堆黒はこの人の最も得意とする所なりき。世人争て其品を求め、象谷塗と稱して賞翫す。明治二年二月歿す弟舜造、子爲造その遺法をうけて今に其法を傳ふ。又安政中越中高岡の人石井勇吉初代勇吉明治十九年五月廿三日歿す支那舶來の堆朱、存星、きんま、青貝入、箔繪などを模造せしが、つひに一種寶石を嵌入したる新意匠のものをいませり。

若狭塗は若狭の遠敷郡小濱において製する所のものにして、其始詳ならず、其髹法は支那存星の遺風を模擬し、紅綠青黄黒等の彩漆をもて雲狀をぬりいだしたるものと、又金銀箔をもて纈纈文の如き花章をぬりいだしたるものとありて、いづれも漆質堅硬にして、しかも妍美なりき。寛延のころより若狭の漆工盛んにこの髹法を施したる器物を製造し、其産額も亦昔日に數倍せりといふ。

また津輕塗は陸奥の津輕郡弘前及造道村において製する所のものにして、元祿十年池田源兵衛代の發明せし所にて、世にこれを津輕の韓塗と稱す。源兵衛は津輕侯の漆工にて藩主の命をうけ、江戸にいで、青海勘七の門に入り、つひに韓塗を發明し、かねて青海波の漆畫をよくせしといふ。これより世々青海をもて氏とす。其髹法若狭塗に彷彿たるものにして、數層の彩漆を疊塗して雲狀の花章をいませり。但金銀箔を用ゐざる所若狭髹と異なるのみ。近年錦髹と稱する髹法を施し、其上に雲鶴或は千鳥或は鐵線花などの模様を施したる所の器物をいませり。

## 第二十一章 織物の進歩

堺の機業衰へて京師の西陣其あとをつぎて起り、禁裡をはじめ將軍家、諸大名、各寺院にて用ゐる所の貴重なる織物は悉く西陣よりいだしこととなりしかば、其技術著く進歩し、其製支那輸入品の右にいづ。この初期に既に倭錦、唐織錦の如き精巧のものをいだし、後には綴錦、金山織の如き貴重織をいませり。されども養蠶の道一般に衰へしかば、絹糸織物の原料はこの期の中ごろまで専ら支那、和蘭陀より輸入する白糸と稱する生糸を用ゐたりき。然るに明和、安永のころより關東奥羽の養蠶著く發達し來り、一層絹織物の業進歩をいたし、ことに上州桐生の如きは既に元文三年西陣の織工移住し、紋織の法をさへ傳へられき。これより野州足利に傳へられて足利も亦絹織物の精巧なるものをいだしこととなり。この他關東には八王子の黒八丈、川越の魚子ナゴ、甲斐郡内の裏地絹の如き特色のものいづ、奥羽も福島、秋田、川俣、仙臺、米澤等より絹織物をいだし、其中にも米澤の如きは安永中京師の織工を聘して其法を傳へられしかば、糸織物の類一層進歩し、米澤織の名にて大にもてはやさる。又この期に至り、縮緬の織法發達し、京師をはじめ岐阜、峯山、長濱、桐生、足利等よりいだし、後には紋縮緬、柳條縮緬、御召縮緬、かざをり縮緬の如き類をも創製するにいれり。九州は絹織物の少き土地なるが、獨筑前の博多は鎌倉時代より唐織の法を傳へし所にて、天正中竹若伊右衛門いでて帶地に用ゐる一種の織物を工夫せしが、此期にいたり、ますます精巧の品をいだしぬ。かの仙臺において織いだし袴地に用ゐる仙臺平と共に特有物産としてもてはやさる。植物織緯の織物にては麻布の類服制上夏季の紋付帳子に用ゐられしかば、奈良晒布、越後上布の類大にもてはやさる。木綿は天文以來各地において植付けしかば、大むね産せざる

地なしといへども、ことに河内、攝津、紀伊、伊勢、三河、武蔵、安房、下野等の産を賞せり。この期にいたり、特に記憶すべきは、舶來品にならひて種々の柳條木綿をいだし、又木綿緋、木綿縮の類をいだして日用品に供せしことなりとす。又木綿織より小倉織、雲齋織の如き特種ものを織出せり。これを要するにこの期にいたり、一般に織物の發達せしことは絹織物の類より麻布、木綿織の類に至るまで大むね精巧にして、其種類の多くいでたるを見て知るべし。

### 第一款 織物原料の輸入

足利氏の時は天下麻の如く亂れ、農民も戈をとりて軍役に従事せしほどの事なれば、養蠶の道いなく衰へてまた内地の需要を充たすこと能はざりき。されば織物の原料に用ゐる生糸は明船の輸入を仰ぎて漸く其需要を充たしとぞ、當時糸一斤に銅印一顆をそへて我邦に輸入し、其斤量を改めて受領したる證書に其銅印を捺して彼國の商人に送付せしより、糸割符と稱せしとなん。後には其銅印を糸印と稱して、文具に供せしものも亦少からざりき。當時印刻の術開けざりしかば、豊太閤、近衛三貌院の如きもこの糸印を用ゐられしといふ。今なほ糸印の現存するもの多きを見て當 輸入の巨額なりしことを想像すべし。其後天文の末印度より再び木綿の種を傳へられしかば、これより各地において木綿をうるゑ、織物の原料とせしより養蠶の道ますます衰へ、生糸の輸入を仰ぐもの多し、慶長十年徳川家康の旨をうけて堺の豪商十人、京師并に長崎の商人と謀り、明人の齎したる一般の白糸を購求せしが、いづれも損失を蒙りしかば、明るる十一年多數輸入せし白糸を去年家康の旨

をうけて買取りし高に割符して利益をうけしめしより、これをも白糸割符と稱して、つひに數商人の專買に歸したりき。これより白糸割符商人と稱し、其中若干を糸年寄として統轄に任じ、且割符の題糸高を定めらる。寛永八年に至り、堺、京都、長崎の外江戸の商人を加へて四所の割符となりしが、其後又大阪の商人をも加へて五所の割符となりぬ。同じき十八年和蘭人の貿易場を長崎に移さるゝや、明船輸入の白糸と同様に專買を請願して、つひに其許可を得たり。明暦元年一たび白糸割符法を止められしも、貞享二年にいたり、白糸割符法を復し、糸割符宿老二人を置かる。されども元祿十一年以來題糸の外一切餘分の白糸を買ひ取ることを禁ぜられしかば、大に利益を失ひしが、なほ長崎貿易の事に關係し、江戸幕府の末まで株式を守りきたれり。既に東國は元文中下總結城の近傍より多く蠶種をいだし、兩毛信州より奥州へかけて販賣せしが、あるとし結城の近傍洪水にて蠶種を失ひしかば、一商人ひそかに奥州伊達郡伊達崎村にいたりて蠶種を購ひ歸らんとせしに、土人しきりに同地にとどまり、蠶種を製すべきことをすゝめしかば其説に従ひ、近傍の如來堂を借りて蠶種を製せしに、元來桑のよろしき地にして蠶質も結城あたりよりはまさりたることゆえ意外にも好結果を得しとぞ。これより奥州本場種として一般に貴重せらるゝことゝなれり。文化中には養蠶をなすもの東山近江、美濃、信濃、上野、下野、陸奥、出羽、常陸、東海、武蔵、山陰、丹波、丹後、北陸、吉原、越前、加賀の四道にて十六國にわたれり。ことに信州の如きは上州桐生地方より京都、岐阜地方へ販路を開き、其太筋糸をのぼせと稱するにいたれり。文政二年ころには京都の商人争ひて信州の櫻じるし大櫻、中櫻、小櫻のぼせ糸を購求せりといふ。奥州、信州に糸市をたつることになりしも、文化以後のことなりき。其後安政にいたりては關東奥羽をはじめ

各地において養蠶の業起りしかば、内地の需要を充たすのみならず、外國貿易品中隨一のものとなれり。

## 第二款 京都西陣の織物

京師は南北朝以來干戈止む時なく、兵塵を蒙りしが、ことに應仁の亂は其禍頗る慘烈を極め、長安洛陽の神社佛閣の靈場をはじめ、第宅家屋悉く兵燹に罹り、かの織部司のなごりとして唯其形を存したる大舎人町の如きも亦全く灰燼に屬し、空しく荒寥の地となり畢りぬ。亂平ぎし後織工居を白雲の原野に移し、桑をうゑ蠶を養ひ、自ら糸をとりて僅なる絹布を織り、朝廷及縉紳の用途に供せり。後其地を白雲村と稱す。天正中豊臣秀吉白雲村の井水不良にして、練糸の用に適せざるをもて、新在家村の地に移し、其業を奨励せらる。既にしてこの地の織工また西陣に移り、堺より明様の織法を傳へて紗、紋紗、縮緬類をも織出し、が、つひに櫟良に元の倭錦、俵屋某の唐織錦、野末某の金襴の如き精良の品いづるに至れり。これより堺の機業漸く衰へ、西陣の機舎年々増加し、久しく廢絶したる綾織を再興し、且明様の織法によりて緞子、縞子、綸子の類をも織出し、が、なほ南蠻の織法にならひて蒙流、天鵝絨の類をも織出せり。徳川氏の豊臣氏に代るや、天下太平の基礎全く定まり、禁裡の御用をはじめ將軍家、諸大名、各寺院などにおいて用ゐる所の貴重品は西陣の外他國において織出すものなかりしかば、西陣の機業年を逐て益々隆盛となり、緞子織より七絲緞を織出し、綸子織より紋縞子を織出せり。又慶安中天鵝絨の如きは虎斑天鵝絨、和奈天鵝絨、柳條

天鵝絨の類を織出すにいたりぬ。平絹の如きもはや寛文中諸國より織出し、が、京師、堺の産ことに精良なるが故に、これを羽二重と稱し、加賀、丹後、美濃等より織出すものを撰糸と稱して其精粗を區別せり、既にして紋羽二重、綾羽二重を織出せりといふ。天和中西陣の機業大に進歩し、綾織より紋紗綾、綾唐織、加女綾八反掛、柳條綾をいだし、縞子織より統井に柳條縞子をいだし、また琥珀織をはじめ紋琥珀井に其輕薄にして巧精なる茶宇をも織出せり。又縮緬織より紋縮緬、柳條縮緬の如き類をいだし、其織法の精巧なることはるかに明様の上にいでたり。

前にのべ來りたるが如く、西陣は前朝の末より機業の中心となり、精巧なる紋織類をいだし、海内の需要に應せしが、享保ころより上野の日野、桐生、伊勢崎、武藏の秩父、陸奥の福島あたりよりも絹織物をいだしはじめしが、まもなく元文三年西陣の織工桐生にいたり、紋織の法を傳へしより關東の機業一變してや、精巧のものいしかば、寛保四年西陣の機業家幕府に訴へて桐生紋織の差止を請へり、幕府西陣保護のため延享元年新規の紋織を停止す、されども諸國の機業大に開け、綾織縮緬の類多く、京師へ輸入す、同じき二月西陣の機業家幕府の許可を得て、松組、竹組、梅組、鶴組、龜組、永字組、紗組の七組を設け、はじめて織工の取締に關する規約を結びしが、寶曆十三年本字組を加へて八組となし、さらに紋屋、箴屋、下織のものに關する規約をも結びし。天明八年京師の大火にて一時機業家の組合中絶せしも、寛政十二年より火災前の如く組合を設けて取扱ひしが、天保十二年儉約令によりて絹布を用ゐることを禁ぜられ、従ひて機業家の仲間組合も亦廢絶せしが、嘉永六年舊に復せしといふ。

## 第三款 關東奥羽織物の進歩

關東奥羽も平絹の類は桐生、伊勢崎、足利、福島、秋田、川俣、米澤等よりいだししも、西陣の工を傳へて紋織類を織りいだしたるは桐生をもて其始とす。上野は元來日野絹、仁田山絹を産出せし所にて關原の役徳川氏のために桐生の織工旗絹を上納せしより吉例となり、毎年旗絹を織出し、寛文中はじめて紗綾絹を織出したると、つゞいて元文三年京都西陣の織工彌兵衛、吉兵衛の二人移住し、羅紗、紋紗綾、緞子、縞子、綸子、縮緬の織法を傳へしにより、桐生の機業頓に面目を改め、幾ならずして大森辰右衛門の如き鶯色地に芭蕉葉の紋様ある東雲純子の帯地を織出すにいたりぬ。ことに文政にいたりては織物の技術大に進歩し機業家競うて支那製の織物を模造し、又糸錦、琥珀、龍紋等を織出すものいづ。矢保中紋屋石田九野文久元年十月十二日歿す意匠に富み、種々の花本をつくりて機業家に興へ、又自ら西陣の織物を研究して織工に授けしかば、糸織、綾唐織、二重緞子三重緞子の如き貴重織物をいだせり。又下野の足利もはやくより平絹を織出し、所謂足利絹とて世にもてはやされしが、寶曆明和のころに至り、足利町の北方に於いて八丈縞、柳條縮緬を織出し、又足利町の南端田中村において田中縞を織出し、かば、これらの織物を飛脚問屋に託し、江戸及京阪へ輸出し、又桐生の商人に販賣せり。文化文政のころには縮緬、南部織の如き類より玉紬、千年紬などいふ絹綿交織の織物をも盛んに織出せり。

武藏は享保のころより既に秩父絹、川越魚子徳川氏の初この既に白魚子とて高麗郡水富村大字廣瀬より織出たるも其後川越へいだして販賣せしよりつひに川越の名を冠すに

いたれの類にきこえき。そのころ八王子附近においても、平絹の類を織出し、かば、八王子の市場において賣買せしも、其地方の需要を充たすに過ぎざりしが、天明のころにいたり、八王子附近の織物漸く盛んになり、寛政のころに至りては著く其産額を増せり。すなはち五日市附近の黒八丈、青梅附近の青梅縞、甲州の郡内絹など、いづれも八王子市場において販賣せり。文政中上野桐生の人、南多摩郡横川村に移住し、はじめて博多帯地を織出し、かば、後八王子に移住し、子孫其業を継ぎ、このころより種々の絹織物をいだして頭角を顯せり。甲斐の郡内と稱する南北都留郡においても、つとに養蠶の道開けしかば、延享のころより自製の糸をもて平絹を織出しぬ。其後機業大に進歩し、郡内縞、白郡内、織色郡内など稱する種々の織物をいだし、羽織の裏地夜具地等の料に用ゐられしかば、其需要きはめて多かりしが、舶來の海氣に似たるより郡内海氣ともいふ。ことに郡内中谷村の産を上品として貴べり。京郡内とて京師においても郡内製を模造せしが、其製甲斐の郡内に及ばず、この外奥羽にても米澤の糸織をはじめ、秋田のうね織、福島川俣の絹など特有のものありしかど、其需要米澤の糸織に及ぶものなし。米澤は安永藩主上杉鷹山の奨励により、藩士の婦女に養蠶の業を授けられしが、其後京師より織工を聘して織物の法を授けしめられしかば、一番の婦女競うて機業を営み、米澤織物の名江戸にまでしられぬ。寛政中にいたりては糸織、博多織、縮緬、黄八丈の類をも織出せり。近年八王子において米澤の糸織を模造し、新米澤と稱して大にもてはやさる。

## 第四款 縮緬織の進歩

縮緬は元支那の織物にして、天正のころ其法を明人より泉州堺の織工に傳へられ、はじめて織出し、ものなるが、其後京師の西陣へ其法を傳へられ、西陣において發達したる織物にして、説に天和中紋縮緬、柳條縮緬の類を織出せり。享保中丹後丹波郡峰山の人絹屋佐平治西陣の法を傳へて縮緬を織出し、これがこれと同時に同國與謝郡加悦の人手米屋千右衛門、同郡三河内村の人山本屋佐兵衛の二人も亦西陣の法に倣ひて縮緬を織出し、といふ。加悦は宮津藩の管轄地なりしが故に、享保十三年以來種々の保護をうけ、京師の間屋と特約を結びて盛に織出せり。其後藩主の交代ありしかど、なほ種々の方法を設けて保護を與へられき。又同じ享保中美濃岐阜の人西陣の法を傳へて縮緬を織出し、京師に送りて賣捌きしが、明和の初より縮緬の業著く發達し従ひて産額も増加せしかば、京師において販賣することを禁ぜらる。岐阜は元名古屋藩の管轄地なるがゆゑに、安永四年以來名古屋藩にこゝろて其藏物と稱し、再び京師において賣捌くことを得たり。天保の初には厚見、方縣、羽栗の三郡に亘りて其産出高一年三萬匹餘に達せしとぞ。又上野の桐生も元文三年西陣の織工この地に移住し、縮緬の織法を傳へしかば縮緬を織るものいですが、天保中京師の製にならひて一種の柳條縮緬を織出せり。これを御召縮緬といふ。其後この製にならひて御召縮緬を織るもの多く、又下野の足利も寶曆明和のころ桐生より縮緬の織法を傳へて織出し、が、明和中西陣の柳條縮緬にならひてかざをり縮緬を織出せり。其製全く柳條縮緬よりいへども、とにかく一種の織物なり。又寶曆中近江東淺井郡難波村の人中村林助、乾庄九郎の二人姉川に瀕し、年々水害を蒙ることを憂へ、桑をうるゑて蠶をかひ、縮緬業を起すことを考へ、自ら丹後にゆきて其織法を研究し、近隣の婦女子

に傳へしもの東淺井、坂田の二郡にわたり、其産額年を逐て増加せしかば、其製品を一旦長濱に蒐集せしより、人呼んで濱縮緬といふ。寶曆九年以來彦根藩の保護をうけて京師にいだし、賣捌きしこと岐阜縮緬におけるが如し。

寛延のはじめ周防玖珂郡玖珂村の人富山秀意聞光寺住職 智叟の子といふもの、縮緬の織法によりて木綿縮緬をはじめむ。世にこれを聞光寺縮と稱す。其後岩國地方へ廣まり、つひに岩國縮の名にてもてはやされしが、まもなく關東においても明和中、下總銚子の織工木綿糸をもて縮緬を織出せり。これを木綿ぢぢみ又銚子縮といふ。天保中、足利の織工銚子の木綿ぢぢみにならひて柳條縮緬を織出せり。これを木綿しぼといふ。近年佐野においてもこの製にならひて木綿しぼを織出し、盛んに西洋へ輸出せり。

#### 第五款 特種の織物

博多の唐織は鎌倉時代滿田彌三右衛門といふもの、嘉禎元年四月東福寺の僧辨圓に従ひて入宋し、彼國の明州に六年間とゞまり、種々の織法を研究して歸朝し、廣東織、綾羽織、雪下織、竹下織などいふ貴品を織出しけるが、後には獨鈷織、華皿縵などいふ新意匠のものをも織出したりとぞ。其後數代唐織の法を傳へしも一時中絶せしを、天文の頃彌三右衛門の遠孫にあたる滿田彦三郎といふもの、博多の豪商神谷壽貞に謀り、明に航して織物の法を研究し、祖先彌三右衛門が織りはじめし唐織の法を再興せり。其門より竹若伊右衛門いで、天正中一種の織物を發明せり。其地質琥珀織に



似て甚だ厚く、其模様浮線文にして柳條あり。時人これを博多織といふ。これ後世帯地として用ゐるもの、濫觴なり。伊右衛門の養子惣右衛門其子忠太夫後伊右衛門と改む機業に熱心にして大に博多織の面目を改めしとぞ。文祿元年豊太閤の征韓軍を督して博多に來らるゝや、伊右衛門忠太夫天下泰平云々の文字を織込みたる下緒を獻じて豊太閤の感賞をうけ、後櫛田神社の傍にて空地を賜ふ、其地を竹若番といふ。今の竹若町これなり。また慶長五年黒田長政筑前入國の時も種々の博多織を獻じたるが、頗る長政の意に適ひ、扶持を給せられ、黒田家の軍旗を織出し、これより子孫黒田家の織物師となれり、弟惣右衛門、藏兵衛の二人をも別に扶持與へられて家を起し、この三家にて織出し、其後博多織の名計大名の間にきこえ需要年ごとに増加せしかば、明和の初黒田家より由緒あるもの九戸を増し十二戸となし、この他の家においては模造品を織出すことを禁せられたり。又經緯とも木綿糸にて浮線を織りいだす所の木綿博多と稱するものをも六戸に限られたり。さて博多織の販路を江戸にひろめしは小崎藏兵衛にて、文化十三年江戸に下り、俳優團十郎、岩井半四郎に謀り、かぶき芝居において博多織を用ゐたるより一般に用ひらるゝことゝなれりとぞ。文政中上野桐生の織工中博多織を巧に模造するものいですが、幾ならずして其法を八王子に傳へ、つひに其産額桐生の右にいでたり。

仙臺の織物は大阪の役伊達政宗がつれかへりし京師の呉服商人岩井八兵衛によりて開かる。後八兵衛四陣の織工小松彌右衛門を招ぎ、専ら伊達家用の織物を織らしめしが、彌右衛門の工夫にてつひに一種の袴地を創製せり。これを彌右衛門織と呼びしが、文化のころより仙臺平と改稱し、大に世に行はる。これより越後の五泉、村上等においても仙臺平にならひ袴地を織出せり。皆其地名をとりにて五泉平、村上平などいふ。この他筑前の博多平、甲斐の郡内平、武藏の八王子平などいふものありしが、天保の末武入間郡藤山の人藤本嘉平次、太織の袴地を創製して嘉平次平といふ。其價安きがゆゑに一時世に用ゐらる。又近年八王子において武藤平を織出し、其製博多平に同じ。

#### 第六款 植物織緯の織物

植物織緯の織物中、麻布は服制上、長上下、半上下の禮料の料より夏季の紋付、帷子の料に用ゐられしが故に、其需要も亦多かりしが、ことに奈良晒布最も名ありき。奈良晒布は慶長のころより生布を購ひこれを晒して賣買せしもの遂に濫觴となり、其技術大に進歩し、徳川氏の用品となり、ついで諸大名の用品を引受けしかば、奈良晒布の名、國に顯れぬ。寛永以來は奈良晒布の需要著く増加し、やゝ粗製の傾きありしかば、奈良奉行は明暦三年はじめて總年寄をおき、奈良の橋本町に生布判場を設けて生布丈尺の検査をなさしめ、又晒屋設寺村二十二株、正田村十四株、後延寶七年揉屋六株にし一年木晒を兼ね揉布半晒布の外貞享より、賣買既成の生布晒方を 受け及生布、晒布賣買の紹介をなし口錢を收むるものに玉子と稱する黄色布を製することを創む、揉屋に三株を増し都合二十九株となれりの株式を定め、各晒屋に標印を渡し、これと併せて自印一顆を押捺せしめ、粗晒を戒む。又この時晒問屋賣買既成の生布晒方を 受け及生布、晒布賣買の紹介をなし口錢を收むるものにの株式をも定めらる。其後元祿十一年切晒屋元祿十一年の株式を定め、生布判場極印布十一株となれりの外紗損じ、巾狭布、他國布、着料布、木綿の五品を晒さしむ。奈良晒布の原料は蔴、と稱する米澤藩の藏物なりし青苧と、商人苧と稱する出羽最上の青苧、其他仙臺、會津、伊勢、近江、越後、

加賀等の商人より輸入するものにて、青苧仲買人これを漬苧屋、或は山城、河内、播磨、近江、伊賀等の商人に賣渡し、生布として奈良に入り、晒布となりて諸國へいづるものなりきとぞ。奈良につぎ木津晒布、野洲晒布ありその晒さざるものを生平といふ。この他加賀の石動、越中の高岡、越前の府中、近江の高宮等よりも麻布をいだせり。されどもことに石動の八講布價廉にして其色雪の如く白きをもて賞せらる。又越後の縮布つとに名ありしが、寛文中播磨明石の人、堀土堀次郎越後の小千谷に來り、明石二郎と稱し、従前の縮布に緋其他の模様を織出すことを工夫し、これを近村の里人に傳授せしより縮布の面目一新し、需要も亦頓に増加せり。これを上布と稱し、又越後縮布と稱す。其後大和の奈良、近江の高宮より緋麻布をいだせり。又伊勢の津緋子、近江の八幡蚊帳の類其他の特有物産として諸國へ輸出せらる。これら麻布の外、琉球大島の芭蕉布、大和春日の藤布、遠江懸川井に陸奥相馬の葛布の類あれども其需要極めて少し。

木綿は桓武天皇の朝、延暦十八年崑崙人參河に漂着して傳へしものいつしか絶えたりしを、再び文祿中南蠻より木綿の種を傳へしより、忽諸國に傳播し、慶長以來木綿布を織出して日用の衣服の料に供せしかば、國として産せざる所なきも、河内、攝津、紀伊、伊勢、三河、武藏、安房、下野等の木綿布最も賞せらる。元文中薩摩の織工琉球の製にならひて緋木綿をいだせり。これより久留米緋天明大和緋文伊豫緋文佐々緋文所澤緋保天などいづ。又下野結城の織工柳條木綿を織いだし、薩摩の緋木綿と共に大に用ゐらる。天保中足利の織工結城の製にならひて柳條木綿を織出す、既にして其産額結城に數倍せり。この仙雲齋織、小倉織の如き特種の木綿織をもいだせり。

## 第二十二章 京都の染物并に染物の流行

徳川氏時代にいたり、織物の進歩に伴うて染色并に模様類も進歩せしかば、従ひて染色に用ゐる原料も前期に比すれば大に進歩せり、即ち茜、紅花、葦草、藍、刈安、櫨ウツキ、蘗ウツキ、黄蘗、胡桃、墨の外礬金、五倍子、山梔子、澁木、山漆、阿仙、丹柄の類を用ゐ、助劑に酢、灰、媒染劑に明礬、綠礬、鐵銹、豆汁の銀を用ゐるに至れり。染色の原料は蘇芳、黄蘗、礬金、阿仙、丹柄の外は内地産にて、ことに阿波の藍、武藏の紫根、出羽最上の紅花、遠江の茜、丹波の刈安最も名ありき。さてまた全國中市師の染物に名を得たるは天然に良水を得たるのみにあらずして、既に元祿のころより唐染、暹羅染、佐羅佐染、紫染、紅染、梅染、茶染、紺屋染、茶屋染、憲法染吉長染といふなどいふが如く、おの／＼分業したる結果によれりといふべし。いづれの國にも染色を業とするものありといへども、大抵上品の織物は京師に輸して染むるをつねとせしが、ことに紅染、紫染は京師の特技なりしかば、紅絹トの如き裏地に用ゐるものすら奥州川俣にて織出したる輕目の絹を京師へいだし、染あげたるものを再び諸國へ輸して賣捌きたりといふ。茜染紫染は京師の近郊山科にてそむるものも亦多かりき。

纈纈の染法既にすたれて、唯僅に鹿子絞、豊後染の類のみなりしに、慶長中尾張知多郡有松村の人竹田庄九郎はじめて木綿絞を製す、これ今の有松絞の濫觴なり。これより纈纈も亦夏時の服に用ゐらる。ことに其價安きが故に、日常の衣料として大にもてはやさる。また元和のころより楊子糊を

用ゐる所の茶屋染大に行はる。其後寶永中京師の畫工友禪色染の下繪を創意し友禪染起る。むかしのかき繪、小袖の類より思ひつきたるものか、これら即古代藤纈の支流なり。友禪に茶屋染の如く麻に限らず、縮緬其他の織物に施したるより一般に行はるゝことゝなれり。されども其技は全く茶屋染よりいづ。これ京師特有の技術に屬し、かの分業の法により染いだが故に、一の友禪染をなすにも七八人の手を要すといふ加賀の金澤には一種類この他藤纈の支流に中形、小紋染あり、伊勢の白子より形をいだす。これを紺屋形といふ。其模様年々時好を追ふものゆゑ常に一定せざりき。又夾纈の支流に板しめの類ありといへども、古への如き精巧のものなし。染色の種類より中形、小紋の模様類は年々新様のものでしかど、當時上流に位せし朝臣武家は一定の服制ありしかば、或は位階により、或は色目の古式によりて、常に變化なかりしも、一般の人民はこれらの制限なく、随意に時好の服色模様を用ゐることを得たるが故に、流行甚しかりきといふ。憲法染、親和染、堆朱染堆朱を紅染にして其上に黒にて伊豫染、扇屋染の類ありといへども、其流行の源は歌伎芝居よりいでたるもの多かりき。すなはち千彌染中村傳九郎染中村傳市川家の三升格子、鶴菱俗暫の中形暫の中形福牡丹の如き類なり。ことに甚しきに至ては手綱染、石疊鹿小の如きも一たび俳優の好みて用ゐるときは、其本名を失ひて手綱染を小六染鹿小といひ石疊を市松染佐野川といふにいたれり。

第二十三章 武器用工藝品の進歩

元和偃武以來寛永元祿を経て、武家の位置いよく確定しければ、甲冑刀劍の裝具より印籠馬具

の類にいたるまで、各千金を抛ちて精巧華美を競ひしかば、名工輩出して佳品をいだせり。甲冑は鎌倉將軍の初より明珍家世襲して其業に従事せしが、二十代宗信元和中大阪より武州江戸に移りて徳川家に仕へしより、其支族またわかれて諸大名に仕へ、甲冑を製せしかば、諸國に明珍の姓をもて呼ぶもの多かりきとぞ。又甲冑を縫ふものを岩井と稱し、元大和岩井よりいでたるものにて、京都に住し、其業を世襲せしが、甲冑を裝飾する糸を稱して威オビといふは蓋し武威を耀す意よりいでたる詞にして、緋威、黒糸威などいふ類なり。岩井の仕立、半田の塗、春の下地、左近土の筋をして甲冑の四家といふ又鞍をつくるものを鞍打と稱し、京師の伊勢家、足利氏時代より世襲して其法を傳ふ。祖先伊勢守貞繼、馬法を大坪道禪にうけしとき、鞍鐙の製作法をも授かりしとぞ。されば世の伊勢家をさして作の家と稱す。この他諸國の鞍打多し、鐙の象眼は加賀の金澤に名工ありて精巧のものをいだしゝかば、これを加賀掛と稱して珍重せられしが、また京師にも名工多かりき。

裝劍具の彫刻は後藤の九家祖先の遺風を守りて家聲を墜さず、その宗家より徳乘五代名即乘八代名通乘十一代名の如き名工をいだしゝも、寛永中横谷宗與、奈良利輝召されて幕府の彫物師となり、やや後藤家を分つことゝなりぬ。ことに宗與の孫宗珉實は宗與の子宗知の養子いので古作模擬の法によらず、狩野探幽、英一蝶實は宗與の子宗知の養子に下繪を求めて繪風鈿金を創意せしかば、後藤通乘も亦祖先の遺風を一變し、繪風をかねて時好に投ずるに至る。また奈良家より利壽、安親、乘意の名工いで、奈良の三彫と稱せらる。この他柳川直政、津尋甫、岡本尙茂、一宮長常の如き名工いづ。ことに明和安永のころ一宮長常保井高長の門よりいで、草木介蠱等の寫生をよくし、精巧緻密をもて名を揚ぐ。天明六年二月段す又天保

中京師の後藤八郎兵衛の家八郎兵衛謙乗の養子實は七郎兵衛重乗の二男より一乗いで、家風の彫刻を一變し世に行はる。近世の名工といふべし。一乗明治九年十月十七日歿すこの際江戸に河野春明いで、暗に一乗と優劣を争ひしが、春明は到底一步を一乗に譲らざるべからずといふ。装剣具の彫刻は後藤家の外江戸に奈良、柳川、稻川、岩本、菊岡あり、京師に宗田、植村、井上、保井、岡田、岡本等ありて其業を世襲せしが、地方にては加賀彫、水戸彫、最も世にもてはやさる。加賀彫は前田家にて寛永中伏見に住せし豊臣氏扶持の彫物師を召抱へられしものにて、勝木、辻をはじめ數家ありしが、なほ又後藤家より顯乘、程乘、悦乘、演乘、などを屢金澤へ召寄せられしが、つひに顯乘の弟子桑村盛良、後藤市右衛門、并に後藤滿乘の弟子水野源次などを召抱へられ、これらの彫物師其業を世襲して一種の加賀彫とはなれり。水戸彫は明石與太夫以來のことにて、後藤廉乘の弟子功阿彌新池與五郎并に赤城軒大山元字の徒最も名ありき。又刀の鑄も專業にすることにて、京師の埋忠家の如き、世々名工をいたし、が、肥後熊本株重治寛永中の人并に長門萩の中井信恒元和中の人が子孫其業を世襲してつくる所の鑄を肥後鑄、萩鑄など稱して賞翫せらる。この他諸國に鑄工多し。

## 第二十四章 銅器の進歩

銅器の名工も亦京師に集まり、其業を世襲して精妙をきはむ。はじめ天正中伊豫松山の人嘉長姓傳はらず豊太閤に召されて京師に移り、油小路に住く、豊太閤の建築ある毎に金具類を製造せしといふ。今なほ桂離宮、曼珠院などにはこの人の作ありて其大概を窺ひ得べきも、ことに寛永中小堀遠

州の意匠をうけてつくりし桂離宮の御襖引手の金具類はこの道の模範となれり。又天正中、越後高田の人中川紹益京師に移住し、同じき十六年より烏丸上立賣御所八幡町において開業し、千家の茶道具に屬する銅器類を製造して世にもてはやさる。其後寛永中豊臣氏の遺臣、金谷五郎三郎も亦京師に移住して銅器を製造せしが、わきてこの人色付を巧になし、より、世人これを五郎三色と稱して賞翫せしとぞ。中川金谷兩家が其業を世襲して名器をつくりだし、より、京師には銅工あまたいで、種々の銅器類を製造せしが、ことに文化文政の間に四方安平龍文堂いで、其名を揚ぐ。天保十二年十一月五日歿す安平は近年の名工にして一時もてはやされしかば、加賀に聘せられて製銅の法を金澤の銅工に傳ふ。この人の門よりかの有名なる秦藏六いづ。又安平と同時に北玉波整珉といふもの江戸にいで、銅器の置物類を製造して精妙の名ありき。

京師の外、加賀の金澤には銅工ありて、ことに象眼に長じたるもの多かりしが、又越中の高岡にても普通に用ふる銅器の製造をなすものいできたれり。元來高岡は鐵器の鑄造所にて、はじめ慶長十五年前田利長富山よりこの地に移り、礪波郡盤若郷西部村の鑄物師金森彌左衛門、喜多彦左衛門等七名を召し、金屋町と稱する一町を與へて保護せられしもの、この地鑄工の濫觴にして、其後寛永にいたり、鑄工五十有餘戸に増加せしといふ。安川三右衛門隆いで、銅器の彫刻をなし、が、これぞ高岡にて銅器をいだすはじめにはありける。其後文政にいたり、金屋町の戸數二百餘戸、鑄造工場十二所となりて繁榮せしかども、他所においては鐵器をはじめ銅器類の鑄造を禁ぜられしかば、金屋町の一小區域に限られしが、そのころ高岡中島町の佛具屋甚右衛門はじめて眞宗の徒が佛壇に

用ゐる佛具の鑄造を試みしより、つひに金屋町外において銅器類を製造する端緒となり、これより忽ち高岡市中に銅工蔓延せしが、金物商釜屋六右衛門の力にて諸國へ輸出販賣の路を開きしより、年々巨額の製造ありて高岡の一大物産とはなりぬ。金澤高岡の外大阪、越後の燕町等においても多少の銅工ありて日用品を製造せしが、高岡の如く多數の製品をいだすものなかりき。

徳川氏時代に至り、一般に鑄出し、打延、彫刻及象眼等の術著く進歩せしが、ことに合銅、色附の二法大に進歩して精妙をきはめき。合銅には青銅、宣徳銅、烏銅、黄銅、烏金、響銅、紫銅、金紫銅、四分一の類あり又色附に青銅色、宣徳銅色、響銅色、紫銅色、以上素銅色、黄銅色、烏銅色、紅銅色、時代蓋模打延などの類ありといへども、色附は京師の金谷祖先以來一種の家風ありて、ことに得意なりきとぞ。

## 第二十五章 假西根付類の彫刻進歩

佛像の彫刻は鎌倉將軍の末より室町將軍の時代にいたり、全く衰頹せしかば、豊太閤が東山に釋迦の大像十六を安置するとして、奈良の佛師法印宗貞、法眼宗印の兄弟二人を召してつくりしめられしも、既に法式を失ひ、古への如く傑作のものにはあらざりき。徳川氏に至りては秀忠以來耶蘇教を防禦するため、戸毎に佛舎を造り、佛像を安置せしめられしかば、佛師各地に塵を開き、只寸尺の佛像のみを造りて巨作に及ばず、其技術益々衰ふ。唯明曆中隱元禪師に隨行して來朝せし佛師范道生字は石甫又印によりて明風の彫刻術を傳へられ、京師の佛師や、面目を改めしと、元祿中僧松雲元京師の佛師

江戸の本所に羅漢寺を建つるとて、みづから五百羅漢を彫刻して名を揚げしとのみ、佛像彫刻の外家具類の彫刻は豊太閤の時に至り、一時壯麗美麗なる家屋の建築起りしかば、従ひて彫刻術進歩し規模鴻大なるものいできたれり。伏見の人左甚五郎其遺風をうけ、元和の頃京師にいで、大にもてはやされ、其作一派をなし、其法を子左宗心に傳ふ。左甚五郎の没後寛永十一年歿す、日光廟の建築諸大名第宅の建築續々起りしかば、なほ名工ありしが、只精巧緻密を旨とし桃山時代の如く規模鴻大のものをつくること能はざりき。其後漸々衰へて又非凡の名工をいださず、文化中加賀の金澤に武田友月いで、精巧緻密なる彫刻をよくしたるも、後前田家に仕へて他の需に應ぜず故に其作も亦少し。これを要するに徳川氏に至り佛像彫刻、家具彫刻の類は衰へたるも、能狂言に用ゐる假面の彫刻并に印籠の墜に用ゐる根付の彫刻は世の需要多きにつれて名工も輩出せしかば、従ひて精巧なる品をいだせり。

假面彫刻を面打と稱し、この期のはじめ上總合親信の孫河内大榎家重いづ、河内ははじめ近江に住せしが、後江戸に移住し、古作模擬の法によらず、種々工夫して一機軸をいだし、古今獨歩と稱せらる。其門より大和眞盛いで、名を揚げしが、其後は閑吉滿の家より洞白いで、二郎左衛門滿照の家より則滿及古源助秀滿の如き名工いづ。ことに元祿中兒玉近江滿昌いで、精妙をきはむ。近江ははじめ古元休滿永の養子となりしが、其後家をいで、別に兒玉の一派をたてしものにて、常に河内の風をしたひ、後には河内に劣らざる傑作ありしといふ。この他弟子打と稱するものなほ多し。

又この期に至り、武士一般に印籠を佩びしかば、従ひて其墜に根付といふものを用ゐしより、根付彫刻著く進歩せしが、其中最も有名なりしは京都の雛屋立圃、和泉屋友忠、清兵衛姓傳は、大阪の法眼吉村周山、雲樹洞院幣丸、法眼樋口舟月、紀州和歌山の小笠原一齋、塾州津の珉江姓傳は、等に於てこの中周山、舟月は畫工にて彩色彫をよくし、立圃、雲樹洞、友忠、清兵衛、珉江に素彫をよくし、一齋は象牙鯨彫をよくせり。一齋は無雙の名人にして天明中根付彫刻をもて世に顯れしが、其作いづれも精巧にして微妙を極めしかば、人争ひて珍重し、現存の時すら得易からざりしといふ。この他根付には根來人形、奈良人形の類ありて賞翫せらる。根來人形は其始詳ならず、色漆をもてぬりたる一種愛すべき趣味あり。又奈良人形は繪具彩色を施したるものなれども、これ亦一種のものにして古雅掬すべき所あり。奈良人形は文政中奈良の繪物師岡野保伯通稱平三郎以來人形の彫刻を改良して能人物等を彫刻せしより大に用ゐらる。保伯の子保久名工にして精妙の作ありしが保久につゞいて森川社園いづしが明治廿七年七月十五日社園は獨人形彫刻をよくせしのみならず種々の彫刻をよくして名を揚げ歿して今は其人なし其後天保中宇治の茶師上株樂只軒加牛奈良人形にならひて宇治人形をはじめむ。多くは摘茶女なり。安政中江戸淺艸の畫工福島華も亦奈良人形にならひて能人物の類を彫刻して淺艸人形をはじめけるが、其作古雅にして世人に賞翫せらる。されども一代にして其法を傳へず奈良人形宇治人形は其土地の工人相傳へて家を起し、今はこの彫刻をもて生活するもの多し。

### 第二十六章 製紙の發達

徳川家康は兵馬倥傯の際に在りても、既に意を學問に注ぎ、妙壽院惺窩を延いて諸書を講せしめ、

伏見に學校をたて、又江戸富士見亭に文庫を設けなどして、はやくも文學の普及を企てられしかば、従ひて書籍開板の事にも力を盡されしが、獨木板のみならず、木字銅字をもあまた造らしめられ、三要道春等に與へて種々の書籍を流布せしめられき。これより文運次第に開け紙の需要頓に増加し、紙を製造するもの各所に起り、つひに今日の隆盛をいたせり。越前よりいだす奉書奉書は越前府中よりいづるものを最上とし大瀧、加藤の二家へ傳へてこれを業とす、鳥子、相原の類より美濃、修禪寺、小杉、薄葉、典具帖、雁皮、諸口、片口、厚紙の類枚擧するに遑あらず、唯富紙、檀紙檀紙は備中より京師に來りて漉くことなるがこの紙論旨、口宣、瀨りて松皮に似たり故に支那人松皮紙といふ後に至りては備中、越前に於いても製せしとぞに至ては京師紙屋川の外つくること能はず、この外京師より打曇、雲紙、墨流等種々の文采を施したるものをいだせり。されども近世にいたり、日用の紙は土佐、美濃、石見、駿河の地方より多く製出せりとぞ。土佐は天正の頃波川村の城主、波川玄蕃允後室養甫元親の妹が成山村に遁世しけるころ、慰みの爲とて其甥成山三郎左衛門に謀り、旅客彦兵衛をして種種の色紙を漉せたるに始まる。山内家の入國するにあたり、三郎左衛門手製の紙を獻じて國情を陳す、よりて成山村田地若干を與へて其功を褒賞せらる。其後紙を製するもの甚少かりしに、寛永中播磨屋九郎左衛門、掛川屋喜三兵衛、譽田屋彌三左衛門の三人諸山を巡廻して仕入銀を貸與したるより大に増加し、一大物産となりぬ。美濃は武儀、池田、惠那三郡において製出することなるが其始詳ならず、天正十五年武儀郡津保谷より紙船役を牧谷に讓渡したることみゆれば、足利氏の末既に紙を製したるものありしや明かなり。其後池田郡においては正保ころより殿紙又は御年貢紙など稱して大垣藩に上納したることあり、惠那郡は寛政のころ坂下村に於いて原彌助初めて紙を製出す、

後苗木藩用紙を各村より上納せしむ。其重なるものを藏紙と稱す、石見は既に永享のころ、鹿足郡柳原村において紙をすきいだしたるものありしかど、皆疎品のみなりき。其後慶長六年板崎成正のこの郡を領するに及びて澄川與助といふものに命じ、肥前豊後の兩國より楮苗をとりよせて培養せしめしもの、つひに慶安萬治の間にいたり吉賀半紙となりて世にいでたり。このころ津和野の領主龜井茲政も亦製紙の事に心を傾けられしかば、松本總兵衛といふものに命じて楮をうる、半紙をすかしめらる。總兵衛其製品を大坂へい出して販賣せしより産額著く増加せしとぞ。駿河は天明のころ駿東郡原村に住せし幕府の旗下、岡野某の家來渡邊兵左衛門が偶富士山麓に於いて一奇樹を發見し、これを檢するに織緯緻密にして其質紙料に適するを悟り、更に數株を採集して紙を製するに果して善良なるものを得しかば、其奇樹を三極さんきよくと名づけ、近隣の農民に勸めて培養せしめしに、數年ならずして繁殖し、天保のころには郡内四十餘村に及びり。其後廣く江戸地方へ販賣して駿河半紙と稱するにいたれり。又文化文政のころ伊豆熱海の商人今井半太夫なまふと號す柴野栗山のすゝめによりて地棉ちめんすなはち雁皮をとりて紙を製し、江戸本町に塵をいだし、又金花堂をしてひろく販賣せしめしより、雁皮紙世に用ゐらる。雁皮紙は足利氏の時既に製したるものありといへども、其製漸々衰へて舊法を失ひしかば、半太夫二十餘年を費して舊法に復したるものなりとぞ。抄紙器械はこれまで二枚漉四枚漉の二種のみなりしに、この期の末萬延元年土佐吾川郡伊野村の人吉井源太が大巾連漉器械六半紙小半紙の漉桁并に漉篋を改良しを工夫せしとぞを工夫せしより、一時に多數の紙をすきいだすことを得て大に便利なりしかば、忽土佐七郡に傳はりしが、其後諸國においてもこの連漉器械を用ゐるもの多くなれりといふ。この人維新後紙膚の緻密なるコッペー用に適する薄葉大牛紙をすきいだして大にもてはやされしとぞ

## 第二十七章 建築物

徳川氏に至りては建築物中、別に特色をいさざすと雖も昇平永くうちつゞきたることゝて、上は大名の書院城堡の類より、下は四民の住宅に至るまで、おしなべて一般に進歩したるをみるにいたれるは、またこの時代の外にはあらざるべし。ことに徳川氏に至り、日光山及江戸の芝上野等に廟所を築き、これに力をいれて織巧華麗を盡さしめしかば、一種の建築物いできて、とにかくこの時代の建築界に一光彩を放ちたる觀ありき。就中野州日光山の東照宮廟并に陽明門、大猶院廟、東京芝公園の台徳院の類をみて其盛なるをしるべし。又書院造には寛永中二條城、八條宮柱御別業今共に離宮となれりなどの如きものいできぬ。この二つは小堀遠州が豊富なる意匠よりいでたるものにて、一は壯麗美麗を極め、一は閑雅幽致を極めぬ。寛永は江戸城の建築より日光廟、台徳院廟などのなれるころにて、三代將軍家光が全盛の時なれば、かの豊太閤が全盛の勢をもて宏大なる建築を起したるにも比すべきか、さはいへ日光廟、台徳院廟の如き、只前代の建築物に織麓緻巧を加へたるのみにて、雄大豪壯の所なきは惜むべきことならずや、當時江戸における大名の第宅が奢侈を極めしことは蒲生忠郷が前將軍秀忠を饗應するとして、故らに一殿一門をたてしが、ことに其門の彫刻柱に藤花を彫り扉に仙人と羅漢とを彫りたりといふ精妙なるより、往來の人その門にみとれて時のうつるをしらざるより、時の人其門を日暮門と呼びしとぞ。聚樂第の門にもこの名ありこの一事にても其盛なるを察すべし。これ獨忠郷のみならず、一般にかくの如

くなりしかば、後にいたりては格式を定めて漫に潛越せしめざることゝなれり。例へば一の棟門をつくるにも國持衆、十萬石上、五萬石以上、五萬石以下、萬石以上、萬石以下、外様衆などいふが如く、格式を定められしかば、徳川初期に於けるが如く甚しからざるも、こは只外部のみのことにて内部の建築はやはり各精妙競ひしとぞ。數寄屋も小堀遠州、片桐石州、兩千家、藪内などいふ流派より宗匠いで、新意匠をいだし、大に進歩したり、これ豊臣氏以來點茶の事上中下を通して行はれたるによれるか、これを要するに徳川氏時代の建築物は廟所の如き特種のもは更にもいはず、書院、數寄屋の類よりおしなべて第宅の建物が發達したるは初にいひしが、多くこの時代においてことにみる所なり。

## 第二十八章 木版彫刻の進歩

支那も古へは板刻の術なかりしかば、寫本のみなりしに隋の文帝開皇十三年敕して廢像遺經の類を刻せしめしより、この術漸く始まりしも、只佛像經文の類に過ぎざりしに、唐の中葉以後にいたり、はじめて諸書を刻することになりしが、其後五代を経て宋にいたり、この術大に進歩せしといふ。我邦にても既に稱徳天皇寶龜元年三月陀羅尼を刻せしめ給ひしが、この陀羅尼今なほ大和法隆寺の百萬塔中にありとぞ。平安朝にいたり、世に亂板と稱する慧心僧都の刻せし阿彌陀佛の像山城大原の僧性圓が刻せし十七憲法の類いでしが、鎌倉にいたりては將軍家において刻せられし法華經をはじめ、奈良般若寺の大般若經西山房善惠の大乘經、秋田城介泰盛の大日經疏、北條越後守顯時

の惠心法要の類いで、この術大に開けたるが如し。されどもなほ佛書のみなりしに、南北朝の初正平元年、泉州堺浦において論語正文を刻したるものいづ、今この板東京帝室博物館にあり、我邦において儒書を刻したるこれをはじめとす。同じき二年同地の人道祐居士論語何晏集解を刻す、これらの本を世に正平板の論語と稱す、これより正中板の詩人玉屑、延文板の楊仲弘集、貞治板の元享釋書、永和板の歴代編年互見、至徳板の韓文、嘉慶板の柳文、明徳板の氏族大全、應永板の三國佛法傳通縁記、文明板の聚分韻略、明應板の三體詩、大永板の醫書大全、貞永式目の類續々刻せられしが、ことに嵯峨の豪商角倉與一惺窩に従ひて文學を修め、つとに刻本流布の志ありしかば、伊勢物語、源氏物語、史記評林などいふ大部のものを刻せしとぞ。世にこれらの刻本を嵯峨本或は角倉本といふ。

徳川家康は兵馬倥偬の際にありて、既に文學を興す志ありしかば、しばし惺窩を招きて諸書を講ぜしめられしが、つひに慶長四年五月兜鍪のうちより家語を開板せられき。この盛舉につづいてまたの遺書を刻せしめられしかば、家康の子孫はいふまでもなく諸大名もまたこれにならひて、大部の書籍を列するにいたれり。徳川氏時代の文學はこれらの如き、國書、儒書の外淨瑠璃本、演劇脚本、草雙紙、讀本の類大にもてはやされしかば、板刻術従ひて進歩せりとぞ。されども印刷術の全く進歩せしは錦繪の色摺なりき。色摺の繪は既に延寶天和のころ江戸繪といふものでしかど、多くは武者繪にて墨摺の上に丹綠青黄土をもてとらまらに色どりたる、いかにも疎笨のものなりきといふ。これより元祿八九年のころ元祖團十郎が鐘馗に扮せし姿をゑがきて刻せし役者一枚繪



と稱するもの世にいでしが、又享保のはじめ和泉屋權四郎の工夫せし、紅繪、澁繪墨の上に膠を塗り、金泥を用ひしものなども一時もてはやされしとぞ。其後明和二年のころ鈴木春信後司馬江漢と改むが下繪を唐山の彩色摺にならひて、板木師金六といふもの板摺にかたらし、板木へ見當をつくることを工夫し、はじめて四五へんの彩色摺をいだしぬ。これよりこの法をならひて吾妻錦繪をいだし、この術大に進歩せしといふ。其後寛政より文化文政にわたりては獨錦繪の彫刻のみならず、江戸には文字の筆意彫をよくせし名工もまゝいでしが、ことに谷清好、宮田六左衛門の如きは其中の鏘々たるものなりき。清好は浪華の森川竹窓のために集古浪華帖を彫刻し、又しばしば屋代輪池の爲に古筆を彫刻せし人にて、六左衛門は樂翁侯が、編纂せられし集古十種を彫刻せし人なりとぞ。天保より嘉永にわたりて木村嘉平、三代文彫、淺倉伊八、仙之助、蓮吉以上彫などいふ名工いで、益精巧を極めしかば、印刷術も亦大に面目を改めしとなん。維新後木版彫刻の著く進歩せしは明治十七年のころ博文社の長尾景弼が龍和亭の花鳥畫譜を木村徳次郎に彫刻せしめしよりこのかたの事にてこの花鳥畫譜は絹地に彩色を施したるいとものなりき。歐華の如きもこの花鳥畫譜の巧名眞に彫りたるを見て高橋健三、岡倉三等相謀り明治二十二年十月その一號を出版せしが木村徳太郎の彫刻村鐵之助の彫方いづれも妙手にして世の好評を博せしかばこれより一般に彫刻術并に彩色摺の面目を改めたりといふ。又近年歐洲風の木版彫刻起りしがこの風の彫刻は合田清をもて其嚆矢とすべし。清は明治十四年二月佛國巴里に赴き木版彫刻を研究して二十年七月歸朝し明くる二十一年三月東京芝に生巧館をたて、歐洲風の木版彫刻に従事せし人なりきとぞ。

### 第二十九章 洋式機械工業の創始

天草の亂後徳川氏は鎖港の主義をとりしかば、西洋の文學工藝を輸入するの道全く杜絶せられしかども、八代將軍吉宗の時、洋書の禁を弛め、耶蘇教書を除くの外は購買を許し、或は曆書算を翻譯せしめ、或は蘭人に命じて大砲を鑄造せしむるなど、東洋に永く閉鎖せられたる大八洲島内に一

條の光を洩らし、かば、これより蘭書を講究するものいできたり、つひに平賀鳩溪、司馬江漢の如き西洋風の工藝を試みるものいできぬ。其後漸く蘭學行はれて醫術砲術に新知識を興へしかど、未だかつて工藝の事に及ぶものなかりき。嘉永六年北米合衆國水師提督彼理の浦賀に來りて通信貿易を請ふや、泰平無事に成長せし我國民の大半は周章狼狽してなす所をしらざりしに、これよりさき鍋島閑叟、島津齊彬などいふ、明敏の藩主ははやくも世界の大勢を看破し、開國の主義を定められしが、閑叟の如きは嘉永元年蘭書によりて製鐵法を講究し、反射爐をすゑて大砲を鑄造せられき。これと同時に幕府旗下の志江川太郎左衛門龍も亦蘭書によりて製鐵法を講究し、伊豆國賀茂郡中村字鳴瀧に反射爐高さ五尺、四箇を据ゑ、その傍なる加茂川の水力を利用して大砲を鑄造せしといふ。水戸藩も年四月佐賀藩にからひて反射爐を水戸にたて巨砲を鑄造せりといふ。これにひきつゞきて島津齊彬同じき三年鹿兒島城の花園内に製煉所を置き、藥品、砂糖、陶器の釉料、金銀の分拆などをなさしめ、又反射爐の雛形をもすゑられしかど、土地狹隘にして充分ならずとて、同じき五年磯村に集成館を創設し、反射爐三基、鑄鑛二基をすゑて大砲の鑄造のみにとまらずして、陶器、硝子、蒸餅、硫酸、燒酎の製造より農具、造船器械、搾油器械の類にいたるまで、大むね蘭式によりて製造せられき。この他安政三年松木弘庵、川本幸民に電氣の用法を翻譯せしめ、江戸澁谷邸に於いて電氣の機械を製造し、明くる四年これを鹿兒島に持還り、本丸の休息所より二の丸探勝園の茶屋へ電信線を通ぜられしが、又このとし松木弘庵、八木彌平に石炭瓦斯の用法を翻譯せしめ、其法によりて磯邸茶屋浴室の側に瓦斯室を裝置し、庭中にある石燈籠に氣管を通じ、點火せしめられしとぞ。維新前我邦において歐洲の機械製造術を試み

しは、佐賀、鹿兒島の二藩をもて其嚆矢とす。ことに鹿兒島の集成館は文明の中心となりてあらゆる新式の工藝を我國民に紹介せられたるは、ひとへに齊彬の功といふべし。

徳川氏のはじめ、支那和蘭の船舶を析衷して一時發達せし造船術も寛永鎖港以來地廻船のみとなりて、つひに其の術を失ひしが、寛政のころより外交の事漸く逼り來りたるにつれて、明敏なる水戸藩主徳川齊昭の如きは、はやくも石川島に造船所を建てられしが、偶安政元年十一月魯國の軍艦フレガット、デイヤナ號、下田に碇泊中海嘯に遭ひ、暗礁にふれて船底を損じ、伊豆御崎において沈没せしかば、船員等戸田灣に入り木材船匠を募集し、スクーネル二隻を造り、北海に向ひて去りしが、魯人の不幸は却て我邦の幸となり、我船匠の西洋船法を實地に試みることを得たるは、この時をもて始とす。其後これらの法によりて造る船を君澤形といふ。當時魯人に従ひて就業せし船匠多くは幕府海軍所附屬となれり。水戸藩も亦石川島造船所より船匠を遣して魯人造船の模様を視察せしめられしが、この年八月さらに荻信之介、菊池富太郎を長崎に遣し、蘭人に就いて造船術を研究せしめられきとぞ。同じき四年幕府は肥前國西彼杵郡浦上村淵字飽浦に製鐵所を設け、蘭人、ハールデスに建築の事を託し、文久元年に至りて竣工せしかば、さらに文久三年浦上村淵字立神に修船渠を設くる計畫をなし、既に著手せしが、偶上國の變に際しこの工事はそのままにしてとゞめられしとぞ。明治七年佛人ワンサン、フロランを雇ひ工事に著手し同じき十二年五月にいたりて竣工せりこれらの外幕府は永井岩之丞の建議により元治元年佛國公使レオン、ロセスに謀り、地を相模國三浦郡横須賀村に卜して、一大修船渠を設くる事に決せしかば、外國奉行柴田日向守を佛國に遣し、技師マンジエール、ウエルニール等を雇聘して慶應二

年三月起工せしが、又この年十一月武藏國久良岐郡横濱本村にも製鐵所を分築することに從事せしといふ。されども兩つながら完備ならざりしかば、維新後修築を加へられて今日の如き盛大のものとなれり。

## 第六編 維新の工業

## 第三十章 工業の變遷

明治政府の起るや、封建制度の舊慣を破り、つとめて西洋の文物制度を輸入し、維新の大業を成就せしが、時勢の變遷は忽ち風俗の變遷を來たし、家屋の建築より衣服調度の類に至るまで、大むね西洋に模倣することとなりて我工業上に一大影響を及ぼせり。又これと同時に封建制度によりて領土の保護をうけし美術品より、一國の産物と稱する著名の工藝品が一時に保護を失ひたるのみならず、風俗變遷の爲需要の道を失ひしものも亦少からざりき。蓋し封建制度より開國主義の新政府にうつる過渡の時代に免るべからざる事なりとはいへ、我工業社會に一大變遷を與へたるものといふべし。ことに武器類茶器類の製造家は西洋風俗輸入のために生活の道を失ひしかば、他業に轉じて僅に飢渴を免れしとぞ。これら特種の工藝家が一時困窮をきはむるや、裝劍具彫刻にて有名なる加納夏雄が煙艸入の金具を製造せしが如き、鞘塗師にて有名なる橋本市藏俗にはしがいふが一種の竹模造塗を發明して煙管筒を製造せしが如き、鞍打にて有名なる名古屋の木造貞門が木細工人となりたるが如き、甲冑の鍛冶にて有名なる高岡の宮島信行明珍の支族が鐵器の鑄物師となりたるが如き類にして、又かの京都に散存する裝劍具彫刻工が沈淪するをいたみ、紹美榮祐が一大工場をたて、これら彫工の爲に籠式、煤竹式の銅器を發明して西洋輸出をはじめたるが如き、長谷川準也が金澤の裝劍具彫刻工を

網羅して銅器會社を起し、普通器をつくりて内外の需要に應じたるが如き、一時の急を救ひ、其特種の技藝を普通品に應用せしめたるも皆この間にありき、茶器も風俗變遷のため點茶をなすもの絶えなんばかりなりしかば、かの茶碗焼に有名なる樂家が重箱類を製し、又罐子の鑄造に有名なる浪越家が鐵瓶を製するが如き、其影響する所少からざりき。これら武器茶器類の外風俗の變遷は服飾より室内の裝飾にまで影響を及ぼし、禮服の制改まりて上下地、熨斗目地、紋付地の類忽ち需要を失ひ、紋付地として用ゐられし羽二重のハンカチーフ地となり、能裝束類に用ゐられし紋織物の窓掛テール掛となり、紋羽の綿フランネルに化したるが如き一々枚擧するに遑あらず、以て其變遷の甚しきを見るべし。されど明治十年西南の役後は天下いよく靜謐に歸し、十八九年ころにいたりて西洋に模倣せし百事の制度も完備し、これと同時に工業も亦漸く復古するものいできぬ。こゝにおいて蒔繪、金屬彫刻の類より織物、陶磁器の類にいたるまで精巧の品を愛翫するものいできたりしかば、維新の際時勢の變遷にあひて沈淪せし名工も時を得て其技術を顯し來りぬ。又地方制度の完備するや、地方長官が其管轄内の物産に保護奨励を加へしかば、我工業社會は明治十八年東京に開かれたる五山共進會の後俄に勃興し來りて隆運を見るにいたれり。又一方には明治政府がさきに巨萬の資を投じて設立せし模範工場功著く顯れしかば、民間においても亦これに模倣して工場を組織するものいできたり。かの機械製絲、綿糸紡績、煉瓦製造、セメント製造の如き各所に起りて我工業上に一生面を開きしが如きは、維新後における工業の一大進歩なりとす。

第三十一章 明治政府工業に關する獎勵保護

明治政府は創業の際より既に洋式工業の必要を認め、明治五年以來富岡製絲所、攝綿篤製造所、セメント内務省土木寮において深川清住町に創設せしものにして明治七年二月工部省に屬し深川製作寮出張所と稱し白煉化石をも同所において製造せらる。新町屑糸紡績所、千住製絨所、内務省の創設明治九年井上省三を獨逸に遣して機械を購求し且技師を愛知、廣島の兩紡績所の如き模範工場をたて、新技術を同國より雇入れ同じき十一年九月開業の式を擧げらる。愛知、廣島の兩紡績所の如き模範工場をたて、新技術を傳習せしめられしが、この他内務省の内山下、牛込新小川町の兩試験所、石鹼製造、活字製造、鐵葉製工部省の勸工業寮に屬する赤坂溜池葵町の製絲場、活字製造場、女工傳習所等に於いて新技術を傳習せしめられしもの各所に散在して新工業に利益を與へしが、これらの外内務省の勸業寮に屬する山下門内博物館中へ澳國博覽會より齎し來りたる洋式の諸機械を陳列し、さきに澳國博覽會の時、歐洲に於いて傳習したるものをして各縣より選拔し來りたる工人に傳習せしめられしものも、亦大に效力ありしといふ。又西南役後工業の振興を圖り、明治十年第一回内國勸業博覽會を東京上野公園に開設せしが、これより凡五年毎に内國勸業博覽會を開きて第四回に及べり。我邦において博覽會を展きたるとす京都府は明治四年十月十日より三十五日間京都府西本願寺において展きたるを第一次としてそれより毎年三月一回づゝ展き來り同じき三十年上京區岡崎町博覽會場において四月一日より十六日間紀念博覽會を開けり又同じき十三年ころより各府縣聯合して共進會を開かしめ、審査官を派遣して獎勵の道を開かれしが、工業上に著く利益を與へたるは、同じき十八年東京上野公園に開かれたる五品共進會なりとす。この共進會の結果として織物、染物、陶磁器等に改良を及ぼしたるもの多し、又勸業貸下金を以て新規なる工業を獎勵する爲各府縣の工業家に貸與せられしが、就中製絲業、紡績業の發達にとりては大に利益ありきとぞ。この他各縣に勵業諮問會を起して名望ある工業家の意見を上陳せしめ明治十六年 農商務省達組合準則を發布して工業家の團結を圖り、かねて濫惡の弊害を矯正せしめ、明治十七年 農商務省達本品類を蒐集して工業家の參考に供し、ことに府縣若くは人民の請求に應じて其幾分を貸與せられたり。維新以來西洋の工業輸入し、頗る錯雜せし我工業も漸く其端緒に就き、やゝ進歩の兆を顯ししかば、明治廿一年特許條例明治廿一年十二月 勅令第八十四號意匠條例明治廿一年十二月 勅令第八十五號商標條例明治廿一年十二月 勅令第八十六號等を發布して或は新規有益なる工術機械製造品及合成物を發明したるもの、并に工術機械製造品及合成物の新規有益なる改良を發明したるものに專賣の特權を與へ、或は工業上の物品に應用すべき形狀模樣若くは色彩に係る新規の意匠を按出したるものに其意匠の登録を受け、專用することを許し、或は自己の商品を表彰するため商標の登録を受け、專用することを許されたるが如き、工業家を保護して益益工業の發達を企圖せられしものなり。明治廿三年十月宮内省において美術家を獎勵するため帝室技藝委員十政府において銳意工業の改良を圖られしかば、地方においても其道の學者を聘して工業の改良を企てられしが、ことに京都府知事榎村正直の如きはやくも明治三年舎密局を置き、明治十四年これを民業漸次はへついに同じき十六年にいたりこれを廢せり獨逸人ドクトル、ワグネルを聘し、陶器、玻璃、染色、石鹼製造等の業を起し、つゞいて織殿、染殿、撚糸工場、梅津製紙所、伏見製鐵所などを起して工藝品の改良を圖られしかば、今日に至るまで依然として平安奠都以來占有したる美術工藝品の名譽を墜さず、織物の如き益益進歩せしは偏に織殿染殿設置の功といふべし。

又工業に關する教育は明治政府の最も注意せられし所にして、はじめ明治四年工學寮をおき同じ

き十年一月工部大學校と改め、明くる十一年にいたり校舎の經營全く落成し、開校の式を擧げらる。  
土木學、機械工學、造家學、製造化學、造船學、電氣工學、鑛山學、冶金學 この校よりいでたる學士によりて機械工學、電氣工學、製造化學、の如き全國に普及することを得たり。同じき十八年十二月文部省に屬し、工科大學と改稱せらる。  
 また文部省において明治十四年五月東京職工學校を淺草藏前に設立し、ドクトル、ワグネルを教師とし陶磁器、染色、織物等の學科を教授し、工業上に要する人才を養成せらる。今の東京工業學校即これなり。又同じき廿七年文部大臣井上毅實業教育普及の必要を感じ、實業教育費國庫補助法を議會に提出し、つひに其協賛を得、毎年度金拾五萬圓づゝを補助することとなし。  
明治廿七年六月 且工業教員養成規程をも 月文部省令 發布して 銳意實業教育に力を盡されしかば、これより各地において 實業學校續々起り、今現に國庫の補助をうくるもの工業のみにて二十三校  
工業學校六、徒弟學校十三、補習學校四、都合二十三校あり  
 といふ。

### 第三十二章 澳國博覽會參同の影響

萬國博覽會は英國の工藝家が工夫せし所のものにて、一千八百五十一年同國龍動府に開きたるを始とす。それより一千八百五十五年佛國巴里府に開きたるものを第二次とし、一千八百六十二年英國龍動府に開きたるを第三次とす。さて第四次に開きたる佛國巴里府萬國博覽會は一千八百六十七年、即我慶應三年にして、この時はじめて舊幕府、鹿兒島、佐賀の藩主等より出品して參同に加はりたり。されども未だ帝國全體を代表して參同したるものといふべからず、維新後にいたり明治四年

米國桑港の工業會社において工業博覽會を開くや、出品を請求し來りたるがゆるぎに東京府に令し、府下の商人をすゝめて出品せしめ、東京府の官吏を派遣したるも、これ亦帝國全體を代表して參同したるものといふべからず、公然我政府が帝國を代表して參同の意を表したるは、一千八百十三年即我明治六年澳國維府において開かれたる萬國博覽會なりとす。この博覽會に參同するため我政府は日比谷門内後山下門内舊佐土原邸に移さるに博覽會事務局を置き、參議兼大藏卿大隈重信を總裁に議官佐野常民を副總裁に任じ、博覽會の事務を監督せしめらる。外國との交通日尙淺く、人民より進みて出品するもの少かりしかば、政府において地方官に令し、一切の出品を採集せしめ、明治五年十一月十九日山下門内の博物館に陳列して、天皇陛下、皇后陛下の天覽に供し奉り、明くる廿日より廿八日まで九日間諸人に縦覽を許し、佐野副總裁辨理公使の資格を以て出張官七十七人博覽會事務參與獨逸人ドクトル、ワグネル其他出品人諸職工等を率ゐて、同じ六年一月三十日横濱を出帆す、維府の日本出品陳列場の傍に皇祖大神を祭れる一小神社を建立し、其兩側に賣店を置き、つとめて日本の國風を外人に示し、又開場の陳列品も新に採集したる美術品、工藝品、農産物等の外古來の珍器帝室、華族等の寶物にて例へば御物の重硯箱、鎌倉八幡宮の瓦子手箱、義家兵庫鎖の太刀の類を出品せりをはじめ名古屋城の金鱗、鎌倉大佛紙張貫、東京谷中天王寺塔の雛形の類をも出品せりといふ。右出品の中審査の結果名譽證狀五、進歩賞牌四十三、表狀六十六、有功賞牌八十、雅致賞牌一、補助賞牌五邦出品中美術品ありしかどいづれも進歩賞牌有功賞牌の半分へ入られて美術賞牌を受けたるものなしをうけたり。又澳國政府よりことに大隈總裁に鐵冠一等功牌を佐野副總裁にフランツ、ヨーゼフ一等功牌を、其他事務員にフランツ、ヨーゼフ五等功牌を授けらる。同じき七年三月再び山下門内博物館内に五十日間

澳國より佐野副總裁が購求し來りたる製絲、撚絲器械、織機、莫大小製造器械、煉瓦製造器械、石膏型、活字紙型、染物原料などの類を陳列して衆人の縦覽に供せられたり。又佐野副總裁の澳國に在るや、隨行員中才學あるものを選抜して技術傳習生とし、諸科を研究せしめらる。博覽會事務參與ドクトル、ワグネル最もこの事に斡旋せしとぞ。技術傳習生は佐々木長淳、津田仙、緒方道平、山林、藤山種彦、活字製造法、活字紙型製造法、藤島常興、測量器製造法、田中精助、時計製造法、電機、圓中文助、製絲、伊達彌助、中村喜一郎、染法、富介次郎、陶器製造法、河原忠次郎、陶器製造法、丹山陸郎、石膏型製造法、石井範忠、製紙、朝倉松五郎、眼鏡製造法、實齋藤正三郎、後清野三治と改、竹内毅、巻煙草製造法、岩橋教章、石版、畫、平山英三、工作、山田藤三郎、蒸餅製法、松尾信太郎、造船、内山平右門、園庭築造法、宮城忠左衛門、造法、の徒にして、いづれもよく僅に數月の間に研究の功を修めて歸朝することを得たり。これら技術傳習生が我工業社會に輸入したる新知識は漸々全國に蔓延し、今日に至りては轆轤盤、飛機、陶器著色法、石膏型の如きはいづれの地方にも用ゐられ、其利益をなしたること最も著かりき。又當時隨行の商人松尾儀助、岩井兼三郎の二人英商アレキサンダーパーク會社、並に維府商人タラオと特約を結び、明治七年京橋區木挽町六丁目に起立工商會社を設立して我工藝品を輸出する道を開けり。

澳國維府萬國博覽會につぎては、一千八百七十六年、即我明治九年米國ペンシルヴァニア州ヒラデルヒヤ府において建國一百年紀念のため開きたる萬國博覽會に參同したるものにして、我政府より海陸運賃海上保険料を官給し、且出品人渡航旅費をも官給せられたり。この萬國博覽會參同の結果として米國へ工藝品の輸出するもの著き増加を來せり。この萬國博覽會につぎては一千八百七十

八年、即我國明治十一年佛國巴里府において開きたる萬國博覽會に參同したるものにして、この博覽會より政府の官給を待たずして各地の人民奮て出品することになり、漸く萬國博覽會の利益を認むることゝなれり。この三大博覽會が我邦の工藝に及ぼしたる影響も亦少からざるなり。別表にあげたる外國博覽會に參同したるものゝ外英國毎年博覽會、一千八百五十一年開設せし萬國博覽會の剩餘金を資本し來りしものなりと雖も我政府が參同したるは一千八百七十四年即我明治七年に展きたるものに參同したるのみ。獨逸國柏林府萬國漁業博覽會、一千八百八十一年四月アトランダ府萬國綿博覽會、即我明治十四年、英國龍動府萬國漁業博覽會、即我明治十六年、露國聖彼得堡府園藝博覽會、一千八百八十四年五月、即我明治十七年、英國壹丁堡府森林博覽會、即我明治十七年、の類に政府より參同したるものありといへども、直接に我工業上に及ぼしたるもの少きが故に、こゝには省きつ。

外國博覽會參同の表

國 名	開 場 年 月	經 營
澳國維府萬國博覽會	我明治六年五月一日ヨリ 向六ヶ月間	五六三、五四五九一三
濠洲メルボルン府東洋諸國博覽會	我明治八年九月ヨリ 向三ヶ月間	
米國費府建國一百年紀念萬國博覽會	我明治九年四月ヨリ 十月ニ至ル	三四二、〇一〇七二〇
佛國巴里府萬國博覽會	我明治十一年五月一日ヨリ 向六ヶ月間	二〇〇、三三六四一五

濠洲シドニー府萬國博覽會	我明治十二年九月十七日ヨリ 十三年四月二十日ニ至ル	
濠洲メルボルン府萬國博覽會	我明治十三年十月一日ヨリ 向六ヶ月間	
和蘭國安特堤府萬國博覽會	明十六年五月一日ヨリ 向六ヶ月間	一四、九八〇〇〇〇
米國波府萬國博覽會	我明治十六年九月一日ヨリ 向三ヶ月間	一〇、〇〇〇〇〇〇
米國ニユーオレアンズ府萬國工業兼綿一 百年期博覽會	我明治十七年十二月十日ヨリ 十八年五月三十一日ニ至ル	
英國龍勃府萬國發明品博覽會	我明治十八年五月ヨリ 向六ヶ月間	
獨逸國聯邦バイエルン國ニュルンベルヒ 府金工博覽會	我明治十八年六月十五日ヨリ 九月十三日ニ至ル	三八、四六五二二〇
西班牙國バルスローヌ府萬國博覽會	我明治廿年九月ヨリ 廿一年二月ニ至ル	一五、〇〇〇〇〇〇
佛國巴里府大革命共和政體確立一百年期 萬國博覽會	我明治廿二年五月五日ヨリ 十月三十一日ニ至ル	一三〇、〇〇〇〇〇〇
米國斯府コロンプス世界博覽會	我明治廿六年五月一日ヨリ 十月三十日ニ至ル	七三〇、七六六三三三

第三十三章 洋式模範工場設立

明治政府は維新の鴻圖を創業し、西洋文物制度の輸入と共に機械工業の必要を感じ、まづ第一の輸出品たりし生絲の改良を圖り、明治三年ころより佛人を聘して機械製絲の模範工場を群馬縣上野國北甘樂郡富岡に建築せり。同じき五年にいたり全く落成せしかば、工女二百餘人を募り、製絲の業を傳習せしめらる。この工女新陳交代して各地に散在し、製絲の教師たるもの幾千人の多きに及びり。これがため一般に製絲の品位を進め、維新の際失墜せし聲價を挽回し、又各地競うて機械製絲所を設立するにいたれり。この興業費拾壹萬貳千四百五拾六圓四拾壹錢餘又政府は製絲業を奨励するに従ひ、屑絲屑繭の生ずること多きを以て、屑絲紡績所を起すことに決し、明治七年瑞西人を聘して群馬縣上野國縁野郡新町に建築し、同じき十年十月これを開業せらる。この興業費拾參萬八千九百八拾圓又陸海軍の擴張を主とし一般服制の變更をきたしたるがゆゑ、將來絨類の輸入を仰ぐこと多きをもて、内國に製造所の模範工場を興し、且牧羊を奨励するため、同じき九年獨逸にて製羔業を修めたる井上省三を同國に遣して技師を聘し、府下葛飾郡千住に工場を新築し、同じき十一月開業の式を擧げらる。明治十四年農商務省の置の際同省の所管に移りしが其後同じき十九年工部省の所管に移り又同じき廿一年陸軍省の所管に移りといふこの興業費貳拾九萬參千九百貳拾貳圓八拾七錢餘又草綿の服用に缺くべからざるものなるも紡絲の術未だ其よろしきを得ざるがため、綿絲、綿布の輸入を招き、本邦の綿業をして漸々萎靡せしめたるをもて、政府は紡績工場を設立して、その利源を人民に示し、綿業の衰頹を挽回する策をとり、同じき十一年一月内務省は二千錘立紡績機械二基を購求し、地を草綿の産出多き愛知縣下三河國額田

郡大平村、并に廣島縣下安藝郡上瀬野村の兩所にトシ、同じき十二年四月一基を廣島縣下へ渡し、同じき年八月一基を愛知縣下へ渡され、建築に着手し、愛知縣の分は同じき十四年二月にいたり、其功を竣へて十二月より營業を開始せしも、廣島縣の分は機械の据付を竣へずして同じき十五年にいたり、廣島縣へ引渡されたり。この二紡績工場は、同じき三十四兩年の間に起業基金を以て二千錘紡績機械十基を英國より購求して各縣の有志者へ十年賦にて拂下げられたるゆゑに、各地方一時に紡績業起り、模範工場の效用をなさざりき。内務省はこれらの模範工場を建てたる外西洋建築の行はるゝにつれ攝綿篤の必要を感じ、深川清住町に攝綿篤製造所を設置する經營ありしが、この事業は明治七年一月工部省に割屬し、深川製作寮出張所と改め、同寮六等出仕宇都宮三郎をしてその事を監督せしめらる。土木寮の計畫は英佛の製造に適せざるを以て悉く取拂ひ、同じき八年五月十九日諸工場落成し、この日初めて攝綿篤若干を燒製せられしといふ。また工部省は硝子の日用必需の品にして常に外國の輸入を仰ぐをもて、模範工場をたつる計畫ありしが、同じき九年四月一日北品川驛に品川硝子製造所を起し、英人を聘してプリント硝子を製造せしめられしより、我邦の硝子製造大に面目を改めしとぞ。然るに其後同じき十三年十一月政府は工場勧誘の爲、さきに設立したる諸工場の組織整頓するに從ひ、官廳の所有を解き人民の營業に移すべき旨をもて工場拂下規則を定められしかば、千住製絨所を除く外はいづれも人民の所有に歸したり。明治十七年攝綿篤製造所を淺野惣廿年新町絲紡績所を三井家に拂下げられついで同じき廿六年富岡製絲所を同家に一併に拂下げられたる以來同じき拂下られしがこの他品川硝子製造所愛知、廣島の兩紡績所も拂下げられたりといふされどもこれら模範工場に倣うて私立の工場を起すものいでたるより、我工業社會は頓に面目を改め、今日の隆盛を見るにいたれり。

### 第三十四章 工業の組合

工業に組合を設けて一致團結を圖り、同業者の利益を増進せしことは既に前期において、延享中京都西陣の高機織屋より京都町奉行に請願して松組、竹組、梅組、鶴組、龜組、永字組、紗組の七組寶曆十三年に至り更に本字組を加へて八組とすを設けて新規加入を禁じ、且織工の取締を嚴重にしたりき。天明中、能登輪島の漆器商も亦協同して大黒講と稱する組合を起し、價格を一定して信用を得しが、其後天保中同所の漆工相集りて別に遐福講と稱する組合を起し、互に信義を厚くし販路の擴張を圖りしといふ。この他なほこれに類する組合もありしが、明治維新後却て工業家の一致團結を缺き、いづれも個々の利益に走り、遂に疎製濫造の弊を生ずるにいたれり。こゝにおいて西陣桐生の如きは早くも同業者組合の必要を感じ、西陣の織物十八社明治二年桐生の桐生會社明治八年など起れり。いづれも機業上一般の監督をなし、各自の製品を檢査して證紙を製品に貼付せしめ、其精疎を區別せしが、其後政府においても大に同業組合の必要を感じられ、農商務省より同じき十七年十一月同業組合準則を發布して同業組合を設けしめらる。この準則は適宜に地區を定め、二府縣以上の同業者相集り聯合組合を起すことを許さる同業者のみにて組合を組織するものあり、又營業上の利害を共にする者を入れて組合を組織するものなどありて一樣ならざるも仲買商の如き、製造品に利害を有するものを入れて製品の改良を圖れるもの多し、例へば丹後縮緬組合の縮緬及絹織物製造者より卸賣、仲買、仲次、練仕上の各營業者をもて組織せるが如し。但加賀の江沼陶器組合の如き製造家畫工とも一組合に屬するも、分業行はれて各土地の異なるより其



業務を割きて、九谷陶磁器窯元組合、九谷陶器畫工組合、九谷陶器商組合の三つに分てるが如きは例外として見るべきのみ、明くる十八年より各地ともこの準則によりて組合を組織し、營業上の福利を増進し、濫悪の弊害を矯正することを圖りしも、其功を奏するもの少かりき。よりて京都府の如きは明治廿四年農商務省に申請して商工業組合取締規則を發布し、大に勵行を加へしより西陣の機業頓に整ひしといふ。福井縣の如きも取締規則を發布し、同じき廿六年五月より羽二重の検査法をはじめ、品位を査定し、等級に應じたる證紙を貼用し、検査員これに捺印して其責任を明にせり、石川縣の如きも同じき廿九年一月より福井縣にならひて羽二重に検査法を行へり。この他別に取締規則によらざるも組合において検査法を規定したるは山梨縣の染業組合が仲買商と謀り、藍染品に限り、市日毎に検査を行ひ、検印を捺したる證紙なきものは一切取引せざることを約したるが如き、又愛知縣麥稈眞田の組合が一反毎に名紙商標を貼付することを規定し、時々視察員を遣して検査せしめ、もし不正品のある時は其旨を需要地へ通知したる上、なほ問屋と組合事務所の門前とに掲示して其規約に違反せしことを明白にせしが如き類あり、されども商品を検査して疎製濫造を防ぎ、購買者の信用を博したることは既に前期において丹後縮緬の宮津印會所におけるが如き、又近江麻布の彦根麻布改役所におけるが如き、いづれも検査を行ひて印章を捺し、其商品の確實なることを擔保して其目的を達したりき。

また同業者の聯合會は明治十五年十月、綿絲紡績業者が大阪に聯合會を開きたるに始まりし。ことに同會は同じき十七八年のころ淡州總及和番號を廢して洋總造に改め、洋番號を用ゐることに一

定したるが如き、又同じき廿二年七月印度へ視察員を遣し、同じき廿六年にいたり綿花の直輸入を圖り、郵船會社と特約を結びたるが如き、大に一致團結の効を顯し、これが、これについで同じき十六年一月洋紙製造業者相謀りて東京に製紙所聯合會を開きしが、近年洋紙製造所次第に増加し、今は九の製造所同盟して益々製紙の改良を圖るといふ。其後同じき廿七年九月燐寸業者も亦相謀りて日本燐寸義會を起し、本部を神戸に置き綿絲紡績業聯合會の如く、一致團結の力をもて運動する所あらんとせしも、未だ其目的を達すること能はざりき。同じき三十年四月六日法律第四十七號 我政府は重要輸出品同業組合法を發布せらる。さきに明治十七年十一月發布せられたる組合準則に略同じといへども、唯同業組合の定款において検査規程を設け、組合員の營業品を検査することの一條と、検査證を營業品に偽りて附したるもの、處罰法とを規定せらる。又同じき三十三年三月六日法律第三十四號 産業組合法を發布せらる。産業組合は社團法人にしてこれを信用組合、販賣組合、購賣組合、生産組合の四種に分ち、但信用組合の事業のみは他の組合の事業と相兼ねることを得ざるものとす また其組織を無限責任、有限責任保證責任の三種に區別し、いづれの場合にても七人以上にあらざれば許されざるものとす。さきに明治二十九年四月二十日法律第八十二號 日本勸業銀行法并に農工銀行法法律第十三號 を發布し、農工業の改良發達を圖られしが、こゝに至り産業組合法と相俟ちて大に其效力を顯すことなるべし。勸業銀行は三十年八月二日開業し農工銀行は三十一年一月に至り開業せり 又産業組合法と同時に重要物産同業組合法法律第三十五號 を發布し、さきに發布せられし重要輸出品同業組合法を廢止せらる。重要物産同業組合法は四月一日より施行

## 第三十五章 機械術絲業附摺糸

安政六年七月横濱の開港にあたり、生絲の海外に需要せらるゝや、蠶業頓に振興し、輸出生絲の製造をなすもの漸く増加せしも、外國人の取引になれざるより躊躇するもの多かりしが、上州前橋の商人道具屋又藏はじめ佛蘭西二十番館へ賣込たるより、横濱居留地外國人との取引はじまり、各地輸出絲の製造に意を傾け、上州、信州、甲州、濃州、江州、奥州等より競うて生絲を横濱へいだすに至り。當時の生絲は手挽坐繰の織度三十以上のものにして土地により其つくり方を異にせしかば、提造上州前橋、富岡、下仁田、信州 島田造武州八王子、信州 鐵砲造奥州仙臺、江州長濱 など稱したりき。開港の當時は各地とも粗造の弊なく幼稚ながらも精製をつとめたるより聲價を墜さず、ことに信州飯田産島田造の如きは其品位全國に冠たるを以て價格常に一等の地位を占めたりしといふ。然るに萬延元年の末より文久元年の初にわたり、上州、信州をはじめとして外國人が細絲を好むより、一般に細糸に意を傾けたる際坐繰フックの二緒取世にいしより、生産者の慾心を増長せしめ、たゞ繰目の多きと細緻とを競ふ一點に傾き、知らず／＼粗造に陥りたり。されども佛蘭西二十番館をはじめ、其他英吉利商人など精粗をしらず、漫に購求して歐洲へ輸送せしかば、絲價一時に騰貴し、農商共に互利を博せしかば、續いて奸商等の不正品をいだすものありたり、かくて明治元年にいたり、英國倫敦に機用に適せざるもの數千捆堆積するに至りしかば、頓に聲價を墜し、輸出著く減少し、爲に農商の破産するものを出せり。同じき年四月大總督府は生絲改所を江戸に置き、輸出の生絲を檢查せられし

が、明くる二年九月に至り、各開港場に増置して不正品を斥けられたり。既に時運は製絲の改良を促し來り、同じき三年六月前橋藩の如きは速水堅曹に命じ、物産役所の入費を支出して瑞西人ミルランを聘し、前橋細澤町に六人取の機械を据付られしが、更に南勢多郡岩神村に地を下し廣瀬川の水を利用して十二人取の機械を据付けぬ。この年十月ミルランを解雇せられしかども、速水堅曹場長となり、西洋式の機械製絲法を廣む。これ蓋し我邦に於ける機械製絲の濫觴とす。岩神村の製絲場は縣に引渡してそれより小野組の手に入り又一時勲業寮のものとなりしが最後勝山宗三郎の所有に歸せり ミルランの前橋を去るや、小野組において雇入れ、東京築地二丁目五十人取の機械を据付け、手代古河市兵衛をして管理せしむ。この製絲場は同じき六年にいたり廢せりといふ。政府においても舊來の製絲法を改良する必要を認められ、明治三年四月議を民部大藏の兩省に下し、教師を海外より聘して一大製絲場を起すことに決し、佛人ブリユナを聘し、上州、信州の間を巡視し、つひに地を上州北甘樂郡富岡に相し、凡二年を費して建築工事全く落成せしかば、同じき五年六月開業式を擧げ、工女二百餘人を募り、繰絲の業を傳習せしめらる。この傳習工女各地に散在し、西洋式製絲の教師となり、全國の製絲業を一變せしめたり。明治二十六年となり益其事業を擴張し今は二口取鐵製機械三百五十釜四口取鐵製機械百二十釜を備ふるに至る 同じき年十一月工部省においてもミルランを聘し、葵坂に生絲試験所を建てらる。この試験所は明治十二年廢せらる 同じき六年七月福島縣二本松に於いて小野組の手代佐野利八速水堅曹を聘し、東京築地小野組製絲場の工女を集めて二本松製絲會社を起せり。これを奥羽七州機械製絲の始とす、佐野利八は獨二本松製絲會社を起しゝのみならず、奥羽諸州における座繰の改良を圖り、自ら針道、飯野、川俣、掛田の絲市へいで、折返造の絲を高く購求し、鐵砲造の絲を擯斥

せしより、一般に折返造に改まり奥羽座繰糸の價值を増加せしめしとぞ。佐野利八は明治十九年四月二本  
松製絲會社を解きて山田修、安

西清兵衛に譲渡し別に宮城縣伊具郡金山に製絲場を創設し上繰を製して米國へ輸出せしといふ同じき七年川村迂叟岩神製絲場の傳習生を聘し、栃木縣河内

郡石井村俗に大島河原といふにはじめて機械製絲場をたつ、これを栃木縣下における機械製絲の嚆矢とす。其

後大崎製絲の内外にしらる。明治二十三年三月三井家の所有に歸せしよりつゞいて石川縣の金澤も富岡製絲  
工場を増築し新に蒸汽機を据付しといふ

場の傳習生を聘して製絲會社を創立し、北陸も亦機械製絲起る。同じき年二月岩神製絲場の傳習生

星野長太郎、群馬縣南勞多郡水沼村に機械製絲場を建つ、まもなく速水堅曹も亦地を南勢多郡關根

村に卜して一大製絲場をたて、多くの工女を養成せしとぞ。この際信州の各地において築地小野組

の機械を買入れ、機械製絲場起る。これよりさき小野組において上諏訪深山田に蒸汽機械を据付け

製絲の業に従事せしが、其機械小にして用をなさざりしも、今日信州生絲の隆盛をきはむるにいた

りしものは小野組が率先して機械製絲場をたて、各部の有志者に資金を貸與して製絲場を起さしめ

たるによれりといふ。これより山梨、岐阜、福井等に於いても機械製絲場を起すものいづ。明治十

一二年のころにいたりては機械製絲の業全國に蔓延し、ことに長野、岐阜山梨縣の如きは規模の小

なる機械製絲場一時に増加せしが、まもなく群馬、福島の二縣著く増加し、其産額よりいふときは

長野縣につゞきて群馬第二となり、福島第三となり山梨第四となれり。其後累年産額の増加するや

疎製濫造の弊を生じければ、我政府は明治十八年蠶絲業組合準則農商務省第四十一號達を發布して組合を設けし

め、つゞいて同じき十九年蠶種検査規則をも發布して大に改良を圖られしかば、今は全國の製絲場

三千七十四に達せしかど、其規模大むね小にして一年中絶えず製絲に従事するものは、僅に金山、二

本松、米澤、室山、太田組名古屋彦根、三井組富岡、大崎、名等の製絲場にすぎず、生絲の輸出額も明治

十年ころまでは一年百七十二萬三千四斤此代價九百九十九萬なりしが、同じき廿年ころより一層増加し、

今は五百八十一萬四千六百八十六圓此代價四千八百八十六萬六千二百五十六圓廿八年調に達せり。その輸出を受くる國を擧ぐれば、北米合

衆國、佛蘭西、伊太利、瑞西、英吉利、露西亞、香港等にして北米合衆國つねに第一位に居り、佛

蘭西これにつげり、生絲の直輸出を企てしは群馬縣の人星野長太郎にして、長太郎は明治五年前橋

藩の岩神製絲場に入り、速水堅曹に就いて西洋式の製絲法を研究し、水沼において別に製絲場をた

てしが、元來生絲を改良して直輸出をなす志なりしかば、横濱の英吉利十九番館に託し、輸出を試

みたり、偶千葉縣の人佐藤百太郎米國より歸朝し、生絲、茶、雜貨の直輸出を企てしかば、明治九年

四月これに生絲直輸出の事を託し、弟新井領一郎に自製の座繰糸を携へて渡航せしめたるをもて直

輸出の嚆矢とす、又同じき年十二月二本松製絲場の佐野利八商務局長河瀬秀治に謀り、自製の娘と

稱する座繰糸を六百斤米國へ輸出し、明くる十年十二月山田修を米國に渡航せしめ、自製の機械絲

を輸出せしといふ。其後同じき十三年ころには横濱に貿易商會、同伸會社、扶桑商會等起りて直輸

出をなしも同伸社を除くの外まもなく解散したり大抵地方の生産者は開港場の生絲賣込問屋に託して販賣するをつねと

し、これが爲かの貫々料と稱する量目検査料并に外國商館持込運賃、問屋口錢などを拂ひ來れり。

今日とてもこの陋習を守り、直輸出をなすものは僅に同伸會社、生絲合名會社、三井物産會社ある

のみ、我邦第一の輸出品にしてかくの如くなるは遺憾の極みにこそ。これ政府においても生絲検査

所明治廿八年七月勅令第九十三號を横濱、神戸に置き、ことに生絲直輸出獎勵法明治三十年四月法律第四十八號を定めて生絲直輸出を懲

憑せらるゝ所以か。

西洋式の撚糸器械を我邦に傳へたるは、明治六年澳國博覽會のとき佐野副總裁が伊太利製輕便撚糸器械を購求したるに始まる。其後明治八年東京山下門内勸業試驗場に備付け、伊太利にて修業したる圓中文助をして各地より派遣せし傳習生に教授せしめらる。まもなく四谷内藤新宿勸業寮試驗場内今の内藤新宿御苑に移し、稍規模の大なる撚糸器械を模造し、水力を用ゐて運轉する仕懸をなし、伝習生に教授せしめられき。この傳習生各地に散じて器械撚糸業起れり。明治十年圓中文助石川縣金澤の有志者と謀り、一の撚糸會社を創立し、明くる十一年より開業せしが、これ實に我邦における撚糸會社の嚆矢とす。これと殆ど同時に傳習生栃木縣足利の人、初谷長太郎足利町二丁目に撚糸工場を起し、つづいて三重縣室山の人伊藤小左衛門も亦傳習生を聘して撚糸工場を起し、この二工場はしばらくにして廢したりといふ。京都府知事榎村正直の如きは、ことに器械撚糸の必要を感ぜられ、伝習生今西直次郎を佛國里昂に遣し修業せしめられしが、同じき十五年歸朝せしかば、愛宕郡田中村に府立撚糸工場を設立せらる。明治廿二年北村豐次郎に拂下げられ同じき廿八年株式會社となれり其後同じき二十二年桐生の日本織物株式會社において米國製の撚糸器械を備へて開業せしが、又同じき二十三年のころ、京都織物株式會社においても佛國里昂製の撚糸器械を備へて開業することゝなれり。同じき二十五年圓中文助京都府の有志者をすゝめて、京都小川町に日本撚糸株式會社を設立せしめしより、同じき二十七八年にいたり、京都には西陣撚糸再整株式會社、疎水撚糸株式會社、京都撚糸合資會社、小川撚糸合資會社等續々起れり。この他同じき二十九年、愛知縣名古屋に帝國撚糸株式會社と稱する一大撚

糸會社起れりとぞ。今は全國を通じて十二の撚糸會社ありといふ。これを要するに從來我邦に行はれし撚糸器械は唯一の軫車にして、支那と同じく濡製法なりしかば、種々の弊害ありしが、西洋式の撚糸器械行はるゝにいたりては、乾製法なるがゆゑ佛、地藏、閻魔など稱し、原糸の中より參又乃至五又の糸をひそかに私する風はやみにき。

### 第三十六章 機械紡績業

我邦從來綿糸を製するにはたゞ一の手紡車を用ゐる外、別に機械と稱すべきほどのものなかりき。手紡車は天正中越後にて麻糸を製するに用ゐしものにて、その後綿糸を製するにもこの紡車を用ゐることゝなれりとぞ。維新前までは紡績事業を以て一家の産業となし、生計を立つるものなくして只農家の婦女子が本業の餘暇を以て紡車をくり其製糸を認にして市場に賣捌きたるに過ぎず、開港前偶洋糸の琉球へ舶載せるものあり、薩摩の豪商濱崎太平治これを得て藩主齊彬に寄贈せり。これスロツスル製のものにして當時何の原料によりて製したるかを辨ずるものなし。つひにこれを西陣に送りて其價格を鑑定せしめられしに、西陣においても其原料を判別すること能はず、絹綿交糸ならんとの鑑定を下し、評價を附したりといふ。齊彬常にごの洋糸を見て將來日本の膏血を絞るものは實にこのものなりと慷慨せられしが、其後鹿兒島藩は六千鍾其中二千鍾はスロツスル四千鍾はミユールの紡績機械を英國ブラット商會に注文し、地を鹿兒島城下磯村に卜し、文久元年米國人某を建築擔當者として雇入れ、工場建築に着手し、同じき三年工場落成して開業の式を擧げらる。紡績機械に西曆一千八百六十六年英國製の文字あり印度綿

絲紡績工場創立を去ること僅に十二年のみ。印度の綿糸紡績工場の創立は一千八百五十二年にして即我嘉永四年にあたり 鹿兒島は石炭の便なく、又原綿の栽培なきがゆゑに石炭は筑前より、原綿は大阪或は廣島によることなれば、工場の位置よりいふときはやゝ缺點なきにあらざれども、固より私利を營むためのものにあらずして模範工場の考なりしかば、つひに建設せられたりといふ。實に機械を以て綿糸を紡績するはこれを創始とす。鹿兒島紡績所は一旦薩崎太平洋へ拂渡されしが故ありて再び島津家の所有に歸し今日にいたれり 尙又鹿兒島藩においては大に紡績業を起す計畫ありてまつ人を泉州堺に遣し、藩邸建設の名を以て敷地を購求し、機械は更にミユール二千錘一組を英國某商會へ注文せられしが、この機械の到着するや偶維新に際し、國事多端のをりにてこれを顧るに違あらざりければ、其のまゝに附しおかれしが、其後國事鎮定に至り、直に事業經營に従事し、漸く明治三年竣工したるを以て同じき年四月八日開業の式を擧げらる。これ我邦第二の紡績所にして今の川崎紡績所これなり。廢藩の後大藏省勸農寮に買上げられまもなく鹿兒島の商人肥後孫左衛門に拂下げられしが今は又川崎正左衛門の所有に移れり この二紡績所につぎては東京北豊島郡瀧川村鹿島紡績所なりとす、はじめ元治元年物價騰貴して市民非常に困窮せしかば、舊幕府より物價引下の方法を府下の諸問屋一般へ下問ありしに、當時鹿島萬平綿布類の値下げ方は洋式機械を用ゐて綿糸を製し、専ら人力を省くべきことを以てせしに、明くる年にいたり、綿糸紡績所設立の内命を受けたるを以て百方同志を募り、漸く七八名を得たりしかば、横濱在留の米人ウォルス商會に託して英國へ紡績機械一基を注文せり。當時スエス地峽の開鑿未だ工を竣へざるが爲、帆船にて喜望峯を経回漕すること故、同三年間横濱港到着の約束なりしかば、明治元年にいたり同港に到着せしが、恰も維新の際にて奥羽の戦争尙未だ鎮定せず、市民いづれも惧疑を懷き、滿都沈淪の極に

達したる時にて、起業の念に違あらざりき。よりて米人に示談をなして同機械は其儘預け置きしが、幾ならずして維新の變亂も全く鎮定せしかば、萬平建設の計畫に著手せしに同志の中既に退身したるものありて僅に三名となり、更に同志を募るも應ずるものなく、空しく時日を経過し、明治三年にいたり、漸く民部省通商司の保護を得て瀧川村に敷地を求め、設立に著手せしも、當時我邦在留の外國人中紡績事業に熟せしものなく、種々の困難に遭遇したる後英國人を雇入れ、機械据付を改め、同じき五年の冬にいたり、竣工して營業をはじめしとぞ。この紡績機械はリングフレーム式にして、其錘數僅に七百餘の一小工場なれども、これを民設にかゝる紡績所の嚆矢とす。明治元年より同じき十年に至る十年間輸入諸品原價の總額凡貳億四千六百万壹千七百餘圓にして、其中綿糸布の原價八千九百五拾八萬六千六百餘圓なり。即ち綿糸布の額は諸品原價總額の百分の三十六にあたり。明治十三年大阪に開きたる綿糸共進會の報告書に據る されば政府においても紡績事業を誘導することに決し、まづ綿産地に官立の模範工場を設立することとし、同じき十一年四月内務省は二千錘紡績機械二基を英國マンチエスタ製造所へ注文し、地を愛知縣下三河國額田郡大平村、及廣島縣下安藝國安藝郡上瀬野村の兩所に卜して工場の建築に著手せられ。愛知縣大平村の紡績所は明治十四年二月に至り竣工したれども風雨の爲破壊せられその年十二月に至り開業せらる同じき十九年篠田直方の請願にその年十一月工場一式を擧げて拂下げらる又廣島縣上瀬野村の紡績所は同じき十四年七月に至り竣工したれども 又同じき十二年内務省は綿糸紡績事業奨励のため、起業基金を以て二千錘紡績機械二十基十基は英國に注文し十基は文部省に於いて製造せり を購求し無利息十年賦を以て明治十三年より十四年の間に大阪府をはじめ、三重、靜岡、岡山、栃木、山梨、長崎縣等の有志者に拂渡さる。これより紡績所續々各地に起れり。同じき十五年十月農商務省愛知

紡績所長心得岡田令高の發議により、全國綿糸紡績事業を營むものを大阪に招集し、綿糸紡績同業聯合會を建設し聯合約束を商議結了し、明くる十六年一月一日よりこれを施行し、毎年四月十五日を會合の期とし、各自この約束に基き互に相協同して紡績事業の隆盛を圖れり。明治十五年聯合會創設のころまでは多く淡州綴及和番號を用ゐたりしが、漸次洋綴の便利なることをさとり、遂に同じき十七八年のころより聯合會に於いて互に申合洋綴製縮機械を購入し、いづれも洋製造にして販賣することとなり、從ひて糸番號の稱呼及相場の量目共に輸入糸と異なることなきにいたれり。又同じき廿二年七月聯合會より英領印度商工業視察のため官吏の派遣を請願せしかば、政府より外務書記官佐野常樹を孟買地方に派遣せらる。よりて大阪紡績會社員川村利兵衛、三重紡績會社員杉村仙之助を隨行せしめ、孟買のタタ商會の契約を結びて綿花の直取引をなすことになりしが、つひに其後郵船會社と特約を結び、印度孟買の直航を開くことに決し、同じき廿六年十月七日第一回に廣島丸を神戸港より出帆せしめしが、其後引つゞきて今日に至れり。政府においても紡績事業の益々必要を認められ、同じき廿九年四月一日より綿花輸入税を免除せらる。明治十二年に在ては僅に三所の工場八千二百四本の紡錘なりしに、同じき廿二年の半にいたり、其間十年餘にして二十六所の工場十六萬五千七百十二本の紡錘となれるが、今は六十七所の工場百十四萬七千四百五十五本の紡錘明治廿九年五月調査となり英領印度、支那、北米合衆國等より一億七千六百五十五萬五千五百一十斤此原價千貳百五拾七萬五千參百五拾貳圓明治廿九年の輸入を仰ぎ、普通十手より二十手のものを多く製造するも、其細糸に至りては八十手のものをも多く製造すといふ。ことに昨年來大阪の日本紡績株式會社明治廿九年創立にては瓦斯燒紡績糸の如き、細

糸のものをも製造するにいたれり。

生糸は貿易品の第一位を占むるも、屑糸屑繭に至りてはこれを紬糸眞綿に製するのみにて、偶これを輸出するも、その價極めて安きがゆゑに、明治八年十二月參議木戸孝允、參議大久保利通等屑糸紡績所設立の事を建議し、ついに内務省において設立することとなり、機械を瑞西國より購求し、明くる九年地を群馬縣上野國綠野郡温井川の邊なる新町に卜し、獨逸より建築師グレイフアン機械師マルチン紡績師ヘールを聘し、内務省出仕佐々木長淳をして工事を監督せしめ、その年二月より起工し、同じき十年六月にいたり、工場全く落成し、十月より開業せらる。これを我邦絹糸紡績の濫觴とす。明治廿年六月三越得左衛門へ拂下げらる其後京都より傳習生を新町紡績所へ遣し、七千二百錘の機械を英國より購求し、京都第一絹糸紡績株式會社と稱し、同じき廿二年二月より營業せり。又同じき廿二年八月日本絹糸紡績株式會社を起し、本社を横濱境町に置き、工場を程谷在星川村に設け、二千七百錘の機械を据ゑて製造に従事せしが、又岡山紡績株式會社にてもこのころより絹糸の紡績をはじめしといふ。皆いづれも新町屑糸紡績所の職工を用ゐしものなりとぞ。又前橋紡績所は繭の毛羽を使用して一種の紡績糸となしたる創業者なり。はじめ前橋藩の士族にして發起したるものありしかど、充分に效を顯すこと能はざりしが、其後明治十二年七月同藩の士族中この業を企てたるものありて漸く其端緒を開きしも、重に手細工にしてミユールの如き文明の利器を使用することをしらず、收支相償はざりき。其後千住製絨所長井上省三の注意に基き、歐洲より完全なる紡績機械を購求し、これを以て一種獨特の紡績糸を製造することを得たり。こゝにおいて前橋藩の士族中各多少の資金

をいだし、懐清社と稱する一社を起し、工場を群馬縣上野國南勢多郡上川淵村字六供にたてしが、同じき十五年五月ころにいたりてはや、精良なる糸を製し、藥囊絨の原料に供せしも、其後懐清社廢れて前橋紡績會社となり、幾多の變遷を経て、同じき二十八年六月、同社故ありて任意解散をなし、同じき年九月これを三井家に讓渡して今日に及びといふ。

また麻糸紡績は明治十六年滋賀縣大津町字松本村に創設したるを以て其嚆矢とす。ことに政府よりこの事業に對しては模範工場ともなるべきものゆゑ、機械購求費として金八萬五千五百四十六圓餘を十年賦にて貸與せられ、英佛の機械を英國製二千二百二十購求し、農商務省より技師を派遣して建築工事を監督せしめられしが、同じき十九年九月より近江麻糸紡績會社と稱し、營業するにいたり。明くる二十年五月北海道札幌に北海道製麻會社を創設するものあり。これにも政府は數年間若干の補助金を貸與せられしが、北海道製麻會社は麻苧の外亞麻をうるゑて紡績せりとぞ。北海道においては明治四年ころより、藍を試作するものありしが同じき十九年北海道廳より技師を歐米に派遣し其生産地に就いて調査せしめ又亞麻の耕作に熟練せる白耳義國の農夫を雇入れこれが耕地を傳習せしめられしより亞麻を耕作するもの著く増加し今は殆ど四百餘町に及びといふ。又同じき二十一年にいたり、栃木縣鹿沼に於いても下野麻紡績會社を創設せしといふ。されども將來最も有望なる麻業に對してこれら三會社の外他においてこの事業を起すものなきは一大遺憾ならずや。

明治二十二年七月調査 綿糸紡績所一覽表

工場名	創立年月	工場數	錘數
-----	------	-----	----

鹿兒島紡績所	文久三年	一	五、四五六
川崎紡績所	明治四年八月	二	七、四五六
鹿島紡績所 <small>廿二年東京紡績所ニ合併</small>	同 五年十月	三	八、二〇四
姫路紡績所	同 十二年	四	一〇、二〇四
堂島紡績所	同 十三年八月	五	一二、二〇四
岡山紡績所	同 十四年六月	七	一六、二〇四
愛知紡績所	同 年十二月		
玉島紡績所	同 十五年一月		
桑原紡績所	同 年二月		
廣島紡績所	同 年六月	一三	二八、二〇四
三重紡績所	同 年九月		
下村紡績所	同 年十月		
山梨紡績所	同 年十一月		
大阪紡績所	同 十六年七月		





農家の婦女が本業の餘暇を以て手紡するものなりしがゆゑに、同じ人によりてつくられたる品も毎に細大不齊を免れず、恰も異りたる人によりてつくられたるものゝ如くなりき。然るに洋糸は其質均一にして、其太さを區別するにも番順を以てすることゆゑ、何番の糸と稱すればいづれの國の糸にても其太さにおいては毫も異なることなし。これ當に品位の均一を得るのみならず、また織工の勞力を減ずる便益あり。これに加ふるにかの瓦斯燒糸の如き細美の綿糸輸入し來り、我邦の織物俄然舊觀を一變し、更に從來なき所の織物を現出し、大に産額を増進せしめたり。愛知、岐阜の縞木綿、埼玉の二子織、紀州の綿フランネルの如きは綿布における變化にして、足利の絹綿交織、丹後、桐生の觀光縮緬の如きは絹布に及ぼし、影響なりとす。其源因たる皆洋糸輸入によらざるはなし。ここにおいて從來もてはやされし所の紋羽、眞岡木綿の類は殆ど其地位を失ふことゝなれり、またこれ時勢の一大變遷か。

### 第一款 ジャカード、バツタンの輸入

ジャカード、バツタン Jacquard Batten の我邦に傳はりたるは、明治五年十一月京都府より派遣せられたる織物傳習生佐倉常七、井上伊平織工吉田忠七器械工の三人が佛國里昂において買収したるものをはじめとす、佐倉常七、井上伊平は明るる六年十二月歸朝し、吉田忠七のみは惜いかな同じき七年三月歸朝の途次伊豆沖にて其乗船沈没したる爲、身も亦没したれば其法を傳へず、佐倉常七、井上伊平の携へかへりしジャカード、バツタン等の新機械は、同じき七年四月開かれたる第二回京

都博覽會に出品して、百口ジャカード二十臺、千二百口ジャカード二臺、紋彫器械一臺、バツタン二十挺、廣幅金織五十枚 あまねく世の機業家に紹介せられしといふ。京都府においてはこの年より二條河原町角倉屋敷跡に織工場を建築せられしが、明るる八年一月より生徒を集めて佐倉常七、井上伊平に洋式機業の教授をなさしめらる。中國、北陸等の諸國より傳習生を派遣して教授を託したるものも亦多かりき。東京においても明治八年山下の勸業試験場内に諸機械を据付らるゝや、さきと同じき六年澳國大博覽會にて佐野常民が購求したる澳式のジャカードを据付け、伊達彌助をして其機械を使用せしめらる。蓋し彌助は佐野常民に従ひて澳國大博覽會へ赴き、ジャカードの使用を視察したるが爲なり、其後この澳式ジャカード廿八臺并にバツタンの類を諸國へ資し、渡されたれども當時用法をしるものなきため、何等の功をも奏すること能はざりき。はじめジャカードの織工場に据付けらるゝや、荒木小平織物傳習のため織工場に入り、ジャカードの模造を志し、明治九年より日夜其製作に心を碎き、つひに同じき十年に至り、百口并に二百口のジャカード各一臺づゝをつくることを得たり。我邦においてジャカードを製造したることをはじめとす。この年第一回内國勸業博覽會へ二百口ジャカード一臺を三井物産會社より出品して其用法を示し、百口一臺は荒木小平の名を以て出品したり。されども織殿の外明治十年織工場を織殿と改むジャカードを用ゐるものなし。同じき十三年西陣の機業家佐々木清七が荒木小平の製造せしジャカードを購求して其工場に用ゐるは、西陣においてジャカードを使用せし率先者なりきとぞ。同じき十五年さきに京都府より派遣せられし織物傳習生近藤徳太郎佛國里昂より歸朝し、はじめて完全なる使用法を傳へられしが、又明るる十六年織物傳習生にジャカードを教ふる手解きの爲とて里昂よ

りドビを取寄せ、荒木小平に模造せしめて用ゐられしもの諸方にひろがりしとぞ。西陣にてはこの機を綜釣といふ。同じき十七年西陣に絹織物市場機ならずしをたてたるところ、微塵模様といふもの流行せしと、同じき廿年皇居御造營のため裝飾用織物の御用ありしとは、ジャカードの發達上大に與りて力ありきとなん。荒木小平は獨逸ジャカードの製造のみならず、紋彫器械をも佛國製にならひてつくること得たるが、今は西陣のみにも小平が製造せし紋彫器械を用ゐるもの百臺以上に達せしといふ。この一事にてもジャカードのいかに流行はれしかを知るべし。

兩毛地方へジャカードの輸入せしは、明治十年第一回内國勸業博覽會に出品したる荒木小平の製造せしジャカード二臺を購求したるにはじまり、其中二百口の一臺は桐生の人森山芳平、星野傳七郎、園田金十郎の三人にて購求し、百口の一臺は足利の人川島長十郎購求したりといふ。これ兩毛地方へジャカードの輸入せしはじめにて、同じき十三年桐生の人佐羽安兵衛、高橋孝吉の二人共同して荒木小平よりジャカード三臺を購求し、佐倉佐信常七の弟善七を京都より聘して研究せしも、その目的を達する見込なかりしかば、半年餘にして廢せしが、同じき十七年横山嘉兵衛も亦京都よりジャカードを購求して研究せしも其效なかりしかば、これまた幾ならずして廢せりとぞ。明くる十八年佐羽喜六米國に航し、鐵製ジャカード二臺を購求して歸朝せしが、其中九百口一臺は森山芳平これを購求し、六百口一臺は加藤正一これを購求したり。また喜六が携へ來りし一千八百八十年米國にて發明せし紋彫器械ビヤノマシン一臺をも森山芳平、横山嘉兵衛、田村雄三郎の三人にて購求せしが、運搬中破損せし所ありて、運轉自由ならざりしかば、高力直寛紋屋笠原才四郎に指教してつひに運轉

せしむることを得たり。この年東京にて開かれたる共進會へ鐵製ジャカードを以て織出したるもの出品せしといふ。足利の川島長十郎も亦この年はじめてジャカードを用ゐて紋羽二重を織出したるといへば、兩毛地方においてジャカードにより織いだしたるはこのころをもてはじめとすべし。されども眞にジャカードの運用を知りしは廿年ころよりのことにて、皇居御造營のため裝飾品の御用を森山芳平、横山嘉兵衛、藤生佐吉郎の三人に命ぜらるゝや、ジャカードの必要を感じ、横濱の商人に託してジャカード廿五臺を米國へ注文せしに、同じき廿年十二月到著したれども、悉く破損して用をなさざるにより、更に米國へ注文せしに同じき廿一年四月到著せり。このジャカードにて皇居御造營の御用器を織出したるより、機業家いづれもジャカードの必要を感じ、同じき廿三年ころよりは一般に紋羽二重にまで使用せらるゝこととなれり。皇居御造營のため紋彫器械の必要をも感じたれど、かの佐羽喜六が米國より携へかへりし紋彫器械は高價にして購求しがたきより、同じき廿一年藤生佐吉郎、高力直寛に謀り、木製にてつくることを工夫せしが、これより以前は紋彫器械なきゆゑ、一々京都へのぼせて彫らしめしとぞ。又同じき年横山嘉兵衛米國鐵製のジャカードと佛國製ジャカードとを折衷して一種簡便なるジャカードを創製せり。これらの木製紋彫器械折衷ジャカードなどいしより兩毛地方の機業家一時に競うて使用することとなれり。二人の功も亦大なりといふべし。これよりさき明治十六年京都よりバツタンを輸入し、また同じき十九年高力直寛が京都よりドビを傳へたるが如き、ジャカードと共に機業上の進歩に一大利益を與へしが、ことにバツタンの如きは最も廣く世に行はれ、今は殆どこの機械を使用せざる地なきまでにいたれり。

## 第二款 京都西陣の織物

維新後朝廷の典禮、貴紳の服装全く一變したると、株仲間の制廢せられて營業上規律を失ひしより、西陣の機業一時衰頽を極めしかば、明治二年京都府知事、長谷信篤西陣織工の世話役七十三名を置き、つゞいて御東行御下賜金拾五萬兩の中三萬兩を三井組、小野組に託し、西陣物産會社を油小路元誓願寺南入西側に設立し、頭取、取締を置き、且織物十八社模倣社、金襴社、博多社、襦子社、夏衣社、綾子社、木綿社、天鷲絨社、眞田社、新古帯社、綸子社、縮緬社、紗織社、羽二重社、古帯社、練絹社、精好社、繪絹に肝煎をおきなどして獎勵せられしが、これと同時に十八社においても制品検査所を知恵光院元誓願寺下る所に設立し後今出川大宮西へ、各所に移さる、各自の製品を検査して純絹織、絹緋交織、綿織正染、偽染の五種類に區別し、證紙を貼用することの規約を定め其手数料として一品毎に純絹織物は金貳錢其他は金壹錢づつを徴收せしが、この利益金はさきに西陣物産會社設立の際、京都府より借受けたる金三萬兩を償却するの資に供せられきとぞ。これが爲西陣織物の信用を厚くし少からざる利益を得しといふ。また榎村正直の京都府知事となるや、西陣織物の事に深く意を注がれしかば、同じき五年十一月佐倉常七、井上伊平、吉田忠七の三人を選び、佛國里昂に遣し織物を傳習せしめらる。佐倉常七、井上伊平は明くる六年十二月歸朝したりしかども、吉田忠七のみは歸朝延期を請願してなほ里昂に滞在し、同じき七年三月歸朝に際し伊豆沖にて其乗船沈没し、吉田忠七も亦没せり。されどもこれら傳習生によりてジャカード、バツタンを我邦に輸入することを得たり。同じき年西陣物産會社の織工場を二條河原町にたて生徒を募り、佐倉常七、井上伊平をして傳

習せしめらる。同じき十年榎村正直織物十八社を八部紋織部、生紋織部、羽二重織部、襦子織部、縮緬織部、博多織部、天鷲絨織部、木綿織部となし、諸般取締の規則を設け、物産會社を西陣織物會所と改めらる。またこの年、天皇陛下の京都に御駐蹕あらせらるゝや、さらに西陣織物會所を京都府の官有となし、御臨幸を奏請して名を織殿と改め、つゞいて近藤徳太郎物織、稻田勝太郎物染、今西直次郎製絲等を佛國に遣し、織物、染物、撚絲等の事を傳習せしめらる。されども其後收支償はずして遂に同じき十三年磯野小右衛門、仲井三郎兵衛等に拂渡さる。同じき十五年再び京都府の官有となし、さきに同じき十年里昂へ遣したる所の傳習生近藤徳太郎等歸朝せしかば、織殿を整理せしめ、皇居御造營の織物を織らしめられしが、同じき廿年京都織物會社起るに及びて同社に讓渡さる。同社は専ら機械をもて襦子都襦子、紋織の類を製出し、傍染物撚絲再整等を業とし各種の工場と蒸汽機關とを備へ、四百餘人の職工を使ふ、西陣は大むね自家工業にして、工場を有するは唯西陣紋織會社、川島工場あるのみ。これよりさき同じき十八年四月組合準則により西陣織物業組合規則を定め、粗製濫造の弊を一洗する目的を以て、同じき年十二月織物市場を創立し、再び各自の製品に證紙を貼用することの規約を結びしが、幾ならずしてその規約行はれずなりしかば、同じき十九年六月つひに織物市場を閉鎖するにいたれり。こゝにおいて京都府廳は同じき廿四年農商務省に申請して取締規則を發布し、地の陶磁器業漆器業染業等と共にこの規則によりて組合を設立せしめられたり。これ實に各府縣において商工業組合取締規則を發布せし嚆矢なりとす。

西陣の名譽を維持し、王政維新後更に種々の改良を施し、依然として全國織物の首位を占むる所

以のものは、偏に榎村正直が織殿設立の功にありといへども、これと同時に染色改良の功も亦大に與りて一段の力を添へたるものといふべし。初め明治三年舎密局を置き、其附屬として同じき八年染殿を設け、生徒を募りて西洋の染色法を傳習せしめられしが、同じき十五年舎密局と共に廢せられたり。されども染殿設立以來八年間生徒を養成して染色を改良し、西陣の機業に利益を與へたる事は織殿の功に譲らざるべし。又西陣織物の改良に關しては皇居御造營御用の事を左にのぶべし。これよりさき西陣織物は明治七八年のころより漸次隆盛の域に進み好況に向ひしが、いつしか粗製濫造の弊を生じ、同じき十三年ごろに至りては殆どその極に達せしかば、さしも海内に名を博したる西陣織物も一時世人に擯斥せられしと、當時一般に歐米舶來品を珍賞する氣風盛んなりしとは、西陣織物の販路に向ひて大なる障害を與へしといふ、其後幸にも皇居御造營の事起り、宮室御裝飾用の織物に關し其筋において種々議論ありしも、とにかく内國製品を用ゐることとなり、つひに同じき十九年京都織物會社并に川島甚兵衛、飯田新七、小林凌暉等に御用を命ぜられしが、實にこの御造營御用の一事は西陣織物改良の實を擧げ、諸般進歩の端緒を開きたるものにして、西陣におけるジャカード機械の使用、染法の改良、意匠の啓發、海外販路の擴張、織工技術の進歩、織工の奨励法等直接間接に其利益を與へたること少からざりきとぞ。されども又伊達父子川島甚兵衛の如き名工の功も亦るべからず、伊達彌助初め化學を修め、嘉永五年其力を假りて天鵝絨に友禪染をなすことを發明し、其後萬延のころ二重の綿天鵝絨を發明せしが、明治六年官命を奉じ、澳國大博覽會に赴き、紋織機械及飛梭機械の使用法を研究し、各國の織物票本一千二百餘種を齎し歸る。同じき八年東京

山下門内の勸業試験場に機械を設けらるゝや、澳國大博覽會にて佐野常民が購求せし、澳式の紋織機械を据付け、伊達彌助をして使用せしめらる。されども自己の工場にては別に見識ありて、舊式の花樓を用ゐてさらにジャカードを用ゐざりき。明治九年 二日歿す其子徳松父名を襲ひて彌助と改稱し、つとに化學を修め、刻苦研究して縞珍の紋様に一大改良を加ふ。就中梨子地紋様最も世に行はる。この他龍居織旅居織の繪様を改良して海綿八段修正して併せたるもの伊達錡織古製華文の絹布を模造せしものなどを工夫せしといふ。明治廿三年四月帝室技藝員に選ばれ同じき廿五年二月廿一日歿す伊達父子につゞきて川島甚兵衛の如きも、つとに輸出織物の改良に心をくだき、綴錦をはじめ種々の貴重なる織物を研究せしが、つひに明治十六年堀川一條の工場を改築して大に業務を擴張し、同じき十九年自ら渡航して歐洲の機業地を巡視し、明くる二十年歸朝するや、別に參考室をたて古今東西の織物班本を蒐集して機業上少からざる利益を與へしが、今日流行する風通織の如きも川島甚兵衛が、同じき廿三年再興せしより一般に織出すこととなり。この他近年金花山織を再興せしが如き、其一斑をしるべし、西陣織物に關して花樓の廢すべからざることは明治六年澳國に赴き、ジャカードを研究せし伊達彌助の主張せしことなるが、川島甚兵衛の如きも、或種類の織物に至りてはやはり花樓に用ゐるとならん、されば花樓も亦容易に廢すべからざるものにこそ。

### 第三款 兩毛織物の進歩

維新の變起るや、桐生の織物も一時需要の途を失ひ、産額減少せしも、王政復古の大業成り、天

下の形勢一變するや、需要頓に増加し、製造者の繁忙年を追うて加はる。明治四年のころに至り、奸商等この機に乗じ、桐生産の名を濫用して利を罔するものあり。爲に信用を墜して聲價を失ひしかば、有志の徒前途を憂へ、同業組合の必要を感じ、同じき八年桐生會社を設け、機業上一般の監督をなし、四種の證票を製品に貼付し、其精粗を區別して大に信用を回復せしが、森山芳平の如きは他に率先して早くも同じき十年第一回内國勸業博覽會へ出品したるジャカードを購入し、其使用法を講究しつゝありしが、同じき十一年有志家と謀り、群馬縣廳に請願して縣立醫學校に入り、同校の教諭小山健三に就いて染色の一斑を研究せしといふ。桐生に於いて染色の改良をなし、機業の發達を助けしは大むねこれら有志の徒なりき。同じき十二年佐田介石の觀光社員某のすゝめによりて後藤定吉、森山芳平に謀り、はじめて點縹子舶來の南京縹子にを織出し、其後定吉の製に倣うて黑縹子を織るもの多くいでしかば、かの西陣に於いて長井喜七が織出し、新織縹子とならひ行はれて遂に獨逸製の所謂南京縹子の轉入を減少せしむるを得たり。長井喜七は世々縹子職工にて明治の初年より南京縹子の輸入年ごとに加はり西陣縹子織の衰頹するを慨嘆し憤然として其輸入を防がんことを志し百方苦心してついに八枚縹子を織りいだし、かどはじめのほどはロー、又同じきもなければ上加茂の水車にてやう／＼光澤をつけしが後には一種の機械を創意し蒸氣を用ひて運轉せしむるにいたれり 又同じき十五年桐生會社の組織を改め、桐生物産會社と稱し、織物販賣者をも入社せしめ、且機業上の監督及維持の方法を足利町商工會と協議し、證票に絲質をも記入して改良進歩と販路の擴張とを圖れり。同じき十七年にいたり、さきに見本を送りたる米國より羽二重を注文し來りたるを以て佐羽吉右衛門小野里喜右衛門等これに應じて羽二重若干匹を送付せしもの羽二重輸出の濫觴となり、これより桐生において輸出羽二重を織るもの多くいでたり。同じき十九年染講習所を開設し、山岡農商

務技師を聘し、染法を傳習したりしかば、染色改良の效著く顯れしが、又同じき廿年ころよりジャカード機械を使用するもの年ごとに加はり、紋織の術一層進歩し、森山芳平、藤生佐吉郎、横山嘉兵衛等の如き精巧の紋様を織出すものいできぬ。されども桐生紋織類のかく進歩せしは、全く森山芳右衛門明治廿四年九月六日歿すの力多きにありきとぞ。又さきに米國の機業を視察して歸朝したる佐羽喜六が同じき廿年十一月にいたり、日本織物株式會社を起し、工場桐生町大字新宿にあり織物撚絲整理等の業に従事せしは、桐生における工場組織のはじめなるべし。其後同會社にては同じき廿五年ころより専ら織姫縹子を織出し、傍、甲斐絹、リボン等をも織出せり。同社の工場には百五十臺の織機を備へ、百六十馬力の暗水車を以てこれを運轉す。これより成愛合資會社梅田村大字上久方に在り普通織機百臺を備ふ縮緬合資會社桐生町大字安樂土に在り普通織機廿餘臺を備ふ等起りて益々盛大を極めたり。同じき廿三年ごろにいたり、既に粗製の弊を醸成し、組合規約のみにては到底これを防ぐことは能はざるにいたれり。よりに同じき廿五年組合準則により更に桐生工業組合織物製造業、織物仲買、生糸商、撚糸商、練糸商、ロール業、染色業、染料商、機械職、紋工、箆職、呉服商よりなれりを組織し、輸出織物には規定の證印を捺したる遊箋を其端に織込ましめ、内國品には検査法を確定せり。同じき廿九年四月町費を以て桐生織物學校を創立し、染色機織の業を授け、益々學術應用の道を講ぜりといふ。桐生織物の産地も年々増加し、今は山田、新田兩郡にわたり、二町十三村より織出し、其産額一年凡八百萬圓以上に達せり。

足利も文化文政を経て天保にいたり、絹織物著く増加せしが、明治の初年にはことに聲價大に揚り販路日に擴張せられしも、當時偶外國染料の輸入するや、機業家深く其染法を講究せずして偶使用し

たるにより、忽變色或は褪色して從來の信用を墜し、次第に需要を減少する狀況を呈せしかば、有志家深くこれを憂へ、明治十年勸業委員市川安左衛門、須永由兵衛等他の有志家に謀りて足利町に染色研究所を起せり。これよりやゝ改良の途に就き、其産額を増加せしも、世人大むね上州産物に見做し、足利の製造なることを知るもの甚少かりき。こゝにおいて同じき十二年木村勇藏今牛兵衛市川安左衛門、川島長十郎等相謀り、弘業會を起し、ついで織物の統計表を製し、同じき十四年第二回内國勸業博覽會に市川安左衛門を出品人物代として同會に出張せしめ、數千枚の統計表を各府縣人に配付せしめたるより、上州産物の名忽消滅して足利製造の名俄に四方に傳播せらる。同じき十七年有志家相謀り、同業組合費を以て染色講習所を設け、農商務技師山岡次郎を聘し、機業家の子弟に染色の法を授けたるを以て織物の面目を改め、漸く聲價を博するにいたれり。これよりさき既に明治十年川島長十郎の如きは、第一回内國勸業博覽會に出品せしジャカードを購求してその使用法を研究しつゝありしが、つひに同じき十八年にいたり、ジャカードを以て紋羽二重を織りいだすにいたれり。この年木村半兵衛堀越善重郎を米國に遣し、彼地の商況を視察せしめ、直輸出を試みたるに頗る好果を得たるを以て、有志家いづれも熱心に従事せしより漸々彼の信用を博し、需要年を追うて増加せしといふ。今日所謂足利の機業は足利、梁田の兩郡にわたり、その産額一年凡八百萬圓に達せり。維新後足利の機業がかく進歩せしは、偏に木村半兵衛、川島長十郎等の力なり。同じき廿二年十二月有志家團結して足利機業組合織物製造業、同仲買商、染料商、染色業、織物整理業等よりなれりを創立せしが、其目的は織物に關する業務の改良進歩を圖り、販路を内外に擴張するにありき。同じき廿八年四月縣費を以

て栃木縣工業學校を足利に置き、染色機織意匠等を授け、専ら實地の研究をなさしめらる。校長近藤徳太郎久しく佛國里昂に在りて機業を研究せし人ゆゑ、輸出織物に關しては機業家の顧問となりて少からざる利益を與へられしが、又同校には年々里昂より織物標本を購求して備付けられこれが爲、輸出織物の方針を指示し著く面目を改めしといふ。今現に流行する模様織傘地の如きは、概ねこの標本よりいでたるものなりとぞ。

伊勢崎も維新以來世運の進歩に伴うて縞模様染色の配合等著く進歩し、又夏物の産出年を追うて増加せり。されども明治八九年のころには舊領主酒井家の定められたる伊勢崎商事取締の法弛廢して其統一を失へると、西洋染料の輸入にあひて其性質を究めずして濫用したるとにより、忽にして需要者に擯斥せられ、他の不良品と同じく混ぜられ、數十年來の名聲も地に墜つるばかりなりしに、有志家これを憂へ、同じき十三年にいたり、取締法の統一に盡力せしも、當時物價昂騰して金融緩慢なりしかば、有志家の盡力も空しく水泡に歸し、一も改良の實效を顯すことなかりき。同じき十四年にいたり、群馬縣廳より勸業課員を派遣し、伊勢崎附近の機業家を懇諭して伊勢崎太織會社を創設せしめ、製品に證票を貼付し、且検査印を捺す等の事を規定せられしより、やゝ改良の端緒に就けり。同じき十八年有志家相集りて更に集談會を開き、農商務技師平賀義美、同山岡次郎より染色改良の方法をきき、益々染色講習の必要を感じければ、有志家相謀り、同じき十九年三十二人の醸金を以て染色講習所を起し、從來のアニリン染料を廢して更にかふるにアリザリン染料を用ゐることを約束せしとぞ。又この年伊勢崎太織會社の満期に際し、伊勢崎織物商工業組合を創設

し織物製造業、原料製織業、原料染糸商、蠶糸商、織物買次商、織物仲買商等よりなれり 織物の丈尺を定め織物の両端に白糸を織り、これに丈尺及製造人の印章を捺し、證紙を貼用して検査を経たる後賣買する規約を結べり。染色講習所は伊勢崎織物の改良には大に與りて力ありしが、設立以來數年にして事業弛廢せしかば、同じき廿九年四月組合の入費を以て伊勢崎染織學校を起し、染色の改良を圖れり。伊勢崎の機業も今は佐位、那波、新田、東群馬、南勢多の五郡にわたり、其産額一年凡百五拾萬圓の上にいづといふ。伊勢崎機業の進歩に關しては下城彌一郎の力多きに居れり。

#### 第四款 關東織物の進歩

東京府八王子の機業は前期に於いて既に頭角を顯し、維新後著く發達せしかば、從て其品種も次第に増加し、一樂、風通、壁、吉野、紅梅、博多、新米澤、縞八丈、八反織、綾糸織の類により博多平、武藏平、糸織平の類一々枚擧するに遑あらず、八王子も西洋染料の輸入するや、機業家争うてこれを使用し、一時其聲價を墜し、が、たまく明治十八年東京において織物外四品の共進會を開かるゝや、當業者も大に八王子地方織物の粗悪なるを感じければ、明くる十九年二月谷合彌七等三十二名の同業者相謀り、八王子織物組合を組織し、且染色改良の爲講習所建設の工を起し、同じき二十年農商務技師山岡次郎を聘し、いよく織物染色講習所を開き、完全なる染法を教授せしが、ついで神奈川縣技師中村喜一郎元神奈川縣所轄に屬すを聘して教師となし、専ら機業家の子弟に適當の染法を教授せしめ、これと同時に機業家を集めて染色に關する講話をなさしめしが、この年八王子

において一府九縣の繭、生絲、織物の共進會を開き、當業者に優劣を比較せしめて改進の念を起さしめき。又この年平保太郎等上州桐生よりジャカード井にドビを輸入して試用せしといふ。ジャカードは用ゐられざりしもドビの如きは一般に用ゐらるゝことゝなれり。其後中村喜一郎はつひに八王子に留りて専ら織物染色講習所に従事し、熱心に機業家の子弟を薰陶したる結果染色改良の目的を達し、八王子の機業頓に進歩し、一年五百萬圓以上の絹織物をいだすに至れるものは、全く講習所設置の功にしてこれが教授の任に當り、いと熱心に執掌せし中村喜一郎の力も亦與りて大なりといふべし。明治八年以來市場の區域を定め、横山、八日の兩市場にて一府三縣東京府にては南多摩、北多摩、久井、愛甲、高坐の三郡埼玉縣にては入間、高麗の二郡山梨縣にては南都留、北都留の二郡とすより製出する所の絹織物を賣買すること兩毛地方の絹布よりも一層盛なりとぞ。同じき廿八年五月織物染色講習所を廢し、組合の入費を以て八王子染色學校をたてしといふ。

山梨縣の郡内と稱する南北都留郡にて製する織物は古來郡内絹と稱し、多くは羽織裏地又は夜具地に用ゐられしが、維新後縞甲斐絹、繪甲斐絹の類流行して大に聲價を得たりしが、これらの外明治二年北都留郡畑倉村、幡野康利洋製の傘地絹を見て甲斐絹にかへんことを志し、百方苦心の末、同じき四年にいたり、はじめてこれを製出するや、これに倣うて製造するもの續々起り、ことに同じき七八年のころより海外輸出の道大に開けしかば、其産額次第に増加し、普通の甲斐絹と相並びて盛況を呈せしが、忽にして疎製濫造の弊を生ぜり。かくて同じき十八年ころにいたりては傘地絹も普通の甲斐絹と共に世の信用を失ひしにより、この頃より廣巾甲斐絹を製造して輸出することを

はじめしも、これまたしばらくにして疎製濫造のものをいひしかば、山梨縣廳に於いても深くこれを憂へ、同じき十九年農商務省に稟請して山口務、平田專太郎を南北都留郡に在勤せしめ、谷村留郡富濱留郡に設立したる色染所の教頭に任じ、染工を募りて染色法の大要を授け、且一般の注文に應じて甲斐絹用の原糸を染め與へしが、其他或は談話會を開き、或は共進會を設くる等奨励に怠らざりしを以て、やゝ頹勢を挽回するに至れり。然るに同じき廿二年この色染所を民業に移し、明くる廿三年にいたり、つひにこれを廢することゝなれり。これより再び疎製濫造の弊を生じ、頓に聲價を墜し、かば、縣廳においてこれを等閑に附せず、取締規則を發布して同業組合を組織せしめ、検査法を勵行することを命ぜられしが、其後同じき廿九年十月郡費を以て南都留郡谷村に南都留染織學校を設立し、機業上の改良を圖れりとぞ。

#### 第五款 輸出織物

羽二重は元京師の特有物産なりしが、輸出羽二重を織出したるは、明治廿一年以來のことにて輸出羽二重に關しては兩毛地方における桐生、足利の功に譲らざるべからず。桐生の如きは既に明治十七年米國より羽二重の注文をうけ、佐羽吉衛門、小野里喜右衛門等これに應じて羽二重若干匹を輸出せりとぞ。これ實に我邦羽二重輸出の嚆矢なりとす。同じき十八年縞羽二重を織出し、其後同じき廿一年紋羽二重をも織出すにいたれり。栃木縣の足利も明治十八年木村半兵衛の如きは、はやくも羽二重の輸出に注意し、堀越善重郎を米國に遣し、商況を視察せしめ、つゞいて羽二重の見本

を送りて羽二重輸出の端緒を開きしといふ。桐生、足利につぎては福島縣の川俣、石川縣の小松、大聖寺地方なりとす。川俣の如きは織物傳習生を桐生に遣して羽二重織の研究をなさしめ、同じき十九年より輸出羽二重を織出し、ことに輕目を以て賞せらる。石川縣も元來加賀絹の産地なれば、有志家はやくも明治十四年金澤に興産社を起し、一代士族の就産金をもて設立したれども利益なき爲同じき十七年これを廢せり佛式バツタンの新機械を輸入せしが、其後同じき十九年能美郡の共有金を以て若林吉作を京都、上州、甲州に遣し、洋傘地を織出したるが如き類、いづれも輸出品の目的なりきとぞ。偶同じき廿年桐生の機業家、星野傳七郎の石川縣下を巡遊するや、これを迎へて輸出羽二重織の傳習をうけしが、まもなく大聖寺に機業傳習所をたて、これと同時に小松に機業改良會社をたて、教師并に機大工を桐生より聘して研究せしが、頓に進歩し今日一年百九拾萬圓餘の産物となれり。

福井縣は羽二重織第一の土地なるが、其創業は却て前に揚げし諸縣の後にありき、はじめ明治八年福井縣の有志家舊敦賀縣に請願して縣費織物傳習生を京師の織工場後織殿と改稱すに遣し、バツタンの使用法を傳習せしめたるが、同じき九年敦賀縣廢せられ、石川縣に合併せらるゝや、縣費を廢せられ、同傳習生は修學半にして歸縣せしかば有志家更に石川縣廳に織機の購求を請願し、其二臺を借りうけ、同傳習生をして洋傘地絹を識らしめたり。同じき十年七月有志家團結して織工會社を起し、數十臺の織機を備へ、洋傘地、手巾地を織らしめしが、同じき十二年にいたり十臺を増加せりとぞ。既にしてこの業に従事するもの續々輩出し、同じき十八九年のころには機業家二十餘戸、織機の數二百臺の多きに達したるも、製品は洋傘地、手巾地にとゞまり、時々販路澁滞せしを以て當業者中大に前





研究所を設け、機業家を集めて専らアリザリンの染法を授け、漸々染色の改良を實施せりとぞ。其後同じき廿五年十日町機業改良組合を設け、益す機業の改良を圖り、つひに同じき廿七年にいたり、經糸に練糸を用ゐることを工夫せりといふ。明くる廿八年さらに東京及京都地方へ織物視察として樋口常太郎を派遣し、東京工業學校においてジャカード式の織方を修業せしめしが、歸郷以來同機の使用法を傳授し、且ドビ機を壁織に使用せしより、今はドビ五十臺を据付け、壁風通をも織出せり、近年にいたり十日町の機業著く發達し、機業家九百餘戸に増加し、其産額一年貳拾五萬圓の上にいづ、又技術の點も大に進歩し、撚透綾、壁透綾、縮緬透綾、風通透綾などの類を織出せり。十日町が小千谷を壓倒して二十年間にかく機業の隆運をいたし、は、全く染色の改良と新織機の輸入とにあり。

博多織は從來黒田家の保護をうけ、十一戸の株數なりしが、維新後この制限を解かれしより、年々機業家の數を増加せしかば、明治十三年三月同業者相謀りて博多織會社を起し、機業上の改良を圖りき、博多織も維新以來時勢の變遷に伴うてこれまで織出し、所の帶地の外、洋服地及其附屬品を初め、卓子掛、窓掛、椅子張地、婦人用袴地、名刺入、煙草入などの類を織出すこととなりしかば、古來使用せる植物染料にて染めあげたる色合のみにては到底不充分なるより、漸次輸入染料を使用する必要を感じたる際、縣廳より組合組織の事を達せられしかば、博多織會社を解散して、同じき十九年博多織同業組合を組織し、同心協力して染色の改良を圖りしとぞ、又同じき二十年撚絲器械及ジャカード井にドビの類を京都より購入し來りてこれを試用したるに、頗る簡便なるより漸次これ

を使用することゝなれり。其後組合の組織弛廢して振はざりしかば、同じき廿五年福岡縣廳より重要物産取締規則を發布せられ、同じき年十二月更に博多機業組合を組織せしめられしが、又同じき廿九年六月縣費を以て博多市に福岡縣工業學校を創設し、染色機織の學科をも加へられしといふ。これよりさき明治十八年九月松居工造一種の袋織を發明し、烟艸入名刺入などに用ゐられしが、其後三枚袋織を發明し、同じき廿六年五月農商務省特許局より專賣特許を得たりき。とにかく博多織中一生面を開きたるものといふべし。前期より各地において既に博多織を模造せしも維新後は一層増加し、東京府の八王子、京都府の西陣、群馬縣の桐生、山形縣の米澤に於いて製造するもの多くいでしが、ことに八王子製の博多は關東博多と稱せられ、糸質組織共に佳良にして本場博多を凌駕する勢あり。又米澤製の博多も關東博多と共に米澤博多の名を以て一時佳品をいだし、今は衰頽して聲價を減じたりとぞ。

#### 第七款 縞木綿の進歩

愛知縣の縞木綿は、中島郡を中心として名古屋市、海東、葉栗の二郡よりいづ、中島郡の機業は織田氏の時既に絹屋起より八丈絹をいだしといふ。織田氏の治を岐阜に移さるゝや、織工皆岐阜に移りしといひ傳ふ。其後天明寛政のころより綿結城縞、棧留縞の類を織るもの木曾川を挟みて美濃は笠松以南に起り、尾張は北方以南小信中島、奥、起、荏安賀新田に起りて、つひに祖父江、山崎に及べりとぞ。綿結城縞も文化文政以後にいたり、やゝ細糸の佳品をいだすことになりしが、其原

料は多く名古屋糸名古屋糸と稱する名古屋市中にて紡績せし糸と番糸と稱する播州よりを用ゐ、京都大阪へ輸出せしとなん。されども上方にてはすべて美濃縞と呼びしとぞ。そは一旦美濃之原北方のものに賣込み、それより京都、大阪へ輸出せしかば、かくは呼びしといふ。文久の末唐糸と稱する西洋紡績糸の輸入するや、一層細糸の佳品をいだしことゝなれり、然れども農業の餘暇織出すことゆゑ、其産額貳萬圓餘に充たざりきとぞ、又綿結城縞につゞいて一種佐織縞と稱するもの、郡の南端に接する海東郡佐織村より織出し、かば、これにならひて佐織縞を織りいだしもの多し、されども農業の餘暇自己が紡績したる糸をもて織出したるが如きものにて、綿結城縞に比すれば極めて疎雑のものなりき。この佐織縞は津島井に勝幡新田へいだし、それより江戸、奥羽地方へ販賣せしとなん。維新後にいたり西洋紡績糸益々輸入し、中島郡の機業にとりては大に利益を與へしが、其後疎製濫造にながれ一時衰運に傾きしも、明治五年小信中島村の機業家寛常左衛門が西洋紡績糸を内國の正藍にて染め、經緯とも二筋づゝ撚り合せて、所謂双子縞といふもの織出し、より、郡中一般に双子縞を織りいだし、つひに衰運を挽回することを得たり、其後同じき十一年ごろ小信中島村の寛直八三輪村宮池の酒井理一郎等瓦斯紡績糸を名古屋より買収して使用し始めしより、中島郡の機業頓に面目を改めしとぞ。寛直八の改良瓦斯糸織、酒井理一郎の綿一樂織の如きは皆瓦斯紡績糸輸入の結果よりいでたるものにて、殆ど絹織物に匹敵するほどの進歩を與へたりき。この他瓦斯紡績糸に絹糸を交へて羽二重織、徳用縞の如きものを織出すにいたれり。同じき廿五年一宮町の豊島正七三河國岡崎よりボタン機を輸入せしが、これと同時に領内村二の山内甚十郎も亦東京よりボタン機を輸入し、今は郡中この機を

使用するもの多し、これよりさき明治廿三年寛直八等主唱して中島郡織物業組合を組織せしも、明くる廿四年大地震ありて組合事務所を破壊せしより、組合の事務振はず、徒に空名を存するものとなれり。維新後中島郡の機業がかく發達せしは明治十一年ごろよりのことにて、同じき十七八年のころ西洋染料濫用のため一時信用を墜して振はざりしも、まもなく回復して一層盛大となりしが、同じき廿七年以來ことに著く増加し來り、今は殆ど其産額一年三百萬圓の上に達せり。製造戸數二千四百四十五十四人、織工二萬六千廿九年調其販路京都、大阪、伊勢地方をはじめ四國、九州より奥州、北海道に及べり。一宮町六次の市にて賣買する原料の價一年四百八拾五萬貳千圓餘。絹糸百四拾四萬圓、紡績糸百七拾貳萬圓、瓦斯糸貳百廿六萬圓、内外絹糸紡績糸四拾三萬圓の巨額に達せしといふ。もとより一宮市の原料賣買はひとり中島郡の原料のみに供するものにあらずして丹羽、葉栗、海東、海西其他岐阜縣の原料にも供せらるべしといへども、中島郡其大部分を占むるにて機業隆盛の一斑を知るべし。

### 第八款 フランネルの創製

綿フランネルは紀州和歌山の人瀬戸重助が創意よりいでたる織物にして、今は内地の需要を充たのみならず、外國輸出品の一として數へらるゝことなるが、はじめ重助和歌山藩兵の被服地に用ゐし無毛紋羽の粗悪にして、實用に適せざる爲新に一種の小倉織を織りいだし、明治四年はじめて成營の採用する所となれり。されども重助なほこれをもて足れりとせず、日夜良品の發明を企圖し、同じき年五月紺小倉其他三品の見本を大阪兵部省にいだし、用達を命ぜられしが、この年十月再び

同省の注文を受くるや、特に命ずるに紋羽の襦袢地は粗雑にして且かざり極めて不便なるにより、新に良好の品を製出すべき旨をもてせらる。重助其命を受くるや、種々の試験を施したる結果、つひに木綿糸を緯とし、紋羽糸を緯として、一丈餘の木綿を織出し、從來の紋羽に準じて、起毛法を施したるに、頗る良好の品を得たるを以て、直にこれを兵部省に納めしに大に好評を博し、多額の用達を命ぜらる。これを紀州綿フランネルの濫觴とす。明治六年大阪陸軍省に同じき七年大阪鎮臺及熊本鎮臺并に海軍省の用達を受け、同じき八年に至りて機械に改良を加へ、一層良好の製品をいだせり。其後この業を開始するもの續々輩出するにいたれり。されども今日の隆盛をいたしたるは和歌山縣が全く平松芳次郎に勸業資金を貸與し、同人をして力を製織及販路の擴張に盡さしめたる結果なりとす。この業の隆盛に赴くや、忽粗製濫造の弊を生じ衰頹の兆を顯し、かば、同業者相謀り、組合規約を設け、且染色講習所を開設し、教師を聘して生徒を養成せしめたるため、大に面目を改め、聲價を復することを得たり。この間時に盛衰ありといへども、明治廿七年の如きは最も隆盛を極め、一年の産額貳百五拾七萬圓の上に達せり、綿フランネルの輸出は明治八九年のころ既に朝鮮、支那及浦鹽斯德に試みたるものありしかど好結果を得ざりしに、同じき二十二年ころより支那地方の需要ありて漸々其數を増し、今日にては其輸出額殆ど四拾五萬圓餘になれりとぞ。

京都西陣の綿フランネルは、明治十八年盛んに綿糸の肩掛を織出し、ころ、綿フランネルの起毛法を考へ、ついで綾織を創製したりといふ。されども同じき十八九年のころまでは何れも經驗に乏しくして良好の品を織出すこと能はず、販路きはめて狭少なりしも、其後長足の進歩をなし同じき

廿二年ごろにいたりては全然面目を改め、良好の品をいだし、かば、忽時好に投じ、頗る需要を増加し供給の缺乏を告ぐるにいたれり。明くる廿三年この業は漸次隆盛に赴くや、其産額非常に増加せしも、織法染色兩つながら完からず、加之商況沈靜に傾き前年の如き盛況を見ること能はざりしかば、當業者いづれも困難を極め、往々破産者をいだすにいたれり。こゝにおいて當業者大に奮發して協同一致織法及染色の改良を勵行せしかば、明くる廿四年以來著々其歩を進め、産額一年に増加し、販路益々擴張せらる。今日に在ては起毛の巧妙なる柄様の優美なる一見舶來の毛製の如し。ことに綾フランネルは西陣の最も特技となれり。徳島縣も明治廿一年徳島の人佐々木治助、福永光等はじめ綿フランネルを織出し、廿五年ころより綾フランネルをも織出すものいできたり、今は本業に従事するもの次第に増加し、製品も頗る良好のものとなり、益々好況なりしかば、阿波絨業者は大抵副業として綿フランネルを織出すことゝなれり。愛媛縣の綿フランネルも輓近の創業なれども當業者の熱心なるがために長足の進歩をなし、今日に至りては其製品中まゝ見るべきもの多し、この縣の特技はことに白無地のきはめて純潔なるに在り。

### 第三十八章 綴錦并に段通の進歩

綴錦フレンシヤ一名天竺織は十五世紀のころ、白耳義の染業者ジャン、ゴベリン Gobelins の工夫せしものにて、かの高臺寺に傳ふる豊太閤の陣羽織糸織ゴ又寛永中角倉與一の商船によりて傳へられたる祇園會鷄鉾の見送り毛織ゴの如きは舶來のものにて、貴重せられしが、安永のころよりこれら舶來品に